

横浜市市庁舎移転新築工事

発注仕様書

平成 27 年 6 月

横浜市

目次

第1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 本工事の目的	1
3 用語の定義	2
4 本工事の範囲	2
(1) 設計・監理業務の範囲	2
(2) 施工業務の範囲	2
5 完成期限	2
(1) 本体工事	3
(2) 各所接続工事（横浜アイランドタワー接続工事、公共駐車場接続工事、馬車道駅 接続工事）	3
(3) 別途工事に対する総合管理業務	3
(4) (1)と(2)に係る設計・監理業務及び同時並行で施工される別途工事の設計・監理 業務と解体撤去その他工事の設計・監理業務	3
6 工事費の提出方法について	3
(1) 契約及び工事費内訳書の作成時期について	3
(2) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて	4
7 契約書類の構成と優先順位	4
8 本工事に係る関係書類の優先順位	5
(1) 設計段階（本体工事着工前）	5
(2) 施工段階（本体工事着工後）	5
9 施工コンソーシアムの構築について	5
第2 本工事における条件	6
1 建設予定地概要	6
(1) 位置、面積	6
(2) 都市計画など（横浜市HP参照のこと）	6
2 周辺インフラ等	6
(1) 周辺道路状況	7
(2) 下水再生水	7
(3) 下水道	7
(4) 電話・電気・上水道・ガス	7
(5) 地盤状況	7
(6) 建設予定地の土壌状況	7
(7) 工作物及び地中埋設物の状況	7
(8) 現存するオブジェの運搬・保管・移設工事	8
3 その他設計の前提となる条件	8

(1) 施工の範囲	8
(2) 市街地再開発事業における市の役割	8
4 施設内容と規模	9
5 機能構成条件	9
(1) 各所接続工事に関する条件	9
(2) 建設予定地の駐車場出入口に関する条件	10
(3) 横浜アイランドタワーを含めた熱源などの計画	10
(4) 馬車道駅と接続する地下通路の確保	10
(5) 大岡川との関連について	10
6 適用法令及び適用基準	10
第3 本施設整備の要求水準	11
1 共通事項	12
(1) 一般事項	12
(2) 景観・街並関係	12
(3) バリアフリー対応など	12
(4) 危機管理機能の維持	13
(5) セキュリティーに関する基本的な考え方	13
(6) 環境性能	13
(7) その他	13
2 建築計画の要求水準	14
(1) 外観計画	14
(2) 配置計画	14
(3) 動線計画	15
ア 共通事項	
イ 建物へのアクセス	
(ア) 歩行者など	
(イ) 自動車・自動二輪車	
ウ 建物内の動線	
(ア) 一般事項	
(イ) 動線に関する昇降機設備計画	
(ウ) 移動に関する事項	
(4) セキュリティー計画	18
ア 共通事項	
イ 行政部分	
ウ 議会部分	
(5) 施設計画	19
ア 共通事項	
イ 行政部分	

ウ	議会部分	
エ	屋根付き広場	
オ	商業施設	
カ	共用部	
	(ア) 出入口廻り	
	(イ) ホール・ロビーなど	
	(ウ) 便所廻り	
キ	駐車場など	
ク	管理・バックヤード	
ケ	その他	
(6)	外構計画	26
ア	共通事項	
イ	水辺のいこい空間	
ウ	広場など	
エ	その他	
(7)	仕上計画	27
ア	外装計画	
イ	内装計画	
ウ	建具関係	
	(ア) 共通	
	(イ) 各室出入口	
	(ウ) 外部出入口	
	(エ) 外部窓	
	(オ) その他の建具及び点検口など	
	(カ) 建具廻り	
(8)	安全・防災計画	31
(9)	環境計画	31
ア	自然環境	
イ	周辺環境	
(10)	サイン計画	32
(11)	維持管理計画	32
(12)	その他	34
3	構造計画の要求水準	35
(1)	基本方針	35
ア	構造安全性の目標	
イ	フレキシビリティの確保	
ウ	性能確保とコスト縮減の両立	
エ	地盤特性に配慮した設計用地震動の作成	
オ	地盤と地震動に配慮した構造計画	

カ	居住性能の確保	
キ	建築計画及び設備計画とあわせた総合的な検討	
ク	維持管理への配慮	
(2)	構造形式	36
(3)	耐久性能目標	36
(4)	地盤概要及び基礎	36
ア	地盤概要	
イ	地下水位及び液状化対策	
ウ	基礎形式	
(5)	荷重及び外力と設計目標	37
ア	設計用地震動、地震波及び耐震性能	
(7)	共通事項	
(イ)	稀に発生する地震動（レベル1）	
(ウ)	極めて稀に発生する地震動（レベル2）	
(エ)	余裕度確認用地震動	
イ	長周期地震動	
ウ	津波による想定浸水深	
エ	建築設備の設計用水平震度	
オ	設計用風荷重及び耐風性能	
カ	設計用積雪荷重	
キ	設計用積載荷重	
(6)	その他	40
ア	執務室の振動に関する居住性能	
(7)	床の歩行振動（鉛直振動）	
(イ)	風による水平振動	
イ	屋根ふき材及び帳壁等について	
ウ	建築物の安全性モニタリング機構	
4	昇降機設備計画の要求水準	41
(1)	共通事項	41
(2)	高層用乗用エレベーター	41
(3)	中層用乗用エレベーター	42
(4)	低層用乗用エレベーター	42
(5)	特定利用者用乗用エレベーター	43
(6)	物品搬出入・メンテナンス用人荷用エレベーター	43
(7)	非常用エレベーター	43
(8)	エスカレーター	43
(9)	監視盤	44
5	電気設備計画の要求水準	45
(1)	共通事項	45

(2) 電灯設備	45
ア 盤	
イ 照明	
ウ 非常照明・誘導灯	
エ コンセント	
オ 外灯、街路灯、景観照明	
カ 光走行式避難誘導装置	
キ 非常文字表示装置	
(3) 動力設備	46
(4) 幹線設備	47
(5) 雷保護設備	47
(6) 受変電設備	47
ア 受変電設備	
イ 接地設備	
(7) 電力貯蔵設備	48
ア 直流電源設備	
イ 交流無停電電源設備（UPS設備）	
(8) 発電設備	48
ア 非常用発電設備	
イ 太陽光発電設備	
ウ 燃料電池設備	
(ア) インフラ及び設置スペースの確保	
(イ) 燃料電池設備	
(9) 構内情報通信網設備	49
(10) 構内交換設備	50
ア 配管、電源及び設置スペースの確保	
イ 電話交換設備	
ウ 本施設内無線システム	
(11) 情報表示設備	51
ア 時刻表示	
イ マルチサイン設備	
(ア) 配管、電源及び設置スペースの確保	
(イ) マルチサイン設備	
ウ 登退庁表示設備（行政、議会共用）	
(12) 映像・音響設備	52
ア 配管、電源及び設置スペースの確保	
イ 映像・音響設備	
(13) 拡声設備	52
(14) 誘導支援設備	52

ア	音声誘導装置	
イ	インターホン、秘書呼出設備	
ウ	便所呼出設備	
エ	緊急呼出設備	
オ	難聴者支援設備	
(15)	テレビ共同受信設備	53
(16)	監視カメラ設備	53
ア	配管、電源及び設置スペースの確保	
イ	監視カメラ設備	
(17)	駐車管制設備	54
ア	配管、電源及び設置スペースの確保	
イ	駐車管制設備	
(18)	防犯・入退室管理設備	54
ア	配管、電源及び設置スペースの確保	
イ	機械警備設備	
ウ	入退室管理設備	
(19)	自動火災報知設備	55
(20)	電力監視設備	56
(21)	航空障害灯設備	56
(22)	ヘリコプター離発着場（緊急救助用スペース）灯設備	56
(23)	議場設備	56
ア	配管、電源及び設置スペースの確保	
イ	議場設備（議場）	
ウ	議場設備（傍聴席）	
エ	議場設備（傍聴席ロビー）	
オ	議場設備（当局職員控室）	
カ	議場設備（表示装置）	
キ	議場設備（議員控室用漏話防止設備）	
ク	議場設備（傍聴席内通信機能抑止設備）	
(24)	委員会室設備	58
ア	配管、電源及び設置スペースの確保	
イ	委員会室設備（共通）	
ウ	委員会室設備（常任委員会室）	
エ	委員会室設備（運営委員会室）	
オ	委員会室設備（委員会室副室）	
カ	委員会室設備（運営理事会室）	
キ	委員会室設備（全員協議会室、予算決算特別委員会室）	
ク	委員会室設備（表示装置）	
(25)	無線設備対応	61

ア	配管、電源及び設置スペースの確保	
イ	防災行政用無線回線設備	
ウ	交通局用無線設備	
エ	水道局用無線設備	
オ	アマチュア無線設備	
(26)	構内配電線路	61
(27)	構内通信線路	61
(28)	テレビ電波障害対策設備	61
(29)	報道関係機関対応設備	62
(30)	危機管理システム	62
(31)	環境監視設備	62
6	機械設備計画の要求水準	63
(1)	共通事項	63
(2)	熱源設備	64
(3)	空調設備	64
(4)	換気設備	65
(5)	排煙設備	65
(6)	自動制御設備	65
(7)	給水設備	67
ア	共通事項	
イ	上水	
ウ	雑用水	
(8)	給湯設備	67
(9)	排水設備	67
(10)	衛生器具設備	67
(11)	ガス設備	68
(12)	消火設備	68
第4	業務に関する仕様	69
1	共通事項	69
(1)	基本的事項	69
(2)	共通業務	69
(3)	その他共通業務	72
(4)	資料等の作成	75
(5)	調査	76
(6)	近隣	76
(7)	市民説明	77
2	設計業務に関する仕様	77
(1)	設計業務の範囲	77

(2)	設計業務計画書	77
(3)	設計業務	77
(4)	各種資料の作成	80
(5)	設計に係るその他の業務	81
3	工事監理業務に関する仕様	84
(1)	工事監理業務の範囲	84
(2)	工事監理業務計画書	84
(3)	工事監理業務	84
(4)	監理に係るその他業務	86
4	施工業務に関する仕様	87
(1)	施工業務の範囲	87
(2)	施工計画書等の作成	87
(3)	施工業務	87
(4)	工事検査及び中間技術検査	88
(5)	かし点検	89
(6)	施工に係るその他業務	89
第5	解体撤去その他工事に関する仕様	91
1	解体撤去その他工事の目的	91
2	解体撤去その他工事の範囲	91
(1)	地上にある工作物の解体撤去	91
(2)	地中埋設物の解体撤去	91
(3)	山留めについて	91
(4)	発生廃棄物の処理	91
(5)	工事に伴う建設発生土について	92
3	完成期限	92
4	その他	92
(1)	施工の実施について	92
(2)	詳細内訳書の作成について	92
(3)	施工報告について	92
(4)	解体撤去その他工事の完了時業務	92
(5)	随意契約予定工事の積算について	92

別紙リスト

No.	項目	備考
別紙1	用語の定義	
別紙2	案内図	
別紙3	建設予定地及び周辺測量図	
別紙4	求積図（建設予定地）、（横浜アイランドタワー建設地）	
別紙5	全体所掌区分表	
別紙6	施工・見積区分表	
別紙7	E S P計画条件	※
別紙8	中層部（議会・行政）部分工事の施工区分	
別紙9	商業部分の区分及び条件	
別紙10	リスク分担表	
別紙11	諸室等性能表	
別紙12	水廻りグレード表	
別紙13	エレベーター機能等一覧表	
別紙14	セキュリティ区分及びセキュリティラインの考え方	
別紙15	本施設計画の形態方針（イメージ図）	
別紙16	新設交差点位置図	
別紙17	地盤調査報告書 抜粋	※
別紙18	設計用地震波	※
別紙19	周辺インフラ状況（電話・電気・上水道・ガス）	
別紙20	下水再生水概要	
別紙21	停電時に機能維持が必要な設備の一覧表	
別紙22	監視機器等設置場所一覧表	
別紙23	映像・音響設備一覧表	
別紙24	各種呼出、インターホン設備一覧表	
別紙25	各所モニターへの表示内容一覧表	
別紙26	しゅん工後運転実績報告内容	
別紙27	簡易型水素ステーションの設置条件	
別紙28	大岡川沿い護岸概要	※
別紙29	工作物及び地中埋設物位置図	※
別紙30	北仲通南地区大規模建築物に係る環境影響評価について	※
別紙31	土壌調査報告書 抜粋	※
別紙32	北仲通南地区再開発地区計画区域内における建築基準法第68条の3第1項に基づく認定基準	
別紙33	外構整備範囲図	
別紙34	横浜アイランドタワー設備図	※
別紙35	横浜アイランドタワーとの接続イメージ図（地下2階）、（地下1階）	※
別紙36	馬車道公共駐車場との接続イメージ図（地下2階）	※
別紙37	みなとみらい線馬車道駅との接続イメージ図（地下2階）	※
別紙38	本施設以外への接続における想定される工事	
別紙39	施工コンソーシアムの構築について	
別紙40	業務全体の流れ	
別紙41	業務体制図	
別紙42	設計体制	
別紙43	監理者・監督員の体制	
別紙44	設計成果物の内容	
別紙45	工事監理業務計画書記載事項	
別紙46	工事費内訳書の構成	
参考1	総合工程表（案）	
参考2	ゾーニングイメージ図	
参考3	参考図	
参考4	参考地震波	※
参考5	要求水準確認書（案）	
参考6	技術提案確認書（案）	
参考7	適用法令及び適用基準リスト	
参考8	「長周期地震動対策に関する公開研究会」資料	※

※建築局施設整備課新市庁舎整備担当にて貸与

第1 総則

1 本書の位置づけ

本発注仕様書は、「横浜市市庁舎移転新築工事（以下「本工事」という。）」において横浜市（以下「市」という。）が要求する施設整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものである。

なお、本発注仕様書は、市が本工事の設計及び施工者（以下「落札者」という。）を選定するための「横浜市市庁舎移転新築工事高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）」とあわせて交付する。

次に基本事項を示す。

- (1) 本発注仕様書に示す要求水準は、市が本工事に求める施設の守るべき基準を規定するものである。
- (2) 要求水準は、原則として市が要求する機能と性能を規定するものであり、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器などについては、落札者が要求水準を満たすように提案を行うものとする。
- (3) 本発注仕様書の「第3 本施設整備の要求水準（別紙含む）」などにより具体的な仕様などを規定しているものは、見積条件の基準をそろえるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に市との協議によって確定する。
- (4) (3)に示す他、高度技術提案として提案された内容も、設計業務の過程において、市との協議により具体的仕様その他を決定する。
- (5) 【参考2 ゾーニングイメージ図】【参考3 参考図】は、本発注仕様書の内容を伝達するための資料であり、要求水準として扱うものではない。

2 本工事の目的

現在の市庁舎は、築50年以上を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる。建設当時、約130万人だった横浜市の人口は、現在370万人まで増加し、市民ニーズの多様化や社会環境の変化による業務の拡大に伴い、市庁舎周辺で勤務する職員の数は、建設当時の2倍以上となる約6,000人に及んでいる。その結果、市役所機能（執務室）は、現在、市庁舎以外の約20の民間ビルや市所有施設に点在し、分散化による市民サービスや業務効率の低下、年間約20億円にのぼる賃借料の負担という問題を抱えている。

このような状況の中、新市庁舎整備の基本理念、機能、規模、整備場所などについて、「新市庁舎に関する調査特別委員会」を中心に検討された課題を整理し、市民の皆様からの御意見を加え、平成25年3月に策定した「新市庁舎整備基本構想」では5つの基本理念を定め、平成26年3月に策定した「新市庁舎整備基本計画」では基本理念に基づき整備基本方針を定め、事業手法については①耐震性の確保②先進的な環境設備・機能の導入③工期の

短縮④建設コストやライフサイクルコストの縮減⑤地域経済の活性化の5つの視点から検討を行い、設計・施工一括発注方式を採用しています。

本工事の実施に当たっては、「新市庁舎整備基本計画」で定めた5つの基本理念を踏まえ、「～開港の街から持続可能で豊かな国際都市へ～ 人、自然、街がつながる開かれた市庁舎を具現化し、市民とともにOPEN YOKOHAMAを創出する」を使命と定め、現庁舎の課題を解決し、市民サービスの一層の向上を図ることを目的としている。

3 用語の定義

発注資料に使用する用語の定義は、【別紙1 用語の定義】に定めるところによる。

4 本工事の範囲

本工事は、次に示す範囲の他、【参考7 適用法令及び適用基準リスト】に示す各種基準・仕様書、本発注仕様書及び質問に対する回答書で定めた工事を含むものとする。

また、詳細な本工事の範囲については、【別紙5 全体所掌区分表】、【別紙6 施工・見積区分表】、【別紙7 ESP計画条件】、【別紙8 中層部（議会・行政）部分工事の施工区分】、【別紙9 商業部分の区分及び条件】を参照すること。

なお、本工事を進めていくうえで、想定されるリスクについては【別紙10 リスク分担表】を参照すること。

(1) 設計・監理業務の範囲

ア 本体工事の設計・監理業務

イ 各所接続工事（横浜アイランドタワー接続工事、馬車道公共駐車場（以下「公共駐車場」という。）接続工事、みなとみらい線馬車道駅（以下「馬車道駅」という。）接続工事）の設計・監理業務

（馬車道駅接続に伴う駅側の躯体開口及び設備関係の設計については横浜高速鉄道株式会社と協議の上決定する）

ウ 別途工事の設計・監理業務

（商業部分テナント内装工事（造作家具を含む）の設計・監理業務を除く）

(2) 施工業務の範囲

ア 本体工事

イ 各所接続工事（横浜アイランドタワー接続工事、公共駐車場接続工事、馬車道駅接続工事）の施工

※解体撤去その他工事の施工については、本工事の落札者と随意契約の予定。

5 完成期限

本工事の完成期限は平成32年5月29日とする。

指定部分の完成期限は平成 32 年 1 月 31 日とする。

また、各業務の期限などについては、次に示すとおりとする。【参考 1 総合工程表(案)】を参考にすること。

(1) **本体工事**

確認済証の交付から平成 32 年 5 月 29 日まで

市が指定する部分については平成 32 年 1 月 31 日までに完成し、建築基準法第 18 条第 24 項の規定による仮使用の認定を受け、引き渡すこと。

指定部分に係る工事は商業部分を除く部分とするが、指定部分に係る工事目的物及び指定部分に相応する請負代金については、落札者と市監督員との協議により工事着工までに確定する。

(2) **各所接続工事（横浜アイランドタワー接続工事、公共駐車場接続工事、馬車道駅接続工事）**

確認済証の交付から平成 32 年 5 月 29 日まで

(3) **別途工事に対する総合管理業務**

工事着工日から平成 32 年 5 月 29 日まで

(4) (1)と(2)に係る設計・監理業務及び同時並行で施工される別途工事の設計・監理業務と解体撤去その他工事の設計・監理業務

ア 設計業務

工事請負契約日から平成29年10月31日まで（確認済証の交付含む）

上記の期間以降に発生する工事期間中の変更設計や工事監理者へ設計意図の伝達、仕上げ材の選定と説明などの業務、計画変更通知業務（想定 2 回分）を含む各種変更手続については、平成32年 5 月29日までとする。

イ 工事監理業務

着工に先立つ工事の開始日から平成32年 5 月29日まで

着工に先立つ工事（以下「先行工事」という。）の開始時期は、落札者提案の工程案を基に、関係者と協議のうえ決定する。

ウ 解体撤去その他工事の設計・監理業務

(7) **設計業務**

工事請負日から平成28年 4 月15日まで

(4) **工事監理業務**

原則、平成28年 6 月 1 日から平成29年 3 月15日までとし、落札者提案の工程案を基に市監督員と協議のうえ決定する。

6 工事費の提出方法について

(1) **契約及び工事費内訳書の作成時期について**

契約は、「4 本工事の範囲」に示す設計及び施工について、契約書類に基づき締結するものとし、契約金額（請負工事費）は入札公告、入札説明書、発注仕様書、実施要領書に基づいて入札され落札した金額とする。

また、工事費内訳書の内容及び提出時期を次に示す。工事費内訳書の構成は【別紙 46 工事費内訳書の構成】を参照すること。

- ・落札者は、契約締結後速やかに、科目・細目を含めた工事費内訳書（レベルC）（金額入り）を提出すること。
- ・実施設計終了時（工事着工前）に、契約金額に対する詳細な工事費内訳書（以下「詳細内訳書」という。）を実施設計図書に基づいて作成し提出すること。
また、詳細内訳書の単価は、工事費内訳書（レベルC）に記載された単価の準用を原則とし、新たな設計や工法など工事費内訳書（レベルC）に記載のない単価は類似の単価を準用し、市監督員と協議のうえ決定する。
- ・工事段階のコスト管理には詳細内訳書の単価を用いること。詳細内訳書作成に先立ち、単価表を作成し、市監督員に提出して確認を受けたうえで詳細内訳書の作成を行うこと。詳細内訳書については市監督員に提出し確認を受けたうえで本体工事を着工すること。
- ・「横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱」に基づき低入札価格調査の対象となるものは、科目まで記載した工事費内訳書（レベルB）を市が指定する期日までに提出すること。
- ・横浜市工事請負契約に係る総価契約単価合意方式試行要領の適用対象外とする。

(2) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについて

工事請負契約約款（設計・施工一括）第 26 条のうち第 1 項から第 4 項（全体スライド）については、次の適用方針とする。

- ①工事請負契約約款（設計・施工一括）第 26 条を適用する基準日は詳細内訳書の確認後とする。
- ②物価指数は、建設工業経営研究会「東京・経研標準建築費指数」を基に市が算出する指数を使用する。
- ③物価指数算出の起算日は仮契約日とする。

7 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、市監督員と協議のうえ決定する。

- ① 工事請負契約書表紙、工事請負契約約款（設計・施工一括）、特約条項
- ② 共同企業体協定書（共同企業体を組成する場合）
- ③ 質問回答書
- ④ 技術資料
- ⑤ 発注仕様書
- ⑥ 工事費内訳書（金額抜き）
- ⑦ 分別解体の方法等

8 本工事に係る関係書類の優先順位

関係書類の優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、市監督員と協議のうえ決定する。

- (1) 設計段階（本体工事着工前）
 - ① 契約書類
 - ② 仕様書類
 - ③ 入札時提出の落札者参考資料
- (2) 施工段階（本体工事着工後）
 - ① 契約書類
 - ② 実施設計図書
 - ③ 仕様書類
 - ④ 詳細内訳書

9 施工コンソーシアムの構築について

契約締結後に落札者が選定する一次下請会社のうち、A工事の中核的な役割を担う一次下請会社から構成される施工体制を「横浜市市庁舎移転新築工事施工コンソーシアム（以下「施工コンソーシアム」という。）」と位置付け、落札者とともに本工事の施工者として連名で表示すること。なお、具体的な運用については市監督員と協議すること。

また、入札参加資格のうち設計実績について、設計コンサル会社の実績を用いる場合は、落札者と設計コンサル会社による設計コンソーシアムも施工コンソーシアムに含まれることとする。

施工コンソーシアム組成計画書の作成に当たっては、技術提案実施計画書に基づき、横浜市工事成績評定基準（建築工事編）に示す考査項目を考慮し市監督員と協議すること。組成については本体工事着工までに完了し、結果を市監督員に報告すること。

施工コンソーシアムの構成については【別紙 39 施工コンソーシアムの構築について】を参照すること。

第2 本工事における条件

1 建設予定地概要

(1) 位置、面積

- ア 位置 中区本町6丁目50番地の10（【別紙2 案内図】参照）
- イ 建設予定地面積 約13,486 m²（【別紙4 求積図（建設予定地）】参照）
- 区域面積 約17,326 m²（建設予定地及び横浜アイランドタワー建設地【別紙4 求積図（横浜アイランドタワー建設地）】参照）

(2) 都市計画など（横浜市HP参照のこと）

- ア 用途地域 商業地域、防火地域
- イ 地区計画 北仲通南地区再開発地区計画
- ウ 再開発事業 北仲通南地区第二種市街地再開発事業
- エ 建ぺい率、容積率（区域全体）など
- ・容積率の最高限度：800%/600%/400%（地区計画の区域 1,080%）※
 - ・建ぺい率の最高限度：80%
 - ・壁面の位置の制限：【別紙15 本施設計画の形態方針（イメージ図）】参照
 - ・建築物の高さの最高限度：190m/120m/20m
【別紙15 本施設計画の形態方針（イメージ図）】参照
 - ・建築物の高さの最低限度：14m
 - ・容積率の最低限度（高度利用地区）：300%
 - ・建築面積の最低限度（高度利用地区）：200 m²

※建築基準法第68条の3第1項に基づく認定を受けることを想定し、詳細は【別紙32 北仲通南地区再開発地区計画区域内における建築基準法第68条の3第1項に基づく認定基準】を確認のうえ、認定を受ける際は、関係機関と協議を行うこと。

2 周辺インフラ等

周辺インフラなどの状況は【別紙3 建設予定地及び周辺測量図】、【別紙16 新設交差点位置図】、【別紙17 地盤調査報告書 抜粋】、【別紙19 周辺インフラ状況（電話・電気・上水道・ガス）】、【別紙20 下水再生水概要】、【別紙28 大岡川沿い護岸概要】、【別紙29 工作物及び地中埋設物位置図】、【別紙31 土壌調査報告書 抜粋】を参考にすること。

- ・インフラに関して、本発注仕様書の他、必要な情報は、落札者において収集、作成すること。
- ・インフラ設備の接続箇所は各インフラ供給会社との協議結果や落札者の提案を基に市と協議のうえ決定する。
- ・本工事上、支障のある電柱については道路管理者及び電力供給事業者などとの協議のうえ、

移設すること。

(1) **周辺道路状況**

周辺道路の現況は次のとおりである。

- ・北側道路（栄本町線）：道路幅員約 40m（歩道含む）
- ・南側道路（国道 133 号）：道路幅員約 27m（歩道含む）

(2) **下水再生水**

接続計画は【別紙 20 下水再生水概要】を参照すること。

計画は市と協議のうえ進めること。

(3) **下水道**

接続計画については、落札者の提案を基に市と協議のうえ進めること。

(4) **電話・電気・上水道・ガス**

現況は【別紙 19 周辺インフラ状況（電話・電気・上水道・ガス）】を参照すること。

引き込み及び接続計画は落札者の提案を基に市と協議のうえ進めること。

(5) **地盤状況**

地盤の状況は【別紙 17 地盤調査報告書 抜粋】を参照すること。

本工事において別途詳細な調査が必要な場合は、落札者が費用負担のうえ調査を行うこと。

(6) **建設予定地の土壌状況**

- ・平成 18、19 年度及び平成 26 年度に自主的に実施した土壌調査の結果、建設予定地の一部から指定基準を超える特定有害物質が確認されたため、対象となる土地に対して、市にて土壌汚染対策法に基づく区域の指定の申請（法第 14 条）を行っている（平成 27 年 6 月 16 日時点）。調査結果の詳細については【別紙 31 土壌調査報告書 抜粋】を参照すること。
- ・指定される区域の種類は形質変更時要届出区域（以下「区域」という。）を想定しているため、区域指定を受けた土地の汚染土壌については、土壌汚染対策法に基づき適切に処理すること。
- ・解体撤去その他工事の施工（掘削）範囲に汚染土壌が含まれるため、【別紙 29 工作物及び地中埋設物位置図】を参照し確認すること。
- ・新たに土壌の汚染が判明した場合の対応は、別途市と協議のうえ決定する。

(7) **工作物及び地中埋設物の状況**

- ・工作物及び地中埋設物の状況については、【別紙 29 工作物及び地中埋設物位置図】を参照すること。ただし、現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。
- ・本工事に伴い工作物及び地中埋設物を撤去する場合は、事前に市及び必要に応じて独立行政法人 都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）と協議し行うこと。
- ・建設予定地は、埋蔵文化財包蔵地として周知されており、本工事着工前に市で発掘調査により埋蔵文化財の記録保存、撤去処分を行う。発掘調査により掘削された部分は、発生土により現況地盤高付近まで埋戻しを行う予定である。ただし、土壌汚染対策法に基づく区域の指定を受けた土地については、発掘調査の対象範囲から除外する。
- ・発掘調査に伴い建設予定地の外周には仮囲いが設置されているため、落札者は契約締

結後、仮囲い及びその維持管理を引き継ぐものとする。

(8) 現存するオブジェの運搬・保管・移設工事

- ・オブジェは、事前に解体されており建設予定地に仮置き保管状態にある。落札者は、契約締結後にオブジェの保管を引き継ぎ、保管場所へ運搬を行うこと。
- ・保管場所については、工事着手までに市内某所を別途指示する。
- ・オブジェの保管期間は、運搬後から本工事の引渡し日（平成 32 年 5 月 29 日）までとする。
- ・移設先については、建設予定地内又は近傍を検討しているが、工事着手までに別途指示するものとする。

3 その他設計の前提となる条件

(1) 施工の範囲

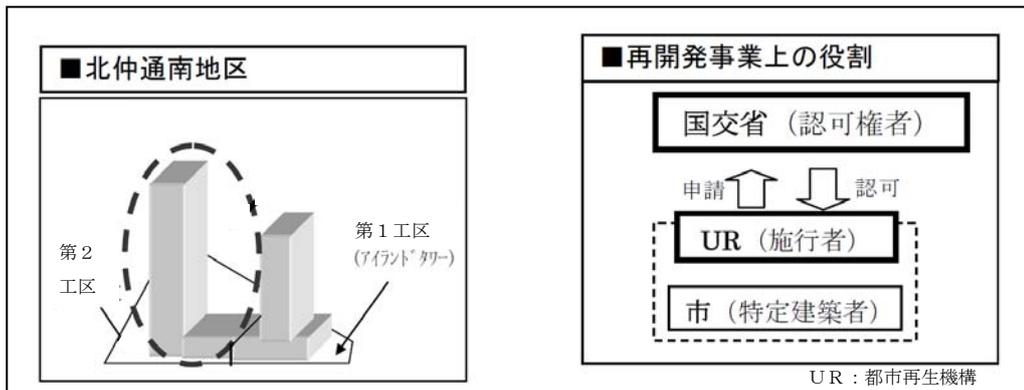
建設予定地及び外構整備の範囲は【別紙 3 建設予定地及び周辺測量図】、【別紙 33 外構整備範囲図】に示す範囲とする。

(2) 市街地再開発事業における市の役割

ア 市の役割

建設予定地は、都市再生機構が施行している「北仲通南地区第二種市街地再開発事業」の事業区域内にあり、再開発事業の第 1 工区（横浜アイランドタワー）は既に完了している。

市は、都市再開発法に基づき、再開発事業の施行者である都市再生機構に代わって施設建築物を建築する特定建築者として、第 2 工区の建築物を整備する。



イ 横浜アイランドタワー敷地等との関係

本施設は、既存の横浜アイランドタワー（所有：都市再生機構）及び馬車道駅 1 a 出入口部分（所有：横浜高速鉄道株式会社）を一の敷地としてみなし、「横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準」を活用した認定を受けることを想定しているが、認定を受ける際は、関係機関と協議を行うこと。

4 施設内容と規模

本施設に必要な諸室の面積や性能などについては、【別紙 11 諸室等性能表】、【参考 3 参考図】などに記載のとおりとする。

また、行政部門と議会部門の床面積及び延べ面積は次の表の面積を下限値とし、他の各部分の面積は参考値とする。その他詳細な面積は、【別紙 11 諸室等性能表】による。

単位：㎡

専用部	行政部門	59,500	専用部合計 72,500	延べ面積 140,500
	議会部門	9,000		
	商業機能	4,000		
共用部		52,000	—	
駐車場		16,000	—	

※「2階デッキ」は上記面積に含まれない。

5 機能構成条件

(1) 各所接続工事に関する条件

本施設は、既存の横浜アイランドタワー、公共駐車場及び馬車道駅と地下部分で接続する計画とすること。

また、各所接続工事については【別紙 35 横浜アイランドタワーとの接続イメージ図（地下2階）、（地下1階）】、【別紙 36 馬車道公共駐車場との接続イメージ図（地下2階）】、【別紙 37 みなとみらい線馬車道駅との接続イメージ図（地下2階）】及び【別紙 38 本施設以外への接続における想定される工事】を参照すること。

次に各所接続工事の条件を示す。

- ・隣接する横浜アイランドタワー、馬車道駅からの通路、国道 133 号地下に現存する公共駐車場の一部躯体を解体・補強し、本施設に人・車などでアクセスできる計画とすること。
- ・本施設の地下2階駐車場は、横浜アイランドタワー駐車場及び公共駐車場と車路で接続すること。また、地下2階は、馬車道駅の連絡通路と歩行者連絡通路で接続し、あわせてエスカレーター及び階段で屋根付き広場へつながる歩行者の動線を確保すること。
- ・本施設の地下1階は、横浜アイランドタワー地下1階のエレベーターホールと接続すること。【参考3 参考図】を参照すること。
- ・公用車・議会関係車の補完動線として、既存の公共駐車場及び横浜アイランドタワー経由の動線を確保すること。【参考3 参考図】を参照すること。
- ・工事期間中も横浜アイランドタワー、公共駐車場、馬車道駅は通常運営を行うため、利用に支障がないように歩行者、車両、緊急車両の動線を確保するとともに安全に配慮した計画とすること。
- ・各接続部の施工に当たっては、隣接建物の管理者と施工時期などの調整を十分に行うこと。

- ・本工事に当たって必要な既存施設及び設備の撤去・移設に際しては、落札者の責任で行うこと。

(2) 建設予定地の駐車場出入口に関する条件

- ・建設予定地への地上レベルにおける車のアクセスは栄本町線側とし、新設予定の交差点の範囲内に駐車場出入口は設けないこと。【別紙 16 新設交差点位置図】を参照すること。
- ・横浜市駐車場条例の手続については、関係機関と十分協議を行うこと。

(3) 横浜アイランドタワーを含めた熱源などの計画

- ・熱源設備はエネルギーサービスプロバイダー（以下「ESP」という。）に別途発注する予定である。【別紙 7 ESP計画条件】を参照すること。
- ・本工事の基本設計ではESP導入・発注に向け横浜アイランドタワーを含めた熱源設備関連の計画、また、発注に向けた資料作成の支援を行うこと。
- ・実施設計・施工期間中には【別紙 7 ESP計画条件】にある所掌区分表によりESP事業者への協力を行うこと。
- ・本工事とESP事業のスケジュールは【参考 1 総合工程表（案）】を参照すること。
- ・上記の計画に当たっては、ライフサイクルコスト及び環境性能などに配慮すること。

(4) 馬車道駅と接続する地下通路の確保

建設予定地に地下鉄出入口（馬車道駅 1 a 出入口）が現存するため、工事中の利用者の安全確保に留意すること。また、工事期間中の馬車道駅利用者動線の確保などについては、横浜高速鉄道株式会社及び市と協議のうえ進めること。

(5) 大岡川との関連について

大岡川に近接する部分の計画については、【別紙 28 大岡川沿い護岸概要】を参照して落札者の提案を基に治水事務所などの関係者及び市と協議のうえ進めること。

6 適用法令及び適用基準

本工事の実施に当たっては、設計及び施工などの各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針、解説版、ガイドラインなどについても本工事の発注仕様書と照らしあわせて適宜適用とするものとする。本文中に特記されている各種基準などについては遵守すること。

関係法令、各種基準などについては、【参考 7 適用法令及び適用基準リスト】に示す適用法令などを参考のうえ、設計・施工者の責任において調査し、各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。発注仕様書に特記されている場合は記載の年版に従うこと。また、関係法令などに対しては、関係機関との協議結果・指導に従って工事を行うこと。ただし、入札以降の法改正などに基づく不可避な変更で、請負工事費の増減が生じる場合は、要求水準の変更として扱う。

また、本工事は「建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律」に規定する対象工事である。

第3 本施設整備の要求水準

- ・本施設整備の要求水準は、次に示す「官庁施設の基本的性能基準」による適用分類表の他、「1 共通事項」から「6 機械設備計画の要求水準」の記載を満たすものとする。
- ・適用分類表該当項目の記載と「1 共通事項」から「6 機械設備計画の要求水準」の記載内容に相違がある場合は、「1 共通事項」から「6 機械設備計画の要求水準」に記載の内容を優先する。

適用分類表

大項目	中項目	小項目	施設の適用水準	備考	
社会性	地域性		I		
	景観性		I		
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命	適用	※1	
		適正使用・適正処理	適用	※1	
		エコマテリアル	適用	※1	
		省エネルギー・省資源	適用	※1	
	周辺環境保全性	地域生態系保全	適用	※1	
		周辺環境配慮	適用	※1	
安全性	防災性	耐震	構造体	I	※2
			建築非構造部材	A	※2
			建築設備	甲	※2
		耐火	耐火	諸室等性能表参照	
			初期火災の拡大防止	諸室等性能表参照	
			火災時の避難安全確保	I	
		対浸水		諸室等性能表参照	
		対津波		適用	
		耐風	構造体	I	
			建築非構造部材	I	
	建築設備		I		
	耐雪・耐寒	構造体	適用		
		外部空間など	適用		
	対落雷		I		
	常時荷重		適用		
	機能維持性		I		
	防犯性		適用	※3	
機能性	利便性	移動	適用		
		操作	適用		
	室内環境性	音環境	諸室等性能表参照		
		光環境	諸室等性能表参照		
		熱環境	諸室等性能表参照		
		空気環境	諸室等性能表参照		
		衛生環境	適用		
	振動	適用			
情報処理機能に係る情報化対応性		諸室等性能表参照			
情報交流機能に係る情報化対応性		I			
経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用	
			建築非構造部材	適用	
			建築設備	適用	
		フレキシビリティ	I		
	保全性	作業性	適用		
更新性		適用			

※1 「官庁施設の環境保全性基準」に準拠すること

※2 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の分類による

※3 「官庁施設の防犯に関する基準」に準拠すること

1 共通事項

(1) 一般事項

- ・本発注仕様書の他、「新市庁舎整備基本計画」における「新市庁舎の整備基本方針」の内容を十分に踏まえた計画とすること。
- ・各諸室等の機能、仕様及び設備は、【別紙 11 諸室等性能表】（以下「諸室等性能表」という。）に基づき計画すること。その他、落札者が必要と判断する諸室は適宜設定すること。
なお、「第3 本施設整備の要求水準」又は諸室等性能表で、具体的に特定の方法などを規定している場合においても、協議により、市がこれと同等と認める方法などを採用することができるものとする。
- ・「第2 本工事における条件」、「第3 本施設整備の要求水準」及び諸室等性能表などに記載している階数については、【参考3 参考図】を前提としたものであり、各諸室等の機能など、協議により、市が同等と認める場合は、記載の階数によらず計画できるものとする。
- ・レイアウト変更などの際に、高度な検討を必要とする計画（避難安全検証法による高度な検証法（ルートC）の採用など）は避けること。ただし、あらかじめの検討により国土交通大臣の認定を取得する場合などで、レイアウト変更に際して通常の使用上必要な自由度が担保される場合はこの限りではない。

(2) 景観・街並関係

- ・北仲通南地区に係る都市計画や北仲通地区まちづくりガイドライン、関内地区都市景観形成ガイドラインなどを踏まえた計画とすること。
- ・建築物の高さについては、将来的に北仲通地区の高層群でつくる群景観を意識した構成とし、みなとみらい21中央地区と既存都心部である関内地区の結節点であることを象徴する超高層建築物（最高高さ GL+150mから170m程度（TP+3.1mをGLと想定））とすること。
- ・近景・中景・遠景など、複数のビューポイントからの景観に配慮した計画とすること。
- ・地域の持つ歴史性を尊重しつつ、水辺にある敷地特性を生かし、地域の街並との関係性を意識した計画とすること。
- ・横浜を象徴するような魅力とにぎわいの創出に向け、市民が親しみをもち、気軽に立ち入れる開放的な空間を持った施設計画とすること。
- ・横浜の象徴となるような大胆で魅力的な緑化計画を行い、市民が実感できる緑を創出すること。

(3) バリアフリー対応など

- ・本施設全体を通じて、誰もが円滑に目的地まで到達でき、また、全ての利用者にとって安心、安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に十分に配慮した計画とすること。
- ・「横浜市福祉のまちづくり条例」の「表示板交付基準」を満たすこと。また、主たる利用者が市民となる低層部は、「望ましい整備項目」及び「高齢者、障害者等が円滑

に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」を可能な限り満たすこと。

- ・バックヤードなど、利用者が特定、限定される部分についても、台車などの利用が想定される場合は段差を設けないこと。

(4) 危機管理機能の維持

- ・「横浜市防災計画」に基づき、災害発生時に行政機能及び災害対策活動が維持できる施設とすること。
- ・様々な危機に対処できる危機管理の中心的役割を果たす市庁舎の実現を目的とし、大規模災害時においても、発災後7日間業務が継続できる設備計画とすること。
なお、災害時の想定在館職員数は、4,300人とすること。

(5) セキュリティーに関する基本的な考え方

- ・市民・来庁者が利用（立ち入り）可能なエリアと職員専用のエリアを明確に区分し、かつ、特定の職員しか入室できない区画を設けるなど、業務の性質や扱う情報に応じた適切なセキュリティー計画とすること。

セキュリティーレベルの区分の基本的な考え方は、次による。（【別紙 14 セキュリティー区分及びセキュリティーラインの考え方】参照）

レベル0：市民開放エリアⅠ

（敷地内で市民などが自由に利用できるエリア）

レベル1：市民開放エリアⅡ

（建物内で市民などが自由に利用できるエリア）

レベル2：来庁者利用エリア

（行政部分、議会部分で手続を経た来庁者が利用できるエリア）

レベル3：職員執務エリア

（職員のみ利用及び来庁者個別対応となるエリア）

レベル4：特定職員執務エリア

（特定の職員のみが利用できるエリア）

(6) 環境性能

- ・建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）で☆☆☆☆以上、CASBEE横浜による環境性能総合評価でSランクの性能を有する建物とすること。
- ・「非住宅建築物に係る省エネルギー性能の表示のための評価ガイドライン」に基づき計算された設計一次エネルギー消費量のうち、再生可能エネルギーによるエネルギー削減量の割合が1%以上となるように計画すること。
なお、一次エネルギーを計算する場合、ESPより供給を受ける熱の一次エネルギー換算値は、1.18GJ/GJとすること。

(7) その他

- ・塩害を受ける可能性がある地域に立地するものとし、各種塩害対策を講じること。
- ・電食を受ける可能性がある地域に立地するものとし、各種電食対策を講じること。

2 建築計画の要求水準

(1) 外観計画

- ・周辺都市景観に調和しつつ、先進性の中にも親しみがあり、時代に抛らない品位あるデザインとし、将来における景観形成に対し先導的な外観デザイン計画とすること。
- ・人、自然、街がつながる開かれた市庁舎であることが外観に表れ、横浜の新しい都市景観に寄与するような外観デザインの形成を図ること。
- ・みなとみらい21中央地区と北仲通・関内地区の結節点に位置する建築物としてゲート性に配慮した建物デザインとすること。
- ・低層部は、北仲通南地区第1工区の旧第一銀行横浜支店（高さ TP+約17m）と高さなどの要素をそろえたり、意図的に素材を違えコントラストを強調するなどの工夫を行うことにより、新しい建築物の中に歴史性の尊重を表現すること。
- ・議会部分（特に議場）は、外部からの視認性に配慮した外観とすること。
- ・街並における建築物の圧迫感を軽減するため、高層部はセットバックして分節化を図るなどデザインを工夫すること。あわせて、低層部は通景空間と街並との連続性を確保すること。
- ・ファサードの構成は、室内空間からの眺望や開放感を確保するため、十分なビジョン部（ガラスカーテンウォールなどの窓部）を確保した計画とすること。
- ・都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」などからの眺望を保全、創造するよう、建築物を配置すること。また、夜間の眺望景観にも配慮すること。
- ・低層部や屋根付き広場から漏れる光なども考慮し、植栽及び水辺空間などの魅力的な夜間景観を演出すること。

(2) 配置計画

- ・地区計画に則し、【別紙15 本施設計画の形態方針（イメージ図）】及び【参考2ゾーニングイメージ図】を踏まえた配置計画とすること。
- ・地上部の建物は、海側に張り出した低層部・中層部を持つ高層の建物と開放的な屋根付き広場で構成すること。
- ・屋根付き広場は、既存の横浜アイランドタワーに隣接した1階に配置すること。
- ・議会の象徴である「議場」を中層部海側（敷地北側）の最上部に配置すること。また、大岡川やランドマークタワー、動く歩道などのビューポイントからの視認性を考慮して配置すること。
- ・大岡川沿いの2階レベルに幅員約6mのペDESTリアンデッキ（以下「2階デッキ」という。）を設け、常時周辺道路などから容易に上がれ、津波発生時の緊急避難場所としても活用できる計画とすること。また、JR桜木町駅、市営地下鉄桜木町駅（以下あわせて「桜木町駅」という。）方面からの連絡用のペDESTリアンデッキ（以下「連絡デッキ」という。）の接続や、将来的な北仲通北地区との接続も視野に入れ、機能構成、空間構成に配慮し、にぎわいの創出に寄与する計画とすること。
- ・道路沿いには、壁面後退により、ゆとりある歩行者空間や広場を設けること。
- ・北仲橋、弁天橋の近くには、水辺広場、橋詰広場を設けること。

- ・大岡川沿いには、敷地境界線から幅 6 m を基本とした水辺のいこい空間を整備し、商業施設や各広場への容易なアクセス及び一体性を考慮した計画とすること。また、水辺のいこい空間と屋根付き広場をつなぐ回遊空間を計画すること。
- ・弁天橋方面から屋根付き広場へ続く屋内通路を設置し、展示スペースを設けるなど開放的な空間とすること。
- ・避難誘導や救助活動の容易な配置計画とすること。
- ・低層部には、屋根付き広場や水辺のいこい空間(大岡川沿い) との関係性に考慮して、市民利用機能や商業施設を配置すること。
- ・3階には、行政部分や議会部分へのエントランス(出入口)を有した待合機能を持つグランドロビーを設けること。
- ・危機管理機能を維持するために必要である主な電気室・機械室は、低層部のにぎわいスペースの確保や、津波などによる浸水の可能性を考慮して、原則として4階以上に配置(一部2階、3階への配置も可とする。)すること。また、設備更新時の機器の搬出入経路に配慮した計画とすること。
- ・議会部分は、原則として3階及び中層部のうち4層の計5層以内に配置すること。
- ・主な行政部分は、8階以上に配置すること。

(3) 動線計画

ア 共通事項

- ・利用者が迷うことなく円滑に利用できる合理的な動線計画とすること。
- ・歩行者空間は、人と車の動線分離に配慮した計画とすること。また、水平方向だけでなく、地下から地上、地上から2階デッキなどの垂直方向の移動についても、安全で利便性の高い計画とすること。
- ・建設予定地は、みなとみらい 21 地区や関内地区などを結ぶ結節点、回遊拠点であるため、屋根付き広場、2階デッキ及び歩行者用通路など快適な歩行者空間づくりを行うとともに、周辺地区とも有機的に連続性を確保するなど、歩行者動線ネットワークの形成を図ること。

イ 建物へのアクセス

(ア) 歩行者など

- ・歩行者の主要なアプローチは、桜木町駅からの国道 133 号側と、馬車道駅からの栄本町線側のアクセスを想定し、それぞれのアプローチに対して、合理的な動線計画とすること。
- ・自転車でのアプローチは、国道 133 号及び栄本町線の各方面からのアクセスを想定し、利便性に配慮した合理的な動線計画とすること。
- ・桜木町駅方面からの1階レベルのアクセスは、3階グランドロビー及び屋根付き広場へアクセスしやすい計画とすること。
- ・馬車道駅からは、地上部の1 a 出入口から広場、屋根付き広場へのアクセスと、地下2階での駅通路部分との接続により屋根付き広場へアクセスする計画とすること。
- ・桜木町駅方面から連絡デッキが新設されることを想定し、敷地の南西部において、

2階デッキと接続する計画とし、建物への円滑な導入や直接3階にもアクセスできるなど、3階グランドロビーへの動線も考慮した計画とすること。

なお、連絡デッキの幅員は約7m、接続部の高さはT P +10.1m程度で想定しておくこと。また、2階デッキは、将来的に北仲通北地区への接続についても対応可能なように整備すること。

- ・地盤レベルから2階デッキへの上下移動は、大岡川沿いの国道133号側、栄本町線側などに設け、敷地外部からの動線、水辺のいこい空間への回遊性などに配慮した計画とすること。階段（2箇所程度）、エレベーター（1箇所）を適切な位置に設けること。

(イ) 自動車・自動二輪車

- ・主要なアプローチは栄本町線とし、1階の車寄せと地下駐車場への出入口を設ける計画とすること。
- ・出入口は、将来的に交差点が設置されることを想定（【別紙16 新設交差点位置図】参照）し、各種動線や周辺街区も含めた安全性に十分配慮し、交差点より北仲橋側の適切な位置に設けること。
- ・公用車及び議会関係車は、車寄せを経て地下駐車場へアクセスできる計画とし、公用車・議会関係車と一般車が、それぞれ円滑に出入りできる計画とすること。
- ・アプローチは、車両出入りのピーク時においても、できる限り周辺道路への影響をおよぼさない配置や形態とすること。

ウ 建物内の動線

(ア) 一般事項

- ・来庁者動線とサービス動線は適切に区分し、極力、動線交差が生じない計画とすること。
- ・各施設の運営形態、使用状況及び管理区分に配慮し、各施設のセキュリティーを確保できる動線計画とすること。
- ・屋根付き広場でのイベント開催時にも、来庁者、職員などに支障のない動線を確保できる計画とすること。また、イベント開催時の観客の移動などを考慮した計画とすること。

(イ) 動線に関する昇降機設備計画

- ・高層用エレベーター
 - 主に行政部分へサービスするエレベーターと位置付け、交通計算により適切な台数を設置すること。
 - サービス階は、3階（グランドロビー）から行政部分が配置される最上階までとし、バンク分けを適切に行うこと。
- ・中層用エレベーター
 - 議会部分へサービスするエレベーターと位置付け、次のエレベーターを設置すること。
 - ①一般来庁者（傍聴者、来客）用として、3階（議会エントランスロビー）から議会部分が配置される最上階までをサービスするエレベーター

②議会関係者用として、地下2階から議会部分が配置される最上階までをサービスするエレベーター

○議会関係者用のエレベーターは、公用車・議会関係車駐車を配置する地下2階、議会エントランスロビーを配置する3階及び車寄せを配置する1階から直接利用階へ移動できる計画とし、関連諸室への動線に配慮した計画とすること。

・低層用エレベーター

○地下2階から3階までをサービスするエレベーターと位置付け、次のエレベーターを設置すること。

①地下2階から3階までの各階に着床し、地下駐車場から市民利用部分、グランドロビーまでサービスするエレベーター

②地下2階から1階までの各階に着床し、馬車道駅との接続部から屋根付き広場までサービスするエレベーター

③1階から3階までの各階に着床し、外部にて、1階から2階デッキ及び3階出入口付近までサービスするエレベーター

○地下駐車場をサービスするエレベーターは、駐車場利用者が市庁舎閉鎖時にも利用できるよう、1階部分で外部から直接利用できる動線を確保すること。

・特定利用者用エレベーター

○特定の者の利用を想定し、各階に着床するエレベーターを設置すること。

○車寄せや関連諸室（特別職エリア）からの利用動線に配慮して計画すること。

・物品搬出入・メンテナンス用エレベーター

○物品搬出入、メンテナンス利用を想定し、各階及び屋上に着床するエレベーターを設置すること。

○関連諸室（ゴミ置場、荷捌き及び管理関係の諸室など）からの利用動線に配慮して計画すること。

・エスカレーター

○屋根付き広場及び敷地南西部（弁天橋からのメイン動線）から3階（グランドロビー）へ至る主要な動線及び地下2階馬車道駅との接続部から屋根付き広場へ至る主要な動線は、エスカレーターによる計画とすること。

(ウ) 移動に関する事項

・公共交通機関などで来庁した一般来庁者及び登庁した一般職員などの地下1階から3階の移動は、エスカレーター、低層用エレベーター及び階段を利用する計画とすること。4階以上への移動は、行政部分は3階グランドロビーを経由し高層用エレベーター、議会部分は議会エントランスロビー、議会総合受付を経由し中層用エレベーター（一般来庁者用）を利用する計画とすること。

・公共交通機関などで登庁した特別職関係者の移動は、上記の一般来庁者、一般職員などの動線の他、1階から3階で、特定利用者用エレベーターを利用する計画とすること。

・公共交通機関などで登庁した議会関係者の移動は、上記の一般来庁者、一般職員

などの動線の他、1階から3階で、中層用エレベーター（議会関係者用）を利用する計画とすること。

- ・車で来庁した一般来庁者は、斜路で地下1階の一般駐車場へアクセスし、低層用エレベーターで1階から3階の利用階へ移動する計画とすること。
- ・公用車及び議会関係車は、斜路で地下2階の公用車・議会関係車駐車場へアクセスする計画とすること。
- ・駐車場から行政部分への特別職関係者の移動は、特定利用者用エレベーターで、利用階へ直接移動する計画とすること。
- ・駐車場から議会部分への議会関係者の移動は、中層用エレベーター（議会関係者用）で、利用階へ直接移動する計画とすること。
- ・駐車場から4階以上への一般職員などの移動は、低層用エレベーター又はエスカレーターで3階を経由し、行政部分は高層用エレベーター、議会部分は中層用エレベーター（一般来庁者用）を利用する計画とすること。
- ・搬出入車などで来庁した搬出入業者などは、斜路で地下2階のサービス用駐車場へアクセスし、搬出入業者等受付を経由し、物品搬出入・メンテナンス用エレベーターで、各階へ移動する計画とすること。

(4) セキュリティー計画

ア 共通事項

- ・本施設は、行政情報及び個人情報の保護、不法侵入の防止、危険の予防、検知及び避難の観点などから、安全管理に十分配慮した計画とすること。
- ・各施設の運営形態、使用状況、管理区分及び【別紙 14 セキュリティー区分及びセキュリティラインの考え方】を踏まえたセキュリティ計画とすること。
- ・全館閉鎖時（25:00 から 4:50 を想定）の出入口として通用口を1階に設けること。また、通用口の入出者管理は守衛室（分室）で行えるようにすること。
- ・セキュリティレベルの異なるエリアへの出入口は、原則として認証が必要な常時閉鎖式の建具を設置し、出入りの頻度が高い部分などは、自動扉とすること。ただし、開庁時間中は、認証を不要とする設定変更が可能なものとすること。
- ・各諸室等の出入口は、原則として施錠可能で、関係者だけが解錠できるものとすること。
- ・夜間などセキュリティの制限時にもバリアフリーが成立する計画とすること。
- ・避難動線上に設置されたセキュリティラインを形成する建具は、必要に応じパニックオープンなどの機構を備え、非常時に円滑に避難できる計画とすること。
- ・セキュリティの確保が必要な動線各所に守衛待機用カウンターを配置すること。

イ 行政部分

- ・特別職関連の各諸室は、レベル3相当のセキュリティ区画内（エレベーターホールなどから解錠に認証が必要な自動扉などで区画すること。）に設け、原則として特別職関係専用の受付経路又は職員などの同伴者以外は立ち入ることができないよう、計画すること。また、これらの諸室配置が2層以上に渡る場合は、セキュリティ区画内での専用階段を設けること。

ウ 議会部分

- ・議会部分のセキュリティーは、おおむね次のゾーニングによること。
 - ①一般セキュリティーエリア：議会部分の総合受付で手続を経た来庁者が立ち入ることができるエリア（レベル2相当）
 - ②高セキュリティーエリア：議員・議会関係者、職員のみが立ち入ることのできるエリア（レベル3相当）
- ・議会部分へ通じる全ての出入口は、原則として解錠に認証が必要な建具とすること。ただし、開庁時間中などに、認証を不要とする設定変更が可能なものとする。
- ・閉庁時及び休庁日に登庁する議員が、認証などにより解錠し、議員控室にアクセスできる計画とすること。
- ・高層用エレベーターの議会部分をサービスするバンクは、エレベーターホールに認証が必要な自動扉などを設け、権限を与えられた者のみが通行できる計画とすること。

(5) 施設計画

ア 共通事項

- ・各施設の管理・運営形態、使用状況を踏まえたゾーニング計画とすること。
 - ・各施設の使用想定は次のとおりとする。
- なお、開放・利用時間、休館日などは、変更があった場合においても適宜対応できるよう、総合的に計画すること。

機能		開放・利用時間	休館日など
行政部分		8:30-17:15	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
議会部分		8:30-17:15	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
屋根付き広場		4:50-25:00	無休
1階ホール		4:50-25:00	無休
商業施設		7:00-23:00	無休
市民利用部分	市民協働スペース	8:30-17:15	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
	展示スペース	7:00-23:00	無休
	市民情報センター	8:30-17:15	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
	市民相談室	8:30-17:15	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
	市史資料室	8:30-17:15	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
	証明書発行コーナー	8:30-17:15	土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
駐車場（公用車・議会関係車）		24時間	無休
駐車場（一般車）		24時間	無休
自動二輪車駐車場		24時間	無休
自転車駐輪場		24時間	無休
みなとみらい線馬車道駅接続部		4:50-25:00	無休
横浜アイランドタワー接続部（地下1階）		7:00-22:00	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
横浜アイランドタワー駐車場接続部（地下2階）		7:00-22:50	無休
公共駐車場接続部		7:00-22:50	無休

2階デッキ及び附随するエレベーター・階段など	24時間	無休
外構	24時間	無休

- ・行政部分と議会部分は、機能的なつながりに配慮しつつ、それぞれの独立性を確保した計画とすること。
- ・市長関連諸室及び議長関連諸室は、同一階に配置することとし、行政部分の最下階かつ議会部分の最上階とすること。
- ・各諸室等を合理的に配置し、無駄のない平面計画とすること。余剰スペースが生じる場合は、倉庫又は会議室などとし、諸室等性能表に記入している面積に含めること。
- ・外部に面し、日常的に使用する出入口（地下駐車場なども含む）は、省エネ対策、ドラフト対策として風除室を設ける計画とすること。また、屋上出入口は二重扉にするなどドラフト対策を講じること。
- ・主たる動線となる外部出入口は、風除室及び自動扉を設置すること。自動扉は、原則引き分けとし、故障やメンテナンス時にも通行できる動線を自動扉付近に確保すること。

イ 行政部分

- ・3階のグランドロビーには総合案内所を設け、行政部分の案内などを行える計画とすること。あわせて、来庁者の一時打合せスペースとして、近接した位置に応接室を設けること。
- ・基準階の執務スペースの面積は、2,300㎡から2,500㎡程度を基本として計画すること。
- ・基準階の執務スペースの奥行きは、原則として14m以上とし、将来の組織・業務の拡大・縮小・変更に対応できるフレキシブルなオープンフロア構成を基本とすること。また、間仕切り壁の設置やレイアウト変更に対応しやすいよう、基本モジュール寸法を3.6mとし、外壁、構造及び設備などと整合した計画とすること。
- ・大部屋となる執務スペース内で、防火区画が必要となる場合は、フレキシビリティを確保できる計画とすること。

ウ 議会部分

- ・二代表制の観点から、議会の独立性を確保しつつ、市民からわかりやすい配置とすること。行政部分とは壁、認証が必要な建具などで明確に区画すること。
- ・円滑かつ適正な議会活動ができ、かつ、効率的利用に配慮した計画とすること。
- ・施設画面上の議員数は100人を基本とし、本工事完成時は86人として整備する。委員会数は常任委員会8、特別委員会7、予算決算特別委員会2、運営委員会1、運営理事会1とする。
- ・海外との交流に配慮した計画とすること。
- ・議会部分は、できる限り集約して配置し、利用しやすい効率的な動線とすること。
- ・3階のグランドロビーからアクセスする議会エントランスロビーに総合受付を設け、議会部分の案内を行う計画とすること。総合受付を経由した来庁者は、原則として高

セキュリティーエリアの動線と交錯しない計画とすること。

- ・視察などの受け入れに配慮し、最大で200人程度の小中学生などが、多目的ルームから傍聴席へ移動する場合などにも支障のない動線を確保した計画とすること。

エ 屋根付き広場

- ・開かれたイメージとし、当該地区の地区計画やまちづくりガイドラインに示された内容と整合を図ること。
- ・大岡川沿いの水辺のいこい空間や商業施設などによるにぎわい空間とのつながりを意識し、連続性、回遊性を活かした計画とすること。
- ・市庁舎1階部分、大岡川にかけて、特徴的で魅力的な開放空間を創出し、自然を取り入れ環境や緑化にも十分配慮すること。
- ・3層程度の吹き抜け空間とし、市民や来街者が気軽に集い、親しみ、憩えるような「祝祭性・おもてなし」の場とすること。
- ・行政部分及び議会部分への主要動線と一体となる空間構成とすること。
- ・自然採光を活かしながら、日差しの影響を受けにくい計画とすること。
- ・半屋外空間とする際は、風、音、熱環境などについて十分考慮し、利用時に支障がないよう、技術的な解決を図ること。
- ・市民利用機能と連続した空間構成とするとともに、馬車道駅との関係性にも配慮すること。

オ 商業施設

- ・低層部及び地下1階の横浜アイランドタワーとの接続ホール付近に配置すること。
- ・飲食店舗、物販店舗、コンビニエンスストア、ドラッグストア、クリニック及び金融機関などの導入を想定すること。
- ・周辺との連携、水辺との関係性、にぎわい創出への貢献や、駅利用者、来庁者及び職員などの利便性に配慮し、機能に応じた適正な配置、設えを計画すること。
- ・地上部分に配置する場合は、大岡川に面する部分や各道路沿いに配置し、外部や2階デッキから直接アクセスできる計画とすること。
なお、営業時間、セキュリティー計画によっては、ホールなどに面した配置も可能とする。
- ・地下1階部分は、隣接（接続）する横浜アイランドタワーの商業施設との連続性に配慮した計画とすること。
- ・想定テナント区画ごとに設備などの制御、計量及び課金ができる計画とすること。想定テナント区画は諸室等性能表によること。
- ・各テナント区画から物品などの搬出入動線は、可能な限り、来庁者や職員などとの交錯がないよう、配慮した計画とすること。
- ・各テナント区画は、用途の変更に対応できるよう、防火区画を形成すること。
- ・商業テナント区画は、【別紙9 商業部分の区分及び条件】に記載の内容を満たす計画とすること。

カ 共用部

(7) 出入口廻り

- ・ 1階主要出入口は、各アプローチからの視認性や市庁舎の玄関としての象徴性に配慮した計画とすること。また、2階における桜木町駅方面からの連絡デッキ接続位置周辺に設ける出入口も、1階主要出入口に準じた計画とすること。
- ・ 外部出入口は、雨天時に濡れずに出入りできるよう、庇を設けるなど配慮すること。

(イ) ホール・ロビーなど

- ・ 3階のグランドロビーは、行政部分、議会部分へアクセスする主要な空間として計画し、市民への開放とセキュリティー確保との両立に配慮すること。
- ・ 表敬訪問などの際に、市民や職員に対して披露できる場を確保すること。屋根付き広場に設置するステージを活用することも可とするが、特定利用者用エレベーターからの動線に配慮した計画とすること。
- ・ 常時（開庁時間及び屋根付き広場が開放されている時間）静止画像、動画などの映像が放映でき、タッチパネル機能により観光、イベント情報などが入手できるマルチサイン設備を設置するスペースを確保した計画とすること。
- ・ 低層部のホール・ロビーなどは、余裕を持った空間構成とすること。

(ウ) 便所廻り

- ・ 各階の便所の計画は、サービスレベル1（空気調和衛生工学会による算定方法）を確保すること。また、1階から3階には、職員専用の便所を設置すること。
- ・ 行政部分の各便所の使用人数は、使用対象の専用床面積に対し、8㎡当たり1人を基本とし、衛生器具数の算定に当たっては、男子：使用人数×0.65、女子：使用人数×0.45とすること。
- ・ 基準階の便所は、通り抜け可能な計画とするなど、各室からの歩行距離や男女比率の変動などに対応できるよう、配慮すること。
- ・ 議会部分の使用人数は、諸室等性能表に記載の人数を想定し、対象室の用途、利用形態に応じた算定によりサービスレベルを確保すること。男女比率は、行政部分と同様とする。また、セキュリティーゾーン、各室からの歩行距離に配慮した適切な箇所数を確保すること。
- ・ 洗面スペースは、昼食後の職員の歯磨き利用を考慮した計画とすること。
- ・ 行政部分は、各階（機械室フロアなど、利用者が限定される部分は除く）に車いす使用者用、オストメイト用を兼ねた便房（以下「多目的便所」という。）（男女共用で1箇所）を設置すること。
- ・ 地下1階に多目的便所を設置すること。ただし、地下駐車場の夜間利用時においても、1階に設置する多目的便所と適切な動線を確保できる場合には、設置しなくてよいこととする。
- ・ 議会部分は、傍聴ロビー付近に設ける便所に、乳幼児連れ利用者に配慮した便房（幅 1,400mm×奥行 1,600mm 以上でベビーカーゴと入れるスペースを確保したものを、男女別に1箇所以上）を設置すること。また、多目的便所（男女共用で合計5箇所）を設置すること。
- ・ 低層部の便所は、市民利用、商業施設及び施設内外でのイベント（想定最大集客

数 300 人)などを考慮し、配置、箇所数を計画すること。

なお、オストメイト用便房（男女別に各階 1 箇所以上）、乳幼児連れ利用者に配慮した便房（幅 1,400mm×奥行 1,600mm 以上でベビーカーごと入れるスペースを確保したものを、男女別に各階 1 箇所以上）及び多目的便所（男女共用で合計 4 箇所）を設置すること。

- ・多目的便所は、利用者の障害に応じて選択できるように、操作部を左右入れ替えたレイアウトをバランスよく配置すること。
- ・床は、モップなどによる拭き清掃を想定したドライ方式とすること。
- ・あらかじめ将来的な改修工事を想定し、職員数や男女比の変化に対応した適切なサービスレベルを確保できるように、系統や配置に配慮した計画とすること。
- ・改修工事などを行う際にも、工事中に使用できる便所が確保できるように、系統や設置箇所数に配慮した計画とすること。
- ・掃除用流しは、便所設置箇所付近に 1 箇所以上（鍵付（マスターキー組込）とする。）設け、必要に応じ男女別に設けること。
- ・掃除用流し置場には、モップ掛け用フック、タオル掛けバー及び清掃用具など備品を収納する棚板を設けること。

キ 駐車場など

- ・駐車場は、原則として、平置き・自走式駐車場とし、地下 1 階、地下 2 階及び 1 階車寄せ近傍に配置し、動線、安全性などに十分配慮した計画とすること。
- ・駐車台数は、「横浜市駐車場条例」による附置義務台数に 35 台を加えた台数を確保すること。

台数の内訳は、おおむね次に示すとおりとすること。（全体で約 450 台を想定）

1 階車寄せ部：普通車一時駐車用 5 台、大型バス 3 台

地下 1 階：一般車用 200 台程度

地下 2 階：公用車・議会関係車・商業施設（入居者）用 220 台程度、
サービス用 22 台程度

- ・やむを得ず機械式駐車とする場合は、公用車・商業施設用の一部を二段式とし、必要台数を確保すること。
- ・電気自動車用急速充電器を地下 1 階に 2 基程度、地下 2 階に 4 基程度設置すること。
- ・地下 1 階駐車場は、全高 2.1m（ハイルフ車）の車両が入出庫可能な計画とすること。
- ・地下 2 階駐車場は、各種 4 t 車両（全長 8.5m 程度、全高 3.3m 程度）が入出庫可能な計画とし、サービス用駐車（荷捌き）スペースのうち、2 台分は、これらの車両に対応したもの（車両長さ、荷台扉及び作業スペースを考慮）とすること。
- ・車路の有効高さは、車両の傾斜、バウンドに配慮し、クリアランスを確保した計画とすること。また、回転軌跡を考慮した安全で円滑なサービス動線を確保すること。
- ・一般車（地下 1 階への駐車）と、公用車など（地下 2 階への駐車）の動線は、極力交差することなく、明快な動線計画とすること。
- ・1 階にメインとなる車寄せを設けること。また、地下 2 階に公用車及び議会関係車用

の車寄せをそれぞれ設けること。

- ・車寄せは、おもてなし感、視認性などに配慮し、庇などの設置、壁面・床の仕上げなど、相応しいグレード感、設えを確保すること。
- ・1階の車寄せの全長は、6m級乗用車4台程度が同時に停車できるよう計画し、建物出入口に至るまでの雨天時の動線に配慮すること。
- ・1階の車寄せ近傍に、普通車一時駐車用5台及び大型バス用（全長12m級）3台分の駐車スペースを設けること。
なお、大型バス用のうち1台分は、発電機用オイルタンクへの給油のためのタンクローリー作業スペースを兼用できるようにすること。
- ・車いす使用者駐車場は、地下1階に一般利用者用として4台分を低層用エレベーターの近くに設け、地下2階に職員用として3台分を特定利用者用エレベーター又は物品搬出入・メンテナンス用エレベーターの近くに設けること。
- ・自動二輪車駐車場は、「横浜市駐車場条例」による附置義務台数に30台を加えた台数を地下1階に確保すること。
- ・自転車駐輪場は平置きとし、合計約200台分確保すること。自動車動線との分離、各方面からの利便性、景観などに配慮し、地下部分などの適切な位置に数箇所に分けて配置すること。
- ・駐車場、自動二輪車用駐車場及び自転車駐輪場は、24時間利用できることを想定するが、運営時間を制限することにも対応できるよう、シャッターなどにより閉鎖可能な計画とすること。また、閉庁時間帯の利用を考慮した動線計画、セキュリティ計画とすること。
- ・集水枘、雨水側溝及びガソリントラップなどを適切に設置すること。
- ・駐車及び通路機能（自動二輪車含む）に必要な一時停止表示、進行方向指示表示、車両種別表示、避難通路確保表示、駐車スペース表示及び車室番号などの路面表示を行うこと。また、駐車場の車路側の柱、壁部には、車室番号及びゾーン表示を行うこと。
- ・車室には、車止めを設置すること。（ボルト固定式2箇所/車室）
- ・各駐車場、自動二輪車駐車場、駐輪場及び車路部分の出隅部には、コーナーガード（H=2,000mm）を設置すること。
- ・各駐車場、自動二輪車駐車場及び駐輪場の車路のコーナー部にはカーブミラーを設置すること。

ク 管理・バックヤード

- ・通用口を1階に設け、利用時間外の入退出口や各施設からの最終退出口として計画し、守衛室（分室）前を必ず経由する計画とすること。
- ・通用口付近には、郵便物・新聞受スペースを配置し、商業施設用郵便、市庁舎用新聞を受け入れる計画とすること。閉庁時間帯（新聞など）もアクセス可能な位置とし、配達バイクなどの一時停車スペースを確保すること。
- ・市庁舎あての郵便物及び庁内メール便は、地下2階に配置する文書集配室で受け入れる計画とすること。
- ・通用口付近に、30窓のキーボックスを設置し、商業施設の鍵管理を行う計画とする

こと。

- ・ゴミ置場は、執務室を有する各階の共用部に設置すること。
- ・地下2階には、各階のゴミ置場からのゴミを集積するゴミ置場を、搬出車両の駐車スペース（サービス用）に近接した位置に設置すること。商業施設を含めて建物全体のゴミを集約する計画とすること。
- ・ゴミ置場の計画については、横浜市「事業用大規模建築物における廃棄物の保管場所及び再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置に関する指導基準」を満たした計画とすること。

ケ その他

- ・屋上に室外機などを設置する場合は、周辺からの景観や、敷地内外からの見下ろしなどに配慮した対策を講じること。
- ・危機管理機能を維持するために、電気室、機械室などの重要室は、津波の影響のない地上階に配置すること。また、近接する諸室等に対する電磁気の影響、防音・防震対策に配慮すること。
- ・商業施設用、執務室空調機用の室外機及び換気増強用機器を設置できるように計画すること。
- ・商業施設用として、100 kVA相当2台分の自家発電機を設置できるように計画すること。
- ・「5 電気設備計画の要求水準 (8) 発電設備 ウ 燃料電池設備」に記載の燃料電池設備を設置できるように計画すること。
- ・地上階での水槽類の設置は、水槽などが破損した場合の下階への漏水防止に配慮し、配置の検討及び漏水対策を十分に行うこと。
- ・地下ピットは、計画に応じて非常時雑用水貯留槽（1,000m³以上、水深3m以上）、雑用水槽、冷却塔補給水槽（1日使用量分）、排水槽、非常時排水貯留槽、消火水槽、消防用水、蓄熱槽及び湧水槽などを適宜設けること。
- ・非常時雑用水貯留槽は、必要に応じて通常時に熱供給業者が蓄熱槽として利用可能な水槽とすること。
- ・非常時に使用を想定する水槽については、「補給開始の水位」と「ポンプの空転防止の水位」の間において必要な水量が確保できる容量を確保すること。
- ・各種地下ピット、水槽などの仕上げは、用途に応じ適切な性能を有すること。
- ・各種地下ピット、水槽などは、直上階の室などの配置、メンテナンスに配慮した計画とし、結露などが発生しないよう、留意すること。
- ・各種地下ピット、水槽などに設ける人通口は、マンホールから2くぐりまでを原則とし、マンホールの位置を容易に把握できるよう、表示を行うこと。
なお、人通口には、手掛け、足掛けを設けること。
- ・屋上にヘリコプター離着陸施設を設置すること。「国土交通省航空局の許可基準（地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準）」及び「緊急離着陸場等設置指導基準（消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について（平成2年3月30日消企第217号・消指導第313号消防局長通達）」を満たす計画とすること。

- ・就航を想定する機体は、横浜市消防局ヘリコプター（アグスタ式 AW139 型）及び東京消防庁ヘリコプター（ユーロコプター式 EC225 型）とする。

(6) 外構計画

ア 共通事項

- ・まちを構成する緑とのつながりや周辺環境との調和を十分に考慮した計画とすること。
- ・微気候の緩和やヒートアイランド対策などの環境配慮をし、地上・屋上・壁面などの積極的な緑化を行うこと。
- ・緑の配置は、建物周囲や建物内部からの視認性、公開性に配慮したものとする。
- ・四季のうつろいを感じられる樹種や、高・中・低木、草本などを効果的に組み合わせた多彩で質の高い緑化とすること。
- ・ビル風の対策や風による樹木への影響、周辺地域への影響も考慮し、適切な配置及び樹種選定を行うこと。
- ・屋外だけでなく、屋根付き広場や2階デッキ、屋内のパブリックスペースなど、市民が集う空間は、潤いのある魅力的な緑化空間とすること。
- ・1階の主要な出入口周辺は、高さやボリューム感のある特徴的な緑化とすること。
- ・建設予定地の敷地面積に対する緑化施設（「緑の環境をつくり育てる条例」における緑化施設の面積対象とならない緑化部分（庇の下・屋内の緑化、壁面緑化のうち垂直方向1mを超える部分など）を含む。）の面積の割合は、15%を目標とすること。
- ・舗装の種類を選定には、アメニティー、景観及び保水性などの環境性などへ配慮した計画とすること。また、既存街区との統一性にも配慮すること。
- ・適切な複数の場所に、来街者が憩えるスペースを計画し、全体で100人程度が腰を掛け憩える設えとすること。
- ・敷地内には車両出入口を除き、原則として自動車が侵入できない計画とすること。ただし、非常時や保守の際の進入を想定し、適切な位置に埋め込み式のバリカーなどを設置すること。

イ 水辺のいこい空間

- ・大岡川沿いの水際線プロムナードは、利用者や歩行者が快適に過ごせる空間の設えや、イベントなどの実施が可能な広場など、魅力的でにぎわいのある変化に富んだ空間として整備すること。
- ・大岡川沿いには、水際線プロムナードの一環として、親水性の向上に配慮した水辺のいこい空間としての公共空地を整備すること。
- ・水際の夜間景観を演出する計画とすること。

ウ 広場など

- ・栄本町線側に設ける広場は、緊急車両の他、イベント時の搬出入車、献血車、テレビ中継車が車寄せなどから乗り入れできる仕様とすること。
- ・敷地内の車両乗り入れ部は、舗装、側溝及びマンホールなどを含め、必要な性能を確保したうえでデザイン性にも配慮すること。
- ・車両出入口又は車寄せから直接アクセスできる広場部分に、50㎡程度の展示イベントスペースを設けること。

- ・敷地の北仲橋・弁天橋付近の水辺広場・橋詰広場は、ゆとりある空間とし、建物の低層部や外構のデザインに配慮した計画とすること。

なお、弁天橋付近の敷地内に、桜木町駅方面からの連絡デッキと地盤レベルをつなぐ階段及び橋脚（連絡デッキ本体端部及び階段踊場部など）が設置されることを想定しておくこと。

- ・各広場には、各種イベントに対応するため、イベント盤、給排水設備を適切な位置に計4箇所以上設置すること。設置に際しては、デザイン性、機能性及び安全性に配慮すること。また、設備を設置するに当たり、盗電、盗水が発生しないよう、措置を講じること。

エ その他

- ・栄本町線側の視認性の良い位置に、高さ10m程度の旗竿を3本設置すること。
なお、仕様は、アルミニウム合金製、テーパー型、ハンドル式とすること。
- ・敷地内の植栽には、原則として自動灌水設備を設けること。
- ・建物配置にあわせ、適切な位置にオイルタンクを設置すること。給油に必要なスペース、通気管の納まりなどについても、デザイン性、機能性及び安全性に配慮すること。
- ・公用車用の簡易型水素ステーションを設置することを想定し、車両が寄りつける位置に、【別紙 27 簡易型水素ステーションの設置条件】に示すスペース及び設備が確保できるよう、計画すること。

(7) 仕上計画

ア 外装計画

- ・外装カーテンウォールなどの層間変位追従性能は、中地震（レベル1）において、軽微な補修のみで継続使用を可能とすること。大地震（レベル2）において、ガラスも含めた外装部材に破損、脱落を生じないこと。
- ・設計用風圧力は再現期間100年とし、外装材及びシールなどに損傷が生じない計画とすること。ただし、ガラスの設計用風圧力は、再現期間を200年とすること。また、風切音などについても配慮すること。
- ・窓システム、外壁、屋根や床（ピロティー部など）において、次に示す外皮性能を有すること。

①窓システム：日射遮蔽係数=0.2以下、熱貫流率=3.0 (W/m²K) 以下

②外壁その他：熱貫流率=1.0 (W/m²K) 以下

- ・周辺への配慮として、反射などによる光害をできる限り抑えた計画とすること。
- ・汚れ防止に効果のある素材やディテールを採用すること。
- ・ガラリやルーバーなどは、風の通過音に留意した形状やディテールを採用すること。
- ・外装材と窓廻りとの取り合い部は、水切りの十分な出幅の確保や水切り端部に立ち上りを設けるなど、雨だれによる汚れが生じにくい計画とすること。
- ・高層部直下など壁面を流下する雨水に対する対策を十分に講じること。
- ・ゴンドラ設備などを設置する場合において、外装材などで設備を支持する場合は、想定する積載荷重を含んだ荷重で必要な強度を確保すること。
- ・カーテンウォールの目地は、維持管理に配慮した計画とすること。

- ・PCカーテンウォールやその他乾式壁をデザイン上重要な部分に用いる場合は、素材感などデザインに配慮し、品位のある計画とすること。
- ・メタルカーテンウォールを用いる場合は、アルミニウム製押出型材とすること。また、仕上げは、フッ素樹脂高温焼付塗装（低汚染型）を原則とし、化粧部材を設けるなど、外装の陰影や表情づくりに配慮すること。
- ・アルミパネル材を用いる場合は、アルミカットパネル t 3 又はアルミ複合板 t 4 程度とし、原則として端部の曲げ納まりは不可とする。また、仕上げは、フッ素樹脂高温焼付塗装（低汚染型）を原則とすること。

イ 内装計画

- ・低層部など市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装などの木質化を効果的に行うこと。
- ・仕上計画は、各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすいなど、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。
- ・執務スペース及び会議室の天井は、諸室等性能表で条件などを特定しているものを除き、システム天井とするなど、意匠性・施工性・経済性を考慮した計画とすること。
- ・内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど利用者の安全性に配慮した材料とすること。
- ・各室の用途、機能及び配置場所に応じて、断熱材や吸音材の設置などを十分検討し、採用すること。
- ・階段、吹抜などにガラス手すりなどを設置する場合は、視線などに配慮した計画とすること。
- ・可動間仕切及び移動間仕切の遮音性能は、諸室等性能表の音環境に示された区分に応じ、壁に求められる遮音性能と同等の性能を確保すること。
- ・地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内装計画とすること。
なお、特定天井に該当しない天井についても、安全性を確認し、必要に応じ補強などの措置を講じること。
- ・搬出入動線などで台車などが頻繁に通過する部分の建具には、キックプレートを設置すること。また、これらの動線上の廊下などのコーナーには、コーナーガードを設置すること。
- ・会議室などを分割利用する際に使用する移動間仕切の表面材は、布クロス貼りを原則とし、設置する壁仕上げのグレード感と整合したものとすること。また、一室として利用する際には、間仕切を収納し、隠蔽できる計画とすること。
- ・同一面で内装仕上げが異なる部分には、見切り材（SUSフラットバー程度）を設けること。
- ・居室や共用部に面する間仕切り壁は、仕上げの不陸やクラックの発生防止に配慮した計画とすること。
- ・専用部と共用部との間仕切り壁は、スラブからスラブまでの壁とし、グラスウール充填タイプとすること。
- ・便所の出入口が扉なしのタイプであっても、間仕切り壁はスラブからスラブまでの壁とし、グラスウール充填タイプとすること。

- ・袖壁状の部分や仕上げ保護のため枠納まりとすることが適切な部分は、一方枠、二方枠、三方枠などを設けること。
- ・防煙壁は、飛散防止及び防火に配慮すること。空間の意匠上、機能上配慮すべき部分は、可動式防煙たれ壁などを採用すること。
- ・各部の用途に応じ、適切な巾木を設けること。
- ・鋼製の材料は、下地も含め防錆処理を行うこと。

ウ 建具関係

(7) 共通

- ・各種建具は、各室の使用内容に応じた計画とし、数量、開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様について諸室等性能表で指定するもの以外は、使用目的、条件を考慮し設定すること。
- ・各室の性能が確保できる建具の性能を有すること。
- ・日常行動及び交通、物流による衝撃で、欠損、剥離、傾き及び曲がりなどが極力生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせないものとする。また、経年による反り、錆が発生しにくいものとする。
- ・シャッターは、障害物感知装置などを設け、安全対策を講じること。
- ・自動扉は、安全センサー、可動扉部の安全柵及び防護扉の設置など、巻込み防止及び挟まれ防止などの安全対策を講じること。また、非常時開放装置を設けること。
- ・電気錠は、停電時にも運用できるものとする。
- ・錠の種類は、シリンダー本締錠又は各種シリンダー箱錠を原則とすること。
- ・鍵は、マスターキーシステム方式を採用し、マスターキーのグルーピング、予備マスターキー、鍵違い本数の確保など建物管理に配慮した計画とすること。
- ・建具の仕上げは、周囲の壁仕上げ、色彩、グレード感などと整合したものとする。
- ・常時開放型の防火設備などは、壁面から突出しない納まりとし、仕上げは周辺の壁面と同様の仕上げとすること。
- ・附属金物は、各種性能を満足するものとし、取手やクレセントなど操作部は、操作性や強度が確保された計画とすること。
- ・開き戸は、自閉機能を有すること。
なお、防火戸や電気錠扉など性能上、機能上自閉することが求められる部分以外は、ストップ付きの自閉装置とすること。
- ・ドアクローザーは、J I S規格のグレード1とすること。
- ・開き戸は、戸当たりや開放角度を制限する機構などを設け、扉の開閉時に壁などを傷つけない計画とすること。
- ・鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行うこと。

(4) 各室出入口

- ・各室の機能や規模に応じ、収納家具、備品、間仕切ユニット及び設備機器などが搬出入可能な有効寸法を確保すること。

- ・自動扉は、諸室等性能表で指定する箇所以外は有効開口幅を 1,200 mm以上確保すること。
- ・設備機械室など遮音が必要な室の扉は、気密型とすること。廊下などに面する部分は、取り外し式のハンドルとすること。
- ・同一空間内の建具は、極力高さをそろえること。
- ・各室の廊下への出入口扉は、原則として開閉時に扉が廊下に突出しない計画とすること。ただし、各室の性能を満足し難い場合はこの限りではない。

(ウ) 外部出入口

- ・結露防止対策が講じられていること。また、結露水が室内におよばない構造とすること。
- ・必要に応じ、下部及び上部に水切りなどを設置し、浸水や壁面汚染防止対策を講じること。
- ・開閉機構及び開き勝手は、室内への浸水に配慮した計画とすること。
- ・屋上などへの出入口は、防水の立上げの上に設置されていること。その際、容易に出入りできるよう、階段などを設置すること。

(エ) 外部窓

- ・外部窓は、原則として着席時に外部への視線を遮らずに見通せる高さ及び幅を確保すること。
- ・窓を開放して使用することが想定される室やガラリなどには防虫対策を講じること。
- ・開放可能な窓を設置する場合は、物品などの落下による事故の防止に配慮した仕様とすること。
- ・開口部の位置が低い場合は、手すりなどを設置し、落下防止対策を講じること。

(オ) その他の建具及び点検口など

- ・点検口の数量及び性能は、設置目的の機能を満足した計画とすること。その際、設置目的の点検、作業が無理なく行える位置に設置すること。
- ・点検口は、用途に応じた識別シールなどで外部からその用途を認識できるよう、計画すること。また、点検口の裏面に使用目的、点検方向などを明記した用紙を貼り付けること。
- ・P S、D S及びE P Sなどの点検扉は、更新及びメンテナンスなど作業時に立って出入りができるよう、高さは、2.1m 以上確保すること。
なお、デザイン上の配慮が必要な部分の枠は、原則としてフラットバー枠又はつぶし枠とし、仕上げは周辺の壁面と同様の仕上げとすること。

(カ) 建具廻り

- ・居室などの外部に面する窓廻りには、ブラインドボックス（埋込み型）を設けること。
なお、諸室等性能表で別に指定する箇所以外は、手動ブラインドを実装すること。また、諸室等性能表でカーテンの記載のある諸室等は、カーテンボックス（埋込み型）及びカーテンレール（2連）を設けること。

- ・建具と内外仕上げの取り合い部分は、変位などによる破損及び経年変化による隙間などが生じないこと。

(8) 安全・防災計画

- ・火災などの災害時には、容易かつ、安全に避難することができる計画とすること。
- ・火災時の煙が拡散しないよう考慮すること。
- ・避難誘導のためのサインを適切に設置すること。
- ・階段、吹抜部、2階デッキ、屋上及びバルコニーなどは落下防止対策に配慮した計画とすること。特に、市民などが利用できる場所は、手掛、足掛などを考慮した落下防止対策を講じること。
- ・人の往来が多い場所に設置する開き戸は、安全性確保のため、ガラス入りを基本とすること。
- ・建具などのガラスは、原則として強化ガラスとすること。
なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所は、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（財団法人日本建築防災協会）」によること。
- ・全面ガラスなどの視認性が低い部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。
- ・人の触れることの多い部分の間仕切り壁は、破損防止のため衝撃に対する十分な強度を有する工法、材料を採用すること。
- ・通路に設置する消火栓や消火器ボックスなどは、原則として通路に突出しないよう、壁埋め込みとし、面一納まりとすること。
なお、原則として、仕上げは周辺の壁面と同仕上げとすること。
- ・メンテナンスタラップで床面からの高さが2 mを超える場合は、背かご付きとすること。
- ・建物内への水の流入を防ぐため、防潮板などの浸水対策を講じること。

(9) 環境計画

ア 自然環境

- ・施設の長寿命化により、将来的な建て替えや廃棄も含めた総合的な環境負荷低減を実現できる計画とすること。
- ・二酸化炭素排出量は、「官庁施設の環境保全性基準」に基づき、ライフサイクルCO₂の削減に努めること。
- ・自然エネルギーの利用への配慮を行い、維持管理経費節減にも考慮すること。
- ・自然エネルギーの利用は、実用性ととともに、来庁者への環境啓発にも役立つよう配慮すること。
- ・廃棄物の発生を抑制し、資源の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けてリサイクル資材を活用すること。
- ・立地を活かした水際の活用や緑・風などの自然、環境配慮技術を積極的に取込み、景観形成、省エネルギーに配慮した計画とすること。
- ・ゲリラ豪雨、台風被害などを考慮した雨水排水計画とすること。

イ 周辺環境

- ・プライバシー保護や騒音対策など、周辺環境に十分に配慮すること。
- ・建物からの排気は、周辺環境や周辺建物への配慮を行うこと。
- ・風害による歩行者や周辺環境への影響をできる限り抑えた計画とすること。

(10) サイン計画

- ・サイン計画については、J I S規格による他、「横浜市公共サインガイドライン」を参考に計画すること。
- ・低層部の主要なサインの言語は4か国語（日本語、英語、中国語及びハングル）に対応し、主要な音声案内の言語は、2か国語（日本語、英語）に対応できるようにすること。
- ・行政部分、議会部分それぞれの建物銘板を、車寄せから見える位置に設置すること。
- ・周辺街区がわかるよう、3箇所程度、適切な位置に街区案内板を設置すること。
- ・敷地内の現在地及び各施設の出入口位置などが容易に分かるよう、3箇所程度、適切な位置に建物案内板を設置すること。
- ・サイン及びその支持体などのデザインは、街並に配慮したものとする。
- ・主要な出入口及び3階グランドロビーには、総合案内板を設置すること。特にグランドロビーは、行政部分、議会部分への主要動線となるため、市民にわかりやすいサインとすること。
- ・商業施設の案内板を、利用者動線を考慮のうえ、4箇所程度、適切な位置に配置すること。
- ・エレベーターには、各階構成及び窓口部署がわかるよう、サインを設置すること。
なお、部署などの変更にフレキシブルに対応できる仕様とすること。
- ・来庁者への情報発信のために、掲示板及びポスターケースなどを適切な位置に設置すること。
- ・各階案内サイン、各窓口サイン及び室名サインなどは、来庁者及び職員に対してわかりやすい表示とし、レイアウトや部署などの変更にフレキシブルに対応できる計画とすること。
- ・駐車場（自動二輪車用含む）及び駐輪場の案内サインは、利用者が迷わず識別できるよう、適切な計画とすること。
- ・駐車場入口には、通常の満空表示に加え、車いす利用者用駐車場の満空表示を設けること。
- ・来庁者、職員及び建物管理者などの安全確保のため、注意喚起、警告及び安全な操作などに必要な情報について表示を行うこと。
- ・庁舎掲示板（屋外）を主要な動線付近の適切な位置に設置すること。掲示部の大きさがW3,000 mm×H1,500 mm程度のものを2面設置し、開閉ガラス鍵付き、内照式とし、雨水などの浸入がないものとする。
- ・各種基準などの適用に応じて必要となる表示、サインなどを適切な位置に設けること。

(11) 維持管理計画

- ・設計耐用年数100年を想定し、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い建物とすること。また、外構についても、維持管理や植栽管理のし

- やすさに配慮して計画すること。
- ・設備機器の更新や耐久性の高い内外装仕上げ材を採用するなどメンテナンス性、修繕の容易性に配慮した計画とすること。
 - ・日常メンテナンスが安全に実施できるよう、安全対策を講じること。
 - ・外装などの日常的なメンテナンスは、仮設足場が不要で、安全かつ効率的に行うことのできる計画とすること。
 - ・ゴンドラ設備は、次の記載を満たす計画とすること。
 - 建物の形状により必要となる台数を設置すること。
 - 自走式ゴンドラとする場合は、防水方法、防水押えコンクリート強度などに配慮し、漏水やゴンドラ走行上の問題などが生じないように計画すること。また、室内への騒音や振動が問題とならないようにすること。
 - レール式ゴンドラとする場合は、室内への騒音や振動が問題とならないようにすること。
 - 清掃作業の際に、アンテナや雷保護設備などの屋上設置物が干渉しないよう計画すること。
 - ゴンドラ設備の収納場所は、主要なビューポイントなどから見えないようにするなど、景観上の配慮を行うこと。
 - 外壁面にガイドレールを設けるなど、清掃作業の安全に十分配慮すること。
 - ゴンドラが外壁などに衝突する恐れのある場合は、緩衝材の取付けや、障害物検知スイッチを設けるなど、外壁の保護、作業の安全に配慮すること。
 - ・メンテナンス用バルコニーなどを設置する場合は、次の記載を満たす計画とすること。
 - 手すりの設置、安全带フックの取付場所など、作業者の安全に十分配慮した計画とすること。
 - 来庁者や職員が容易に立ち入ることができない措置を講じること。
 - バルコニーは外観などデザイン性にも配慮すること。
 - ・商業施設は、テナント入れ替えに伴う各種工事の際に、当該テナント以外の部分への影響が最小限となるよう計画すること。
 - ・適正な階高、積載荷重の設定及び設備や間仕切り変更が容易なフレキシビリティの確保など、用途変更や改修に対応でき、長期使用に耐え得る計画とすること。
 - ・将来の改修や更新などに容易に対応できるよう、梁や設備スペースの床など躯体への予備スリーブの確保などに配慮した計画とすること。
 - ・行政需要の変化や将来の情報通信技術などへの対応が容易な計画とすること。
 - ・設備等更新に伴う搬出入経路を（本設昇降機を利用できない場合は、クレーンの設置スペースなども含め）確保し、維持管理を容易に行うことができる計画とすること。
 - ・維持管理上、必要な部分には、来庁者などが立ち入りできないよう措置を講じること。
 - ・定期的に必要となる点検や、メンテナンスなどによる設備停止の際にも、施設機能維持に支障がないよう、総合的に計画すること。
 - ・屋上などに設置する機器の基礎などは、機器更新時や防水更新時に共連れ工事が発生しないよう、高床の架台（床下有効 1.5m以上）とするなど更新性に配慮した計画と

すること。

(12) その他

- ・桜木町駅方面からの連絡デッキとの接続方法については、2階デッキ側から連絡デッキにエキスパンションジョイントを用いて接続すること。
- ・定礎（定礎板）を1箇所、適切な位置に設置すること。大きさは、600 mm×800 mm程度とし、指定彫込文字、銅製収納ボックスを設置すること。
- ・非常用発電機、コージェネレーションなどに必要となる煙突などの確保を適切に行うとともに、設置に際しては、景観などに配慮した計画とすること。
- ・「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に則し、使用建材等の配慮、工法の配慮、適正換気量の確保及び室内濃度測定の実施等を行うこと。室内濃度測定は、「横浜市建築局所管工事揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル」に準拠し行うこと。

3 構造計画の要求水準

(1) 基本方針

ア 構造安全性の目標

- ・大地震や津波による浸水に対しても防災拠点施設として機能すること。
- ・大地震に対しては、地震発生後においても、応急対策業務及び優先度の高い通常業務に必要な機能を維持すること。地震発生後も建築物全体として引き続き使用可能（設計上想定する程度の地震に対し、部分的な損傷等は許容するものの、避難の必要がなく、業務の継続に必要な設備の機能を維持又は早期の復旧が可能）な計画とすること。
- ・津波浸水に対しては、応急対策業務及び優先度の高い通常業務に必要な機能を維持すること。津波による地下階等への一定程度の浸水はやむを得ず許容するものの、本施設の周辺状況から想定される漂流物等に対しても、構造耐力上問題となる損傷がない計画とすること。

イ フレキシビリティの確保

- ・将来の環境変化への追従性確保、執務室レイアウトの自由度向上等のため、基準階の執務室については、例えば室内へ柱を突出させないなど、フレキシビリティの高い計画とすること。

ウ 性能確保とコスト縮減の両立

- ・安全性やフレキシビリティに配慮しつつ、経済性の高い構造計画とすること。

エ 地盤特性に配慮した設計用地震動の作成

- ・模擬地震動（サイト波）の作成に当たっては、建設予定地周辺の地盤特性、地震環境等を適切に考慮すること。

オ 地盤と地震動に配慮した構造計画

- ・建設予定地の支持層の地盤形状を考慮した安全性の高い基礎形式とすること。
- ・基礎底面等における地震入力波は、建設予定地の地盤特性を考慮し、工学的基盤における設計用スペクトルからの増幅を適切に考慮したものとする。
- ・長周期地震動の影響を適切に考慮すること。

カ 居住性能の確保

- ・人の動作による上下方向振動及び風による建築物の水平振動に関して、不快に感じることはない程度の居住性能を確保すること。

キ 建築計画及び設備計画とあわせた総合的な検討

- ・建築計画及び設備計画と整合した構造計画とすること。
- ・地震時の建築物の揺れを合理的な範囲内でできるだけ小さく早く抑えるとともに、仕上げの損傷防止や設備の変形追従性等に配慮すること。

ク 維持管理への配慮

- ・構造耐力上主要な部材（免震部材、制振部材を採用する場合は当該部材を含む）の損傷評価や維持管理を考慮した構造計画とすること。
- ・将来的な改修等を想定し、不可視部分の施工記録やトレーサビリティに配慮すること。

(2) 構造形式

- ・構造架構モデルの時刻歴応答解析による検討に基づき、外力（地震動*1）、暴風及び積雪など）に対し、所定の性能を確実に確保できる構造形式とすること。

*1) 地震動とは、稀に発生する地震動（レベル1）及び極めて稀に発生する地震動（レベル2）を基本とし、それらに余裕度確認用地震動及び長周期地震動を加えたものを指す。詳細は所定の性能とともに「(5) 荷重及び外力と設計目標」に示す。

(3) 耐久性能目標

- ・構造体の総合的な耐久性は、J A S S 5（建築工事標準仕様書・鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）2009年版）により計画供用期間の級で定めること。一般的な劣化作用に対しての計画供用期間中は、構造体に鉄筋の腐食、コンクリートの重大な劣化が生じないものとする。

計画供用期間とコンクリート強度

計画供用期間の級	計画供用期間	耐久設計基準強度[N/mm ²]
短期	30年	18
標準	65年	24
長期	100年	30
超長期	200年	36

- ・本施設の耐久性能は、機能に応じて次のとおりとする。

耐久性能目標

	耐久性能の目標
	地下・基礎などのSRC、RC造部分 S造のスラブ部分
計画供用期間	100年
計画供用期間の級	長期
耐久設計基準強度（N/mm ² ）	30

(4) 地盤概要及び基礎

ア 地盤概要

- ・地盤概要は、【別紙17 地盤調査報告書 抜粋】参照のこと。

イ 地下水位及び液状化対策

- ・地下水位は、TP±0と設定すること。敷地内のライフライン、基礎及び外構等の被害抑制に配慮し、稀に発生する地震動（レベル1）及び極めて稀に発生する地震動（レベル2）時に、建物直下及び建物への影響が想定される範囲において、原則として液状化を起こさない対策を行うこと。液状化の判定は、「ア 地盤概要」に示す【別紙17 地盤調査報告書 抜粋】の室内土質試験結果を用いて行うこと。

ウ 基礎形式

- ・建設予定地の地盤形状や地震応答特性に配慮し、大地震により損傷しない安全性の高

い基礎形式とすること。

(5) 荷重及び外力と設計目標

ア 設計用地震動、地震波及び耐震性能

(7) 共通事項

- ・設計用地震動は次に示すものとする。
 - ① 過去における代表的な観測地震波としてELCENTRO-NS (1940)、TAF T-EW (1952)、HACHINOHE-NS (1968)の計3波
 - ② 平成12年建設省告示第1461号に基づく模擬波（告示波）計3波
 - ③ 建設予定地の地盤、地震環境を考慮した模擬地震動計4波
- ・設計用地震波は、【別紙17 地盤調査報告書 抜粋】に示すPS検層結果を用いて工学的基盤から表層までの地盤モデルを設定し、表層地盤における増幅を適切に考慮して作成すること。また、工学的基盤が傾斜していることが建築物の地震応答に与える影響を評価すること。
- ・余裕度確認用地震動は、建設予定地の地盤、地震環境を考慮した模擬地震動（元禄型関東地震）及び横浜模擬地震動（y o k o r o c k）の計2波とすること。

(イ) 稀に発生する地震動（レベル1）

- ・稀に発生する地震動（レベル1）は、次に示す観測波3波と告示波3波の計6波とすること。

稀に発生する地震動（レベル1）

観測波（過去に観測された代表的な強震記録を最大25cm/sに基準化）

波形名	地震名	発生年	観測地
ELCENTRO-NS	インペリアルバレー地震	1940	エルセントロ
TAF T-EW	カーンカウンティ地震	1952	タフト
HACHINOHE-NS	十勝沖地震	1968	八戸

告示波（平成12年建設省告示1461号に基づく模擬地震動）

波形名	位相採用地震	発生年	観測地
L1-j m a	兵庫県南部地震	1995	神戸海洋気象台
L1-h a c	十勝沖地震	1968	八戸
L1-r a n d	ランダム位相	—	—

- ・レベル1設計用地震動に対して、構造耐力上主要な部分が弾性範囲で、地上部分の層間変形角の最大値が1/200以内であることを確認すること。

(ウ) 極めて稀に発生する地震動（レベル2）

- ・極めて稀に発生する地震動（レベル2）は、次に示す観測波3波、告示波3波及びサイト波2波の計8波とすること。

極めて稀に発生する地震動（レベル2）

観測波（過去に観測された代表的な強震記録を最大50cm/sに基準化）

波形名	地震名	発生年	観測地
ELCENTRO-NS	インペリアルバレー地震	1940	エルセントロ
TAF T-EW	カーンカウンティ地震	1952	タフト
HACHINOHE-NS	十勝沖地震	1968	八戸

告示波（平成 12 年建設省告示 1461 号に基づく模擬地震動）

波形名	位相採用地震	発生年	観測地
L 2-j m a	兵庫県南部地震	1995	神戸海洋気象台
L 2-h a c	十勝沖地震	1968	八戸
L 2-r a n d	ランダム位相	—	—

サイト波（対象地の地震環境を考慮して作成した模擬地震動）

波形名	地震名	発生年	観測地
K a n t o 1	大正型関東地震	—	—
T o s h i n	都心南部直下地震	—	—

- ・サイト波 2 波については、超高層建築物に影響を与える長周期成分を考慮し大正型関東地震は市が提供する工学的基盤での予測波形に、都心南部直下地震は最新かつ適正な根拠による予測波形に、差分法等により適切に評価した長周期地震動の予測波形をハイブリッド合成すること。また、入力地震動は、ハイブリッド合成した予測波をもとに地盤の増幅等を考慮し適切な手法で作成すること。
- ・レベル 2 設計用地震動に対して、層間変形角、層の塑性率及び床面応答加速度がそれぞれ次に示す条件を満たすことを確認すること。
 - ① 層間変形角 $1/100$ [rad] 以下
 - ② 層の塑性率 2.0 以下
 - ③ 居室の床面応答加速度 $500 g a 1$ 以下（ただし低層部を除く）

(I) 余裕度確認用地震動

- ・余裕度確認用地震動は、次に示すサイト波 2 波とすること。

サイト波（余裕度確認のための模擬地震動）

波形名	地震名	発生年	観測地
K a n t o 2	元禄型関東地震	—	—
Y o k o r o c k	横浜模擬地震動	—	—

- ・元禄型関東地震は、超高層建築物に影響を与える長周期成分を考慮し、市が提供する工学的基盤での予測波形に、差分法等による長周期地震動の予測波形をハイブリッド合成すること。また、地盤の増幅等を考慮し適切な手法で作成すること。参考に、ボクセル型有限要素法によりハイブリッド合成した予測波形を【参考 4 参考地震波】に示す。
- ・横浜模擬地震動は、市より提供する工学的基盤における地震波形（加速度波形）【別紙 18 設計用地震波】を用いること。
- ・余裕度確認用地震動に対し、著しい耐力の低下、倒壊、部分崩壊などの大きな損傷は発生せず、人命が確保できること。

イ 長周期地震動

- ・長周期地震動による影響の把握と対策については、次に示す長周期地震動の検討及びその他最新の知見に基づいた解析を実施し、建物の変形を小さく、大きな揺れを早期に抑えることで業務継続を可能とする計画とすること。
 - ① 国土交通省が平成 22 年 12 月に公表した「超高層建物等における長周期地震動への対策試案について」（国土交通省）に掲示された波形及び作成手法に基づき、南海トラフ地震が単独発生した場合、あるいは連動で発生した場合についての検

討

- ② 内閣府からの委託により、平成 19 年から実施された「長周期地震動対策に関する調査」（日本建築学会）の総まとめとして、【参考 8 「長周期地震動対策に関する公開研究集会」資料】で示された東海、東南海及び南海の 3 連動地震を想定した地震動についての検討

ウ 津波による想定浸水深

- ・津波対策の検討には、「慶長型地震」による津波（建設予定地において T P + 4.3m 程度）を想定すること。

エ 建築設備の設計用水平震度

- ・建築設備の性能を満足させる設計用水平震度は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」（2014 年）の建築物の動的解析を行う際の地震力の算定方法を採用すること。地震応答解析により求めた床応答加速度を踏まえて、設計用水平震度を設定すること。

オ 設計用風荷重及び耐風性能

- ・耐風に関する性能は、「官庁施設の基本的性能基準」の性能水準を確保するとともに次に示す性能についても確保すること。
 - ① レベル 1 の風荷重は、建築物荷重指針・同解説 2004（以下「荷重指針」という。）による風洞実験で得られる結果によって、100 年期待値基準風速時の風荷重を定め、構造耐力上主要な部分の応力が許容応力度以下となることを確認すること。
 - ② レベル 2 の風荷重は、荷重指針による風洞実験で得られる結果によって、500 年期待値基準風速時の風荷重を定め、すべての構造耐力上主要な部分について、当該荷重を受けた際に生じる応力が弾性限耐力（塑性化が始まる直前の耐力）以内となることを確認すること。
 - ③ 免震構造を採用する場合は、日本免震構造協会「免震建築物の耐風設計指針」に準拠し、免震層のランク、免震部材のランクを設定して、適切な免震層の設計を行うこと。制振構造を採用する場合は、免震構造と同様に、風荷重に対する制振部材の長時間繰り返しに対する健全性・安全性の評価を行うこと。

カ 設計用積雪荷重

- ・垂直積雪量は、建築基準法施行令第 86 条により算定し、比重は $\gamma = 20$ (N/m²・cm)、積雪深度は $h = 45$ (cm) とすること。

キ 設計用積載荷重

- ・設計用積載荷重については、【別紙 11 諸室等性能表】に記載したものを参照し検討を行うこと。機械室、電気室、非常用発電機室などは、実施設計において実状に応じて算定すること。高層部各階のヘビーデューティゾーンについては、一般執務室面積の 10%程度を対象範囲とし、積載荷重については次の表を参照すること。

単位：N/m²

用途	床・小梁用	架構用	地震用
執務室ヘビーデューティゾーン	9,800	3,600	1,600

(6) その他

ア 執務室の振動に関する居住性能

(7) 床の歩行振動（鉛直振動）

- ・日常的な使用状態での、人の動作による上下方向振動に関する居住性能評価は、「建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説」（日本建築学会 2004 年）の鉛直振動に関する性能評価曲線に示す、評価区分ランク V-70 以下の性能を確保すること。床振動評価のための加振源は、2 人歩行とする。

(イ) 風による水平振動

- ・風による建築物の水平振動が居住性能におよぼす影響の評価は、「建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説」（日本建築学会 2004 年）の風による水平振動に関する性能評価曲線に示す、評価区分ランク H-50 以下の性能を確保すること。具体的な性能評価は、再現期間 1 年の水平方向振動の最大応答加速度を算出し、性能評価曲線に照合させて行うこと。

イ 屋根ふき材及び帳壁等について

- ・構造耐力上主要な部分以外の屋根ふき材、帳壁その他の外装材、屋上や外構等に設ける工作物について、建築物の構造計画と整合した耐震・耐風対策を講じ、相応の耐久性を確保すること。

ウ 建築物の安全性モニタリング機構

- ・地震終了後、建物内に安全に留まれるか否か、継続使用が可能かを判断できる機構を備えること。

4 昇降機設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・地震発生などの緊急時にも、利用者の安全を守り、被害を最小限とし早期の復旧を可能とする対策を十分に行うこと。
- ・安全機能などは、「昇降機技術基準の解説」（一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター）を満たす計画とすること。
- ・エレベーターの耐震クラスは、S14 とすること。
- ・エレベーターの長周期地震動に対する各種対策は、管制運転装置の他、脱レール防止対策、各部の補強対策及びロープ外れ防止対策などを十分に行うこと。
- ・1階以下のフロアへサービスするエレベーターは、冠水時管制運転機能を有すること。
- ・エレベーターの昇降路は、地下外壁と接しない場所に設置すること。ただし、二重壁とするなど、湧水への対策を講じた場合はこの限りではない。また、屋上の配管取出口、地下階やデッキなどの出入口部には、昇降路に雨水などが浸入しないよう、対策を講じること。
- ・エレベーターの扉の開口幅と開閉速度は、乗り降りの際、一度に多数の利用者が利用しやすいよう、考慮すること。
- ・エレベーターは、セキュリティー設備と連動し、不停止制御、スケジュール運転及びかご呼び制御などが可能な仕様とすること。
- ・エレベーターは、かご移動時に風切り音などが発生しないよう、対策を講じること。
- ・「横浜市福祉のまちづくり条例」の「表示板交付基準」に対応したエレベーターは、次の項目も満たすこと。
 - かご内の手すりは、両側面の壁及び正面壁に設けること。
 - 車いす使用者用の操作盤は両側に設置し、誤操作がないよう、ボタン廻りにガードを設置すること。
 - かご内及び乗場の操作盤のボタンなどは、凸文字だけでなく点字表示を行うこと。
 - 乗場の操作盤の前には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
 - 戸閉速度制御などを配慮すること。
 - かご内及び乗場には、床上 35 cm 程度の車椅子あたりを設けること。
 - 緊急時などの情報伝達手段として、聴覚障害者が対応できる装置を設置すること。
ただし、乗場戸及びかご扉を窓付きとした場合はこの限りではない。
- ・エレベーターの機能等は、本発注仕様書に記載の他、【別紙 13 エレベーター機能等一覧表】に記載の内容を満たす計画とすること。

(2) 高層用乗用エレベーター

- ・着床階は、3階（グランドロビー）から行政部分が配置される最上階までの各階（機械室フロアなどを設けた場合は除く）とし、適切にバンク分けを行い合理的なエレベーター計画とすること。
- ・設置台数、バンク分け、かごの大きさ及び速度は、原則として次に示す条件を満たすよう、交通計算を行い決定すること。

○5分間輸送能力：20%以上

○平均運転間隔：30秒以下

○交通計算前提条件

・在館人口：5,850人（8階以上に見込むこと。）

・出勤率：80%

・かご乗込率：80%

・出発階の直上階もエレベーターを利用するものとする。

・乗継階は、上層バンクを利用するものとする。

・かごの定員は、20人から30人程度とする。

・1バンクで片側4台を超えて並べない計画とする。

・かごの大きさや速度は、合理的な範囲で余裕をもった計画とすること。

・各バンクのサービス階（出発階を除く）の最上階と最下階には乗継階を設け、各バンクから乗り継ぎができるよう、該当階を通過する全てのエレベーターが停止する計画とすること。

・各バンクのそれぞれ1台以上は、「横浜市福祉のまちづくり条例」の「表示板交付基準」を満たす仕様とすること。

(3) 中層用乗用エレベーター

・次のエレベーターを設置すること。

①24人乗エレベーター 2台（一般来庁者用）

着床階は、3階（議会エントランスロビー）から議会部分が配置される最上階までの各階（機械室フロアなどを設けた場合は除く）とすること。

1台は、「横浜市福祉のまちづくり条例」の「表示板交付基準」を満たす仕様とすること。

②15人乗エレベーター 2台（議会関係者用）

着床階は、地下2階から議会部分が配置される最上階までの各階（機械室フロアなどを設けた場合は除く）とすること。

1台は、車いす使用者対応とすること。

・速度は、昇降行程を考慮し、適切に設定すること。

(4) 低層用乗用エレベーター

・次のエレベーターを設置すること。

①15人乗エレベーター 1台 2箇所（計2台）

着床階は、地下2階から3階（グランドロビー）までの各階とすること。

地下駐車場及び各方面からの来庁者が利用する各種移動動線として、適切に配置すること。

②13人乗エレベーター 1台

着床階は、地下2階から1階（屋根付き広場）までの各階とすること。

馬車道駅接続部から屋根付き広場を経由し、市庁舎の各所及び建物外部への移動動線として、適切に配置すること。

③13人乗エレベーター 1台

着床階は、1階から3階（グランドロビー階）までの各階とすること。

建物外部の大岡川沿いの2階デッキに着床し、2階及び3階の建物出入口への移動動線として、適切に配置すること。

- ・速度は、昇降行程を考慮し、適切に設定すること。
- ・乗場戸及びかご扉は窓付きとすること。
- ・全台数が「横浜市福祉のまちづくり条例」の「表示板交付基準」を満たす仕様とすること。

(5) 特定利用者用乗用エレベーター

- ・17人乗りエレベーターを2台隣接して設置すること。
- ・着床階は、各階とすること。
- ・速度は、昇降行程及び緊急時の駆けつけなどを考慮し、適切に設定すること。
- ・かごの仕上げは、グレード感に配慮すること。
- ・車いす使用者対応とすること。

(6) 物品搬出入・メンテナンス用人荷用エレベーター

- ・屋上設置機器などを考慮した、適切なかごの大きさのエレベーターを2台設置すること。
- ・着床階は、各階とし、屋上にも着床すること。
- ・速度は、昇降行程を考慮し、適切に設定すること。
- ・かごの仕上げは、耐久性に配慮すること。
- ・執務室内の改修工事などに配慮し、かごの一部を折上げ天井とするなど長尺物対応を可能とすること。

(7) 非常用エレベーター

- ・救助活動などに十分配慮した計画とすること。
- ・特定利用者用乗用エレベーター及び物品搬出入・メンテナンス用人荷用エレベーターとの兼用も可とする。

(8) エスカレーター

- ・次のエスカレーターを設置すること。
 - ①屋根付き広場から3階（グランドロビー）をサービスするエスカレーター
 - ②1階弁天橋方面から3階（グランドロビー）をサービスするエスカレーター
 - ③地下2階馬車道駅接続部から屋根付き広場をサービスするエスカレーター
- ・各エスカレーターは、それぞれ、昇り下り双方向のエスカレーターを設置すること。
- ・傾斜角度は、30度とすること。
- ・出勤時などにも支障のない輸送能力を確保すること。
- ・衝突、はさみ込み防止及び駆け上がり防止などの安全対策を講じること。
- ・スピードの切替えが可能な仕様とすること。
- ・省エネルギーや管理性を考慮し、自動発停装置を設置すること。
- ・点検時の昇り動線の確保や出勤時間帯の昇り専用運転などの運用を可能とするため、運転方向の切替えが可能な仕様とすること。
- ・乗降口部分には、現在位置及びエスカレーターの運転方向がわかるよう、音声、点字

による案内及び表示による案内を設置すること。

- ・昇降口部分床面には、デザイン性に配慮し号機表示及び階数表示を行うこと。

(9) 監視盤

- ・全てのエレベーター、エスカレーターの監視制御盤は、中央管理室に設置し、各号機の運転停止、各種管制運転操作及びセキュリティー連動操作などの各種操作を行える仕様とすること。
- ・中層用乗用エレベーターについて、停止、階切離し及び専用運転などの操作ができるよう、監視副端末制御盤を議会事務室に設置すること。

5 電気設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・機器及びシステムは、将来の技術革新を考慮し、更新が容易な設備とすること。
- ・屋外及びピットに設置する機器及び材料は重耐塩仕様とすること。
- ・採用する設備、機器などの交換・保守部品は、容易に入手が可能なものとすること。
- ・電線ケーブル類は、環境配慮型製品を使用すること。
- ・「横浜アイランドタワー」、「公共駐車場」及び「馬車道駅」の各防災設備と監視設備との連携は、関係機関、各管理会社などと協議を行い、地域全体の防災性の向上に資する設備を構築すること。
- ・各設備、機器は、高効率機器及び省エネルギー制御を採用し、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理・更新の容易性、操作の簡便性、省資源及び快適性に配慮し計画すること。
- ・各設備、機器は、インシヤルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。
- ・各設備、機器は、更新時などの搬入、搬出を考慮した配置、計画とすること。
- ・各設備、機器は、騒音、振動などに配慮した配置、計画とすること。
- ・電気設備工事施工マニュアル（横浜市建築局・一般社団法人神奈川県電業協会・一般社団法人横浜市電設協会編集）に準じること。
- ・各項の（参考仕様）以降に記載した内容は、別途工事の仕様を示しており、工事区分については【別紙5 全体所掌区分】に基づくこと。

(2) 電灯設備

ア 盤

- ・分電盤は、予備回路及び予備スペースを確保すること。

イ 照明

- ・諸室等性能表をもとに各室の用途を考慮して電灯設備を計画すること。
- ・照明器具は、光源の交換が可能なLED照明器具を標準とする。白熱灯、蛍光灯、放電灯と互換性を有する器具は対象外とする。
- ・照明方式は、アンビエント方式を標準とするが、行政部門の執務室はタスク・アンビエント照明の想定とする。その場合、アンビエント照明のみで諸室等性能表で要求する照度を確保することが可能な設備とし、タスク照明を別途導入することによって、調光によって減光することが可能な設備とすること。
- ・照明点滅回路は、スイッチを含めレイアウト変更などに対応できる点滅区分とすること。また、執務室は、1台ずつアドレス設定が可能で、調光及び消灯ができるものとする。
- ・自然光を積極的に活用するとともに、照度センサーや人感センサーなどと組み合わせることにより、過剰照度や昼間の消費電力を低減できる工夫を行うこと。
- ・照明制御装置を設置し、本施設内照明の一括管理を可能とすること。
- ・照明制御設備は、オープンプロトコルの通信機能を持ち、電力監視設備などとの連携、

統合が可能な設備とすること。

- ・照明制御設備は、個別制御、グループ制御、パターン制御の他、明るさセンサーや人感センサーと連動し、点滅や調光制御が可能な設備とすること。
- ・照明制御設備は、停電、復電信号を受け、自動で点滅制御が可能な設備とすること。
- ・各室のグレア分類は、「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」によること。
- ・諸室等性能表をもとに非常用発電機からの電源供給箇所を計画すること。

ウ 非常照明・誘導灯

- ・誘導灯は、LED型器具とすること。
- ・非常照明及び階段通路誘導灯は、LED型器具の採用を検討すること。
- ・非常照明は、法定点検及び機器更新などのランニングコストを試算し、電源内蔵型又は電源別置型を選定すること。
- ・誘導灯は消防法に準拠し、初めて本施設を訪れる市民などが安全に避難できるように配慮すること。
- ・各階の最終避難口誘導灯は、点滅型、誘導音発生装置付とすること。

エ コンセント

- ・諸室等性能表をもとに各室の用途を考慮してコンセント設備を計画すること。
- ・コンセントは、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。また、清掃業務などに配慮した配置計画とすること。
- ・コンセントは全て接地端子付、接地ターミナル付のいずれかとすること。
- ・コンセントは、一般回路、非常用発電回路などの電源種別ごとに容易に確認できるものとする。
- ・OAフロア部は、ジョイントボックス型のOAタップを先行配線、実装とすること。OAタップは4個口以上、パイロットランプ付、5m以上及び抜け止めとすること。

オ 外灯、街路灯、景観照明

- ・本施設及び周辺の防犯、安全などを考慮した屋外照明設備を設置すること。
- ・外灯は、光害に配慮すること。また、点滅方式は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ・周辺環境、周辺の夜景との調和、景観などに配慮した本施設全体のイメージアップにつながる景観照明を計画すること。

カ 光走行式避難誘導装置

- ・次の場所から屋外への出入口まで、光走行式避難誘導装置を設置すること。
地下2階から2階ホール、グランドロビー、議場ロビー、傍聴者ロビー、議会エントランスロビーなどの広く市民が利用する場所。

キ 非常文字表示装置

- ・次の場所には、非常文字表示装置を設置すること。
地下2階から2階ホール、グランドロビー、議場ロビー、傍聴者ロビー、議会エントランスロビーなどの広く市民が利用する場所。

(3) 動力設備

- ・高調波抑制対策技術指針に基づき、高調波対策を行うこと。
- ・動力設備の監視及び制御は、制御盤の盤面で行うことができ、かつ、必要に応じて電力監視からの遠方、自動制御を可能とすること。
- ・インバーター制御を行う場合、インバーター故障時に商用電源による100%運転が可能ないように、バイパス回路を構成すること。

(4) 幹線設備

- ・二重化などの構成は「(6) 受変電設備」を参照すること。
- ・受変電設備の分散化と合わせ、高圧配電などを検討し、基準階におけるレントラブル比の向上などを考慮すること。
- ・高圧配電、バスダクトなどの採用は、ケーブルを使用した場合とライフサイクルコスト及び維持管理性について比較検討を行い、最適な配電方式を計画すること。
- ・階層別、用途別などに幹線系統を明確にし、管理・点検を容易に行うことができるようにすること。
- ・ケーブルラック、配管仕様は、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。
- ・将来の幹線増設が容易なように、増設、更新スペースを見込むこと。

(5) 雷保護設備

- ・外部雷保護は、J I S A 4201-2003「建築物などの雷保護」の規定によることとし、建物の保護レベルは、I とすること。
- ・受変電設備低圧配電盤、各分電盤及び各動力制御盤等の電源一次側、端子盤にサージ保護デバイスを設置すること。

(6) 受変電設備

ア 受変電設備

- ・3回線22kVスポットネットワーク受電方式とすることとし、受変電設備で、6.6kVに降圧し使用することとする。
- ・受変電設備は、閉鎖型配電盤とし、屋内の電気室内に設置すること。
- ・非常用発電機系統については、点検、機器更新及び故障時などに数秒以上停電しないように、変圧器までを含んだ高圧部分及び低圧盤への幹線を二重化すること。それ以外の系統については、点検、機器更新及び故障時などに長時間停電しないように、機器、幹線の構成を計画すること。
- ・ESP事業者で設置するコージェネレーションシステムからの電力を高圧受電できる設備とすること。また、点検、機器更新及び故障時などにもコージェネレーションシステムを有効利用できるように、複数回線で受電できる設備とすること。
- ・受変電設備は建物内に複数箇所分散配置するなどの検討を行い、将来的な負荷増への対応のコストが低減できるような構成とすること。
- ・特別高圧受変電設備は、電力事業者と協議し、津波の被害を受けない階に設置すること。
- ・1階及び地下階に設置する電気設備は、浸水により機能不能となった場合でも、健全な設備に影響をおよぼさないような対策を講じること。
- ・電気室は、将来の設備更新、増設に考慮したスペースを確保すること。

- ・高調波抑制対策技術指針に基づき、高調波対策を行うこと。
- ・受変電設備は、通信、情報及び音響などに高調波及び高周波の影響がおよばないこと。
- ・電力監視設備に対応した入出力回路及び接点を設けること。
- ・常時絶縁監視装置（高圧及び低圧）を設けること。
- ・変圧器は、騒音と振動に配慮した機器とし、必要に応じ高性能防震装置などの設置を検討すること。
- ・遮断器は1台に対して、変圧器3台以下とすること。
- ・非常用の仮設引込設備を設けること。また、非常用発電機電源車の接続設備を設置すること。
- ・各電気室に、高圧真空遮断器用のリフターを1台設置すること。
- ・取扱説明書とは別に、停電時、復電時、定期点検時の手順書を作成し、取扱説明を実施すること。

イ 接地設備

- ・保安用接地及び機能用接地は、統合接地方式を採用し、B種接地及び機能用接地の一部は単独接地とする。ただし、電位上昇時は、統合接地極とサージ保護デバイスにより接続が可能とすること。

(7) 電力貯蔵設備

ア 直流電源設備

- ・直流電源装置の蓄電池及び整流装置は、キュービクル型とし、受変電設備と同一の部屋に設置すること。
- ・直流電源装置の蓄電池は、長寿命型とすること。
- ・受変電設備用の直流電源装置は、故障、点検及び更新の際に停電が発生しないように二重化を考慮すること。
- ・非常照明を電源別置型とする場合は、受変電設備用の直流電源装置とは設備を分けて設置すること。

イ 交流無停電電源設備（UPS設備）

- ・構内情報通信網設備などの停電補償用の無停電電源装置は、必要とする各設備において設置すること。

(8) 発電設備

ア 非常用発電設備

- ・震災などにより電力が途絶した際に備え、電気が復旧するまで、本施設の活動と機能を維持できる非常用電源設備を設置すること。
- ・非常用発電機室は、津波の被害を受けない階に設置すること。
- ・非常用発電設備の容量は、法令上求められる防災及び保安設備を稼働させるために必要な電力に加えて、災害活動と機能を維持するための電力を確保すること。そのための発電電力は複数台構成とし、合計 4,000 kVA以上とする。また、諸室等性能表及び【別紙 21 停電時に機能維持が必要な設備の一覧表】に規定する負荷へ供給可能な設備とすること。
- ・燃料は、軽油を使用し、電力会社からの電源供給が途絶した状態で、7日間運転可能

な備蓄量を備えること。また、仮使用認定の取得後（仮使用開始前）は、満油状態とすること。

- ・燃料を補給することにより、潤滑油を補充することなく、7日間以上連続運転が可能な設備とすること。
- ・オイルタンク及びポンプなどの機器類は、津波などの災害時においても燃料供給が可能となる対策を施すこと。
- ・燃料配管からの漏油対策として、漏油を感知するセンサーを敷設し、中央管理室で確認できること。
- ・発電機は、断水に備え冷却水を必要としない方式又は冷却水の補給を必要としない方式を採用すること。
- ・非常用発電機は、法令、条例などを遵守し、諸室等性能表に規定される音環境が確保できるように防音防振対策を行うこと。
- ・給気、換気及び排気は、関係法令及び周辺環境への影響に配慮すること。
- ・設置後の連続負荷試験を実施し、所定の性能が確保できることを確認すること。

イ 太陽光発電設備

- ・公称最大出力合計 100 k W以上の太陽光発電設備を設置すること。
- ・太陽光発電設備は、商用電源と系統連系して使用可能とすること。また、商用電源停電時は自立運転可能とすること。
- ・設置場所に応じた耐風荷重、耐震性を考慮すること。
- ・太陽光発電設備は、電力、電力量などの数値を電力監視で計測、計量が可能な出力回路及び接点を設けること。
- ・太陽光パネルの設置に当たり、反射光による周辺への影響に配慮すること。

ウ 燃料電池設備

(7) インフラ及び設置スペースの確保

- ・次の(イ)に示す設備に必要な電源・ガスなどのインフラ工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

(イ) 燃料電池設備

- ・公称出力 200 k W以上の産業用燃料電池設備を設置すること。
- ・系統連系可能な設備とすること。
- ・電力監視設備で監視制御可能な設備とすること。

(9) 構内情報通信網設備

- ・本施設内ネットワークについて、必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。
- ・本施設内ネットワークについては、次の内容で想定すること。

ネットワーク A	各職員、執務机ごとに1回線、各階ごとに 19 インチラック 4 台相当
ネットワーク B	各職員、執務机ごとに2回線、各階ごとに 19 インチラック 8 台相当

- ・ネットワーク Aは、市が整備している全職員向けのネットワークの「YCAN」を想

定している。ネットワークBは、市の各局が整備している各種のネットワーク及び予備系統を想定している。基本設計時に、各局にヒアリングを実施し、各種のネットワーク（200システム想定）の取りまとめを行うこと。

- ・基幹幹線用の縦方向のスペースとして、1,000mm幅以上のケーブル配線スペースを4系統以上確保すること。

(10) 構内交換設備

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・引込ルートは、津波などの災害を考慮し、複数ルート、複数収容局からの引込などを考慮すること。
- ・次のイからウの参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 電話交換設備

(参考仕様)

- ・諸室等性能表をもとに、デジタル電話交換設備を設置すること。
なお、電話交換設備の計画に当たっては、イニシャルコスト、ランニングコスト、レイアウト変更への対応の容易さ及び次に示す仕様又は同等の性能を満足できるかなどを考慮し、リース対応、外部設置などの方法も検討すること。
- ・電話交換機は、IP電話サービスのマルチキャリアに対応すること。
- ・電話交換機は、電源装置及び処理装置を二重化すること。
- ・電話交換機は、品質クラスAとすること。
- ・電話交換機の内線数は、5,600回線以上、外線数は、1,200回線以上とすること。また、実装する内線及び外線数に対して、20%以上の増加が可能な拡張スロットを実装すること。
- ・一般電話2,500台以上、多機能電話100台以上、停電対応電話100台以上を設置すること。
- ・VoIPシステムを導入し、IP公衆網の他に、公衆電話交換網によるバックアップ回線を用意すること。
- ・電話交換機は、30分以上全ての電話の使用が可能な無停電電源装置を専用で設置すること。また、公衆回線の接続に必要な機器も全て無停電化すること。
- ・内線電話網は、イニシャルコスト及びランニングコストを考慮し、IP化の検討を行うこと。
- ・電話交換設備のうち主要な機器は、津波の被害を受けない階に設置すること。
- ・電話交換設備は、将来の設備更新、増設に考慮したスペースを確保すること。
- ・災害時優先電話の使用が可能とすること。災害時優先電話回線は交換機を通した使用が可能な設備とすること。
- ・衛星携帯電話（約30台）を屋内で使用可能とするための、アンテナスペース及び使用場所までの配線を行うこと。
- ・警備及び保守用として、必要箇所に構内PHSなどが使用できること。また、便所呼出設備と連動し、便所呼出の情報表示及び通話が可能とすること。

- ・地下階及び高層階の不感知対応として、複数の外部通信キャリアーの携帯電話中継設備が設置可能な機器設置スペース、配線経路及び電源を設置すること。
- ・総合電話受付室に代表番号用電話受付台を5台設置すること。

ウ 本施設内無線システム

(参考仕様)

- ・警備、誘導などを目的とした本施設内全域で使用可能な無線システムを構築すること。
- ・無線の種類は限定しないが、免許取得が必要な無線の場合は、取得に関する業務支援を行うこと。

(11) 情報表示設備

ア 時刻表示

- ・本施設内において正確な日本標準時が把握できるように、電気時計設備を設置すること。
- ・時刻表示は、親時計、子時計などで構成し、専用部分及び共用部分のいずれにおいても、同一の時刻を表示、確認できること。

イ マルチサイン設備

(7) 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・次の(イ)の参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

(イ) マルチサイン設備

(参考仕様)

- ・様々な情報を表示するための表示装置及びそれらを統合管理するマルチサイン設備を設置すること。
- ・マルチサイン設備として、【別紙 25 各所モニターへの表示内容一覧表】に示す場所に表示装置を設置すること。また、同表に示す他、設備の表示装置へもマルチサイン設備から配信できるようにすること。
- ・各表示装置に表示する内容は、専用端末及び本施設内ネットワーク端末から操作、変更を可能とし、表示する情報を作成支援するソフトウェアを含むこと。
- ・各表示装置へは、「登退庁表示設備」「議場設備」「委員会室設備」「電力監視設備」「監視カメラ設備」「映像・音響設備」などからの映像、音響を取りまとめて表示可能な設備とし、それらの映像は表示装置ごとに、表示時間と内容をプログラム可能な設備とすること。また、それらの映像をテレビ共聴設備へ配信可能な設備とすること。
- ・「自動火災報知設備」より、火災信号を受信し、各表示装置に火災情報、避難情報を自動で表示できるようにすること。

ウ 登退庁表示設備（行政、議会共用）

- ・150人程度の登退庁情報を操作、表示可能な登退庁表示設備を設置すること。
- ・登退庁情報は、専用端末で閲覧、操作可能とするが、本施設ネットワークに接続する端末からも閲覧、操作可能とするインターフェースを備えること。
- ・登退庁表示は、【別紙 25 各所モニターへの表示内容一覧表】に示す表示装置に表

示が可能であることと、マルチサイン設備に映像の出力が可能とすること。

- ・ 登退庁表示設備で設置する表示装置では情報の更新をチャイムや点滅などで報知可能とし、更にテロップやインフォメーションなどをあわせて表示可能なものとする。テロップなどの情報は、本施設内ネットワーク端末から操作可能とすること。
- ・ 入退室管理設備と連動し、登退庁操作を自動で行うシステムとすること。また、タッチパネル、ボタンなどで登退庁操作を行えるようにすること。

(12) 映像・音響設備

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・ 次のイの参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 映像・音響設備

(参考仕様)

- ・ 【別紙 23 映像・音響設備一覧表】に示す場所に、映像・音響設備を設置すること。
- ・ 構内情報通信設備、拡声設備及びテレビ共同受信設備と連携した計画とすること。

(13) 拡声設備

- ・ 消防法に定める非常業務兼用放送設備を設置すること。
- ・ 全ての居室について、音量調節器（アッテネーター）を設置すること。
- ・ 【別紙 22 監視機器等設置場所一覧表】に記載する箇所に、業務用リモートマイクを設置すること。
- ・ 緊急地震速報受信機を設置すること。
- ・ 自動音声は、2か国語（日本語・英語）対応とすること。

(14) 誘導支援設備

ア 音声誘導装置

- ・ 本施設内への誘導、総合案内所及び市民情報センター、さらに本施設内における誘導支援として音声誘導装置などの設備を設置すること。

イ インターホン、秘書呼出設備

- ・ 【別紙 24 各種呼出、インターホン設備一覧表】に示す箇所に、インターホン設備、秘書呼出設備を設置すること。
- ・ インターホンはカメラ付とし、映像を記録可能な設備とすること。また、入退室管理設備と連動し、電気錠の施解錠操作が可能な設備とすること。

ウ 便所呼出設備

- ・ 【別紙 24 各種呼出、インターホン設備一覧表】及び【別紙 12 水廻りグレード表】に示す便所に、便所呼出設備を設置すること。また、【別紙 22 監視機器等設置場所一覧表】に示す場所で、監視を可能とすること。
- ・ 各呼出場所と親機側との間で相互通話が可能な設備とすること。また、構内交換設備で設置するPHSと連動し、情報表示、PHSによる通話が可能な設備とすること。

エ 緊急呼出設備

- ・ 【別紙 24 各種呼出、インターホン設備一覧表】に示す箇所に、緊急呼出設備を設置すること。

- ・緊急呼出設備は緊急時の対応に供する設備であることから、呼出ボタンの設置位置は、職員が押しやすく、一般来庁者から見えにくい場所に設置すること。また、呼び出される側は、チャイムなどの音声の他、フラッシュなど、見落とすことが無い設備とすること。
- ・便所呼出設備などと一体の設備とする場合、緊急呼出については呼出音を他と異なるものとするようにすること。

オ 難聴者支援設備

- ・次の場所には、難聴者支援設備として磁気ループ式などの設備を設置すること。
屋根付き広場（アトリウム）、市民協働スペース（大）（小）、展示スペース、市民情報センター、市史資料室、レクチャールーム、レセプションルーム、傍聴者ロビー、PRコーナー、傍聴席、委員会室、一般会議室、視察受入・迎賓用会議室、多目的ルーム
- ・映像・音響設備が設置される各室については、映像・音響設備からの音声を放送することとし、それ以外の各室は外部音声入力可能な設備までを設置すること。

(15) テレビ共同受信設備

- ・地上デジタル放送、BS、CS、FM及びAM用の各種アンテナを設置すること。また、ケーブルテレビをヘッドエンドまで引込可能とすること。
- ・映像及び音響設備と連携した設備とすること。
- ・HDTV規格に対応するヘッドエンド装置を設置し、議会中継及びマルチサイン設備からの放送を混合分配し、本施設内へ配信が可能とすること。

(16) 監視カメラ設備

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・次のイの参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 監視カメラ設備

(参考仕様)

- ・本施設内に防犯機能を目的とした監視カメラ設備を設置すること。
- ・主な監視対象は、地下駐車場出入口、地下駐車場合流、分岐、地下駐車場の他施設との接続場所、地下駐車場からの出入口、他施設との連絡口、外部との全ての出入口、車寄せ、バス駐車スペース、建物周囲の歩道、エレベーターホール、階段からの出入口、市民情報センター、受付、総合案内所、屋根付き広場、グランドロビー、議会部分への出入口、図書室、市民対応スペース、一般応接室、受付用応接室などとする。
- ・監視カメラ映像は、【別紙 22 監視機器等設置場所一覧表】で示す場所で監視、操作可能とすること。
- ・中央管理室では、60 インチ以上のモニターを2台以上設置し、大画面での監視を可能とすること。また、更に別の24 インチ以上のモニターで、個別に映像監視を行うことのできる端末を2台以上設置すること。また、電力監視設備のマルチモニターへ監視映像を出力可能とすること。
- ・監視映像は、全ての監視カメラの映像を毎秒4コマ以上で20日間以上記録できるこ

とし、DVDなどの外部記録媒体に出力が可能な設備とすること。ただし、システム上は全ての監視カメラが毎秒30コマで動作可能とすること。

- ・監視映像を記録する媒体は、故障などにより交換を必要とする場合、全ての録画を停止することなく、個別に故障箇所のみを交換することが可能な設備とすること。
- ・監視カメラ設備は、30分以上全ての機能が、使用可能な無停電電源装置を専用で設置すること。
- ・監視カメラ設備は、動体検知、顔認証、荷物置き去り及び旋回型カメラによる自動追尾などの機能を有すること。
- ・カメラは、1,920×1,080以上の解像度とし、最低照度がカラー映像で11lx以下でも視認可能とすること。

(17) 駐車管制設備

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・次のイの参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 駐車管制設備

(参考仕様)

- ・一般車駐車場（地下1階想定）に駐車場管制設備を設けること。
- ・出入口などにゲートを設置し、入退場の管理が可能な設備とすること。
- ・駐車場監視室に監視装置を設置し、各ゲートの監視、遠隔操作を可能とすること。また、各ゲートと相互通話可能なインターホン設備を設置すること。
- ・料金徴収システムを設けること。また、料金徴収システムにあわせた事前精算機を必要箇所に設置し、【別紙22 監視機器等設置場所一覧表】に示す場所に、駐車時間確認用の認証システム機器を設置すること。
- ・車番認識装置を設置すること。
- ・利用者に対して、満空車表示設備を設けること。

(18) 防犯・入退室管理設備

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・次のイ及びウの参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 機械警備設備

(参考仕様)

- ・本施設内及び各室への不正侵入を感知する機械警備設備を設置すること。
- ・機械警備用のセンサーは、パッシブセンサーを主体として計画し、低層階の窓廻りは窓の開閉を感知するセンサーを設置すること。
- ・中央管理室に主監視装置を設置すること。また、本施設内の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。
- ・機械警備設備は、30分以上の使用が可能な無停電電源装置を専用で設置すること。

ウ 入退室管理設備

(参考仕様)

- ・セキュリティーレベルに合わせた来庁者、職員及び議員などの動線の区画、安全性の確保及び通常使用時の快適性を考慮した入退室管理設備を設置すること。
- ・非接触 I C カードリーダーにより、電気錠の施解錠を行う設備とすること。
- ・サーバールーム、金庫室の出入口には、生体認証装置を設置すること。
- ・管理扉は、施解錠状態、扉の開閉状態の他、こじ開け、一定時間開放及び断線などの警報を中央管理室で集中監視、記録が可能な設備とすること。
- ・監視端末は、【別紙 22 監視機器等設置場所一覧表】に示す位置に設置すること。また、中央管理室には 2 台以上の監視端末を設置すること。
- ・監視端末の映像は、電力監視設備のマルチモニターへ出力可能とすること。
- ・状態などの運行記録は、1,000,000 件以上の記録が可能な設備とすること。
- ・入退室管理設備は、インターロック制御、アンチパニック機能、在室管理機能を備えたものとすること。
- ・入退室管理設備は、30 分以上の使用が可能な無停電電源装置を専用で設置すること。また、無停電電源設備は、主監視装置の他、システムを構成する全ての機器を無停電化し、停電時においてもセキュリティーが保たれる設備とすること。
- ・無停電電源装置による供給中に、バッテリーの放電終止の警報を受けて、システムを正常終了する機能を有すること。
- ・入退室管理設備は、エレベーター設備と連動し、エレベーターの不停止階制御などを行うこと。
- ・管理扉は、火災時の他に災害時などの状況にあわせて施解錠の管理が可能な設備とすること。
- ・I C カードは、F C F フォーマットでの書き込みに対応し、I S O / I E C 18092 に準拠した F e l i c a R C - S 962 チップ同等品とすること。
- ・I C カードは、来庁者への貸与分として 1,000 枚を見込むこと。また、50,000 枚以上の登録が可能な設備とすること。
- ・仮使用認定の取得後（仮使用開始前）に納入する I C カードは、議員、職員及び本施設のセキュリティーレベル 3 以上の室に常時入退出する者の所属、氏名及び顔写真などの情報を印刷すること。また、来庁者用貸与カードには、来庁者であることが明確な表示を印刷するとともに、カードホルダー一式を納入すること。
- ・中央管理室に、カード発行機を 1 台以上設置し、データエンコード及び表面印刷を行う機器を設置すること。
- ・【別紙 22 監視機器等設置場所一覧表】に示す場所に、カードを管理する端末を設置すること。
- ・入退室管理設備を構成する機器は、扉付の盤内に収納し、扉の開放を検知し、警報を発することのできる設備とすること。
- ・入退室管理設備は、B A C n e t などのオープンプロトコルで電力監視設備、照明制御設備などと連携し、省エネルギーや利便性向上のための制御が可能とすること。

(19) 自動火災報知設備

- ・中央管理室に主防災監視装置を設置し、本施設内の防災情報を統括するシステムを構

築すること。

- ・【別紙 22 監視機器等設置場所一覧表】に示す場所に、副受信機を設置すること。

(20) 電力監視設備

- ・受変電設備、発電設備、電力貯蔵設備、電灯設備及び動力設備などの監視、操作及び制御を行う設備を設けること。
- ・電力監視設備は、30 分以上の使用が可能な無停電電源装置を専用で設置すること。また、無停電電源設備は、主監視装置の他、リモートステーション及び通信機器などを無停電化すること。
- ・電力監視設備のうち、情報を蓄積する機能部分（サーバーなど）は、二重化し、一方の破損により、機能不全を起こさないシステムとすること。なお、予備機への切替は運用者が可能なシステムとすること。
- ・電力監視設備のうち、監視、操作端末部分は【別紙 22 監視機器等設置場所一覧表】に示す部屋に設置すること。また、中央管理室に設置する端末は 2 台以上の構成とすること。
- ・機能性、操作性及び視認性を考慮し、本施設の規模、運営及び管理体制などに合致した設備を計画すること。
- ・電力量などのエネルギー消費を系統別、用途別などに計測、記録することが可能な設備とし、計測、記録した情報をもとにエネルギー需要などの情報を管理し運用できるように BEMS を構築すること。商業部分、自動販売機については個別に計量可能とすること。
- ・通信などの規格は、オーブンプロトコルを採用すること。
- ・本施設の維持管理上有効なタブレット端末による遠隔監視などを可能とすること。
- ・【別紙 25 各所モニターへの表示内容一覧表】に示す表示装置（中央管理室に 100 インチ×2 台）を設置すること。また、この表示装置には、中央管理室内の他の監視、制御機器のモニター映像をマルチ表示可能な設備とすること。
- ・本施設内の職員向けと、一般来庁者向けに、電力の利用状況、発電量などをわかりやすく示す映像をリアルタイムでマルチサイン設備に出力可能な設備とすること。

(21) 航空障害灯設備

- ・関係法令及び関係機関の指導に基づき航空障害灯設備を設置すること。

(22) ヘリコプター離発着場（緊急救助用スペース）灯設備

- ・関係法令及び関係機関の指導に基づきヘリコプター離発着場（緊急救助用スペース）灯設備を設置すること。

(23) 議場設備

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・次のイからクの参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 議場設備（議場）

（参考仕様）

- ・円滑かつ適正な議会活動ができる設備とすること。

- ・全ての議場設備は、据置式、セパレート式の表わしとせず、家具などと一体化させた設えとすること。
- ・議会設備として、議長席（1席）、議員席（86席）、当局説明員席（41席以上）、議会局員席（13席以上）、局長席、演壇、速記者席（2速記卓）に対応した設備を設置すること。また、将来の議員数（最大100席を想定）、当局説明員数及び議会局員数の変動などに柔軟に対応することが可能な設備とすること。
- ・電子投票、電子採決が可能な設備を設置すること。
- ・議員席には、発言マイク、発言申請ボタン、許可表示ランプ、投票ボタン、モニター（着席議員数、発言議員氏名、発言議員画像、採決結果などを表示）及び議会局員席と相互通話可能な機能を設置すること。
- ・議員席の氏名標と連動して着席議員数が自動的にカウント可能な設備を設置すること。
- ・議員席、当局説明員席、議会局員席の氏名標は、液晶表示などを組み込み、一括変換、管理が可能な設備を検討すること。
- ・議長席には、発言マイク、多機能モニター（着席議員氏名・数、発言申請者名、発言許可ボタン（タッチパネル式）、登壇者名、発言残時間（秒単位）、答弁者職・氏名、採決・投票結果、議員ごとの賛否状況、インターネット中継画像などを表示）、議員席・当局説明員席・議会局員席などを相互通話可能な設備を設置すること。
- ・演壇には、発言マイク、手元照明、発言残時間表示（秒単位）及びタブレット端末やパソコンの映像を入力可能な設備を設置すること。
- ・市長、副市長、当局説明員席には、多機能モニター（着席議員氏名、着席議員数、登壇者名、会派名、発言残時間、採決結果、議員ごとの賛否状況などを表示）、発言マイク、市長・副市長・当局説明員・議会局長・議会局員席及び議場外の当局職員控室との相互通話可能な設備を設置すること。
- ・議会局員席、局長席には、多機能モニター（着席議員氏名・数、発言申請者名、発言許可ボタン（タッチパネル式）、登壇者名、発言残時間（秒単位）、答弁者職・氏名、採決・投票結果、議員ごとの賛否状況、インターネット中継画像などを表示）、議員席・当局説明員席・議会局員席・議会局事務室・傍聴席守衛などと相互通話可能な設備を設置すること。
- ・議会局員席で議場全体を見渡しやすい席に、モニター表示、演壇・議長席・議員席などの発言マイクのON・OFF、音量調整、発言残時間表示、演壇の昇降、空調設備のON・OFF、温度設定、カメラの調整などを一括して操作する設備を設置すること。
- ・議席、議長席、当局説明員席、傍聴者席、記者席、議会局員席などから視認可能な、複数台の大型マルチモニターを設置すること。マルチモニターは、着席議員数、投票・採決結果、議員ごとの賛否状況、質問者名、答弁者職・氏名、質問者などによるタブレット端末やパソコンからの動画、静止画及び紙媒体の資料など複数同時に表示可能な設備とすること。議場見学時は、プレゼンテーション用資料を映しながら説明が可能で、傍聴席側からも映像・音声操作が可能なりモコンなどを備えること。
- ・議場に設置するマルチモニターは、インターネット中継、テレビ中継などの映像を複

数表示可能な設備とすること。

- ・放送室を設置し、議場設備全般の操作、監視が可能な設備を設置すること。
- ・同時通訳に対応した設備を設置すること。
- ・議場に映像中継設備を設置すること。
- ・映像中継設備は、録画録音機能、インターネット及び庁内ネットワークなどへの配信機能を備え、会議録検索機能及び議事録作成業務と連携できるシステムとすること。
- ・議場全体の不規則発言の集音、録音が可能なエアーマニターマイクを設置すること。
- ・全ての出入口に会議中を示す表示を設置すること。

ウ 議場設備（傍聴席）

（参考仕様）

- ・傍聴席として、一般傍聴席（250 席）、特別傍聴席（10 席）及び記者席（40 席）を想定し、難視聴者対応のため、磁気ループシステムなどの補聴設備を設置すること。
- ・親子傍聴席内で議場内の音声を明瞭に聞き取れるように、天井などにモニタースピーカーを設置すること。

エ 議場設備（傍聴席ロビー）

（参考仕様）

- ・傍聴の注意事項や満席時に議場内の様子を写す大型モニターを 1 台以上設置すること。

オ 議場設備（当局職員控室）

（参考仕様）

- ・議場の状況を当局職員控室内で映像及び音声で確認可能な設備を設置すること。
- ・議場内の当局説明員席と当局職員控室間で相互通話が可能な設備を設置すること。

カ 議場設備（表示装置）

（参考仕様）

- ・議場設備として、【別紙 25 各所モニターへの表示内容一覧表】に示す表示装置を設置すること。また、マルチサイン設備に映像の出力が可能とすること。

キ 議場設備（議員控室用漏話防止設備）

（参考仕様）

- ・議員控室内に別途工事のパーティションで構成される会議室間の漏話を防止するために環境音などを発生させる設備を、50 セット設置すること。

ク 議場設備（傍聴席内通信機能抑止設備）

（参考仕様）

- ・議場の傍聴席内において、本会議中などに携帯電話の使用を抑止する目的で、携帯電話などの通信機能を抑止する設備の設置を検討すること。
なお、同設備は無線局としての許認可が必要なことから、設置及び許認可に要する手続などの業務を代行すること。

(24) 委員会室設備

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・次のイからクの参考仕様に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 委員会室設備（共通）

（参考仕様）

- ・円滑かつ適正な委員会活動ができる設備とすること。
- ・各委員会室共通で、全ての委員会室の前に委員会名、開会時間、会議中表示、休憩時間及び会議中表示など（表示情報の入力事務室内の端末を想定）を表示する小型又は中型のモニターを設置すること。
- ・各委員会室共通で、各室内での不規則発言の集音、録音が可能なエアーモニターマイクを設置すること。

ウ 委員会室設備（常任委員会室）

（参考仕様）

- ・8室分の委員会室設備を設置すること。うち、7室は特別委員会室にも対応すること。
- ・電子投票、電子採決が可能な設備を設置すること。
- ・常任委員会時の設備として、正副委員長席（3席）、委員席（7席から11席）、正副議長傍聴席（2席）、傍聴議員席（2席）、当局説明員席（45席）、記者席（10席）、傍聴者席（20席）及び速記者、議会局員席（5席、マイク、モニター、ネット中継などの操作卓を含む）に対応した設備を設置すること。また、将来の委員数の変動などに柔軟に対応することが可能な設備とすること。
- ・特別委員会時は委員席を11席から15席とし、常任委員会時とカメラアングルなどは共通で、委員会により大きなレイアウト変更が不要で、マイクなどの準備が容易にできるようなシステムとすること。
- ・質問者や答弁者が質問・答弁する際にタブレット端末やパソコンからの動画、静止画及び紙媒体の資料を表示するための大型モニターを記者席、傍聴席、当局説明員席から視認可能な位置に設置すること。
- ・委員席には、発言用マイク、投票ボタン、小型モニターを設置すること。
- ・当局説明員席には、発言用マイク、小型モニターを設置すること。
- ・委員席、当局説明員席の氏名表示は、一括変換・管理が可能な液晶表示などを使用した設備を検討すること。
- ・書記席に会議システムや室内環境を一括管理可能な操作卓を設置すること。
- ・委員会室に映像中継設備を設置すること。
- ・映像中継設備は、録画・録音機能、インターネットや庁内ネットワークなどへの配信機能を備え、会議録検索機能及び議事録作成業務と連携できるシステムとすること。
- ・インターネット中継映像は、机上のマイクスイッチに連動して、カメラが発言者に切り替わるシステムを設置すること。
- ・委員会室前に、委員会名、開会時間、休憩時間など（表示情報の入力事務室内の端末を想定）を表示する小型又は中型のモニターを設置すること。

エ 委員会室設備（運営委員会室）

（参考仕様）

- ・1室分の委員会室設備を設置すること。
- ・委員会室設備として、正副議長席（2席）、正副委員長席（3席）、委員席（13

席)、傍聴議員席(2席)、当局説明員席(10席)、記者席(10席)、傍聴席(20席)、議会局員席(14席)及び速記者席(1席)に対応した設備を設置すること。
また、将来の委員数の変動などに柔軟に対応することが可能な設備とすること。

- ・各席の設備、機能は常任委員会室と同様のものを設置すること。

オ 委員会室設備(委員会室副室)

(参考仕様)

- ・9室分の委員会室副室の設備を設置すること。
- ・委員会室の当局説明員席、議会局員席、議会局事務室と相互に通話可能な設備を設置すること。
- ・委員会室の状況を委員会室副室で映像及び音声で確認可能な設備を設置すること。

カ 委員会室設備(運営理事会室)

(参考仕様)

- ・1室分の運営理事会室の設備を設置すること。
- ・正副委員長席(3席)、理事席(5席)、傍聴議員席(2席)及び議会局員席(17席)に対応した設備を設置すること。また、理事及び議会局員数の変動などに柔軟に対応することが可能な設備とすること。
- ・室内に正副委員長、理事、議会局員席のいずれからも視認可能な位置に、大型モニターを設置すること。また、モニターには映像、パソコン画像及び資料などを表示可能な設備を設置すること。

キ 委員会室設備(全員協議会室、予算決算特別委員会室)

(参考仕様)

- ・可動間仕切り壁により2室としても使用可能な、1室分の全員協議会室・予算決算特別委員会室設備を設置すること。
- ・予算決算特別委員会(総合審査)、全員協議会時の設備として、委員席(86席)発言者席(1席)、委員長席(1席)、当局説明員席(45席)、速記者席(2席)、記者席(20席)、傍聴者席(40席)、議会局長席及び議事課長席(2席)、議会局員席(10席)に対応した設備を設置すること。また、議員数(最大100席を想定)変動などに柔軟に対応することが可能な設備とすること。
- ・予算決算特別委員会(局別審査)時は、カメラアングルなどは共通で、委員会により大きなレイアウト変更が不要で、マイクなどの準備が容易にできるようなシステムとすること。
- ・当局説明員席、記者席及び傍聴者席からの視認性に配慮した、複数台の大型モニターを設置すること。
- ・委員会室前に、委員会名、開会時間、休憩時間など(表示情報の入力には事務室内の端末を想定)を表示する小型又は中型のモニターを設置すること。
- ・各席の設備、機能は常任委員会室と同様のものを設置すること。

ク 委員会室設備(表示装置)

(参考仕様)

- ・委員会室設備として、【別紙 25 各所モニターへの表示内容一覧表】に示す表示装

置を設置すること。また、マルチサイン設備に映像の出力が可能とすること。

(25) 無線設備対応

ア 配管、電源及び設置スペースの確保

- ・次のイからオの参考仕様に示す設備、アンテナに必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

イ 防災行政用無線回線設備

(参考仕様)

- ・防災行政用無線回線（別途工事）対応として、危機管理室会議室に国土交通省光ファイバー回線を引き込むためのルートを用意すること。
- ・危機管理室会議室からMDF間に、次のケーブルの配線スペースを用意すること。
(EM-ICT0.5-100P、EM-CPEES0.5-100P、CCP-AP0.5-50P)
- ・屋上に、中区役所向けの通信用パラボラアンテナ（アンテナ径 φ1200）の設置スペースを用意すること。
- ・アンテナと危機管理室会議室間に、アンテナケーブルの配線ルートを用意すること。
(ケーブル種 5C-FB×4、IE5.5×1)

ウ 交通局用無線設備

(参考仕様)

- ・行政部分の交通局に、電話及び情報通信用の専用回線を引き込むためのルートを確認すること。
- ・屋上に、行政部門内の交通局用の無線アンテナの設置スペースを用意すること。また、アンテナと交通局間に配線スペースを用意すること。

エ 水道局用無線設備

(参考仕様)

- ・行政部分の水道局に局専用の5GHz帯の無線を設置をするため、屋上に無線アンテナのスペースを用意すること。また、アンテナと水道局間に配線スペースを用意すること。

オ アマチュア無線設備

(参考仕様)

- ・市が保有するアマチュア無線用のアンテナの設置スペースを確保すること。

(26) 構内配電線路

- ・特高引込線は、地中化を図った引込経路とすること。
- ・建物と外部とを接続する配管は、不等沈下対策を行うこと。

(27) 構内通信線路

- ・局線は、複数の通信事業者の引込経路を確保し、通信事業者回線は、複数の引き込みルートを検討すること。

(28) テレビ電波障害対策設備

- ・テレビ電波障害は、本施設の躯体工事着手の前、躯体工事完了時に実測調査を実施すること。
- ・本工事期間中の本施設の躯体以外に起因する電波障害の対策を行うこと。

- ・本施設建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合の対策の対応及び計画を行うこと。ただし、本施設の躯体によって生じる電波障害対策は別途工事とする。

(29) 報道関係機関対応設備

- ・1階屋外の大型車両が駐車可能な場所に報道機関の中継車を設置した場合を想定し、同場所から記者会見室、レクチャールーム（市長会見室）の各室に、映像用光ケーブル6本、音声用ケーブル12本、インカム用ケーブル6本及び予備の空配管φ100を2本敷設すること。
- ・両端にはそれぞれコネクタ盤を設置し、盤内には接続コネクタを設けること。また、屋外側のコネクタ盤には、電源を用意すること。

(30) 危機管理システム

- ・システムは別途工事とするが、諸室等性能表に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

(31) 環境監視設備

- ・設備は別途工事とするが、諸室等性能表に示す設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保を行うこと。

6 機械設備計画の要求水準

(1) 共通事項

- ・機械設備工事施工マニュアル（横浜市建築局・社団法人神奈川県空調衛生工業会編集）に準拠すること。
- ・負荷、機器容量などの算定に関しては、適切な設定であることを客観的に確認できること。
- ・機器選定に当たっては、能力を分割するなど危険分散を考慮した計画とすること。
- ・各室条件は、「諸室等性能表」によるが、下表に示す数値に満たない場合は、下表の数値を採用すること。

室用途	人員密度	機器発熱
一般執務室	0.15 人/m ²	25W/m ²
一般会議室	0.4 人/m ²	20W/m ²
その他居室	-	20W/m ²
サーバー室	-	1,000W/m ²

- ・屋外設置機器や外気取入れダクトなど常時外気に接している部位については、塩害対策を行い、塩害による耐久性の低下を防止する対応を行うこと。
- ・支持金物、架台などはピット内ではステンレス製とし、屋外では溶融亜鉛メッキ製又はステンレス製とすること。
- ・設備方式、使用器機材及びシステムは、高効率機器を採用し、耐久性、信頼性、耐震性があり、長寿命、維持管理の容易性、省資源、省エネルギー及び快適性に配慮したものとすること。また、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。
- ・配管材料、配管付属品などは、耐震性、耐圧、耐久性、耐食性及び防火性を考慮し、使用実績が豊富なことを条件に選定を行うこと。
- ・電線ケーブル類は、環境配慮型製品を使用すること。
- ・機器、配管及びダクトなどの更新時を考慮し、配管・機器などの予備スペースを設けるとともに、更新計画が十分練られていること。
- ・インバーターを介して運転する設備機器を設置する場合は、インバーター故障時にも運転が可能なように、機器に応じたバイパス回路などの対応を行うこと。
- ・きめ細かいエリアごとにバルブなどを設置し、バルブは原則、供給エリアの近傍の点検扉付パイプスペース内に設置すること。
- ・機器、バルブ、ダンパー及び盤などの機器、機材は、操作や維持管理がしやすいものとする。また、天井内に設置する場合は点検口を設置し簡易に管理ができるようにし、その他の部分においても点検・管理に必要な歩廊、架台も考慮されていること。
- ・維持管理において別途足場を設けないとメンテナンスできない高所などには、メンテナンスが必要となる機器、ダンパー、バルブ、計器、センサー類などは設置しないこと。
- ・地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。また、ガス、水道及び排水管

の建物導入部にも配慮すること。

- ・天井設置機器や器具などは落下防止措置を行うこと。
- ・構造計画と整合した合理的な対応とすること。
- ・地中埋設物は、迷走電流などによる電食への対応を行うこと。
- ・給水・給湯設備、排水通気設備、空調設備及び衛生器具設備などについて、諸室環境に応じた適切な計画を行い結露防止や防カビ対策を行うこと。
- ・冷却塔などを設置する場合は、レジオネラ菌対策として、薬注装置の設置などにより簡易に管理ができるようにすること。
- ・商業部分の条件は、【別紙9 商業部分の区分及び条件】によること。
- ・高層部における屋外設置設備の増設を考慮すること。
- ・居室内の水配管は、可能な限り避けること。やむを得ず設置する場合は、漏水時の設置階及び下階などへの影響について配慮し、レイアウトを含めて考慮すること。
- ・室内に設置される機器・器具については、機能的であるとともに、デザインと整合しているものとする。
- ・設備運用に必要な薬品・オイルなどを含めた消耗品については、仮使用認定を受けた後（仮使用開始前）に100%充填された状態で市への管理移管を行うこと。

(2) 熱源設備

- ・中央熱源方式とし、ESPより熱供給を受けること。（ただし、個別方式部分を除く）
- ・ESPの熱源室は、市庁舎内に設置すること。
- ・【別紙7 ESP計画条件】参照のこと。
- ・【別紙7 ESP計画条件】に記載なき事項（機器容量、供給条件及びシステムなど）については、落札者の提案とする。

(3) 空調設備

- ・空調方式及び空調機の型式は、空調負荷や換気量などを考慮し、適正な室内環境の維持が可能なこと。また、用途、使い勝手、利用時間帯（定時、随時、24時間、残業及び休日など）などに配慮した計画とすること。
- ・空調配管は、季節にかかわらず冷暖房負荷への対応ができる4管方式とすること。
- ・外気・日射に影響されやすい外壁・窓などの近傍エリア（ペリメータエリア）についても、その他のエリアと同等の室内環境維持ができること。
- ・空調の運転停止及び温度制御は、原則として、各諸室で行えるようにすること。また、制御ゾーンをインテリアとペリメータに区分するとともに、面積を100㎡以内に細分化すること。人感センサーなどを利用したきめ細かな制御に配慮し、省エネルギーを図ること。
- ・特殊な温湿度条件を必要とする場合や使用時間帯が異なるもの、危機管理関連諸室など非常時運用が必要な諸室などは、個別に対応すること。（【別紙11 諸室等性能表】参照）
- ・空調設備のうち、中央熱源と個別空調で運用する比率を設備容量比率で90%対10%程度、年間エネルギー比率で80%対20%程度とし、中央熱源比率を高めることを配慮す

ること。

- ・設定温湿度は、冷房 26℃ 50%RH、暖房 22℃ 45%RHを標準とする。実際の運用として、冷房 28℃ 50%RH、暖房 19℃ 50%RHで行っても結露などの問題のない状態を実現すること。
- ・基準階執務室に関しては、将来的な局所負荷増加に対応することを配慮すること。
- ・屋根付き広場は、建築計画及び諸室等性能表の使用形態に応じた快適な熱環境を実現できる計画とすること。
- ・輻射などにより同等の快適感を得られる場合は、適切な室内温湿度条件への変更は可能とする。
- ・冷暖房が共に発生する時期のエネルギーロスを防止すること。
- ・24 時間運用の諸室に関しては、機器故障時や停電時などを考慮し、信頼性とともエネルギー節減の配慮を行うこと。
- ・空調システムに関しては、本工事内で完結するシステムを採用すること（別途 備品などを利用しない）。
- ・フィルターは、極力、洗浄型中性能フィルターを中心に選定すること。

(4) 換気設備

- ・室の用途、換気の目的などに応じて適切な換気方式を選定すること。
- ・臭気のある室、便所などは単独排気として、他エリアとは独立させること。
- ・排気が室内及び周辺への悪影響をおよぼさない計画とすること。
- ・外気冷房、ナイトパーージ及びフリークーリングなどの外気を積極的に活用できるシステムを導入すること。その際は、塩害対応について配慮を行うこと。
- ・駐車場の換気システムは、空気のおよみがない計画とし、換気エネルギーの低減を配慮すること。
- ・便所の排気口は、各ブースに1箇所及び小便器3個に1箇所以上設置すること。また、掃除流しや洗面器エリアなどが独立性の高い空間となっている場合は、便器とは別に排気口を設置すること。

(5) 排煙設備

- ・排煙口、排煙ダンパーなどは、電気式とし天井内や高天井に設置する場合は遠隔復帰方式とすること。

(6) 自動制御設備

- ・各制御は、合理的なエネルギー利用、設備管理の軽減、快適性の維持及び安全の確保ができるシステムとし、システム維持費の低減に配慮すること。
- ・中央監視システムは、設備管理の労力低減を行えるとともに、各設備の故障などに対して迅速・的確に対応できる情報を管理できるシステムとすること。
- ・監視・操作端末は、3人以上独立して監視・操作できるようにする他、中央管理室の全員から確認できる大型ディスプレイ（80インチ以上×2台）を壁掛けで設置すること。また、プリンター（カラー、モノクロ）、データ出力装置など十分な速度と容量を有する機器構成とすること。
- ・中央管理室とは別に議会事務室に監視・操作端末を設置すること。ディスプレイ（24

インチ以上×2台)、プリンターなどを設備すること。監視・操作機能については、中央管理室との権限区分を設定できるシステムとすること。

- ・職員及び一般利用者などの省エネルギーへの関心を高めるために、エネルギー消費や節約量についての表示を各階で行うためのコンテンツ作成及びマルチモニター設備に対応した情報伝送を行える設備を用意すること。コンテンツの作成は、エネルギー管理システム(BEMS)との連携において自動的に作成される設備とすること。
- ・BEMSを導入することとし、時間データの10年間程度のストックを行うとともに、柔軟なデータ分析が容易に行えるシステムを導入すること。
- ・CEMSの地域電力需要の情報を受け入れ、デマンドレスポンスに対応できること。
- ・中央管理室に中央監視装置を設置し、市庁舎運営、管理業務及び防災設備が適切に連携されたシステムとすること。
- ・中央管理室において受変電設備、盤類の警報、設備機器類の日常運転や維持管理・異常警報及び計測・計量などの監視システムなどとともに、施設のエネルギー削減をサポートする機能を充実させること。次に例を示す。

BEMSデータを活用した最適運転制御

電力デマンド制御(建物デマンド、地域デマンド)

停復電制御

スケジュール制御(時間、曜日、季節及び特別設定など)

- ・各機能、用途に応じたゾーン・室ごとに温度管理・設定ができるシステムとすること。ただし、温湿度設定は、中央監視装置にて遠隔にて行うことを原則とすること。
- ・自然換気制御、照明制御などの建物の環境制御を行う場合は、中央監視設備で統合して行えるようにすること。
- ・中央監視設備は、「オープンプロトコル」による通信が行えるシステムとし、将来的な更新、増設に対して自由度の高いシステムとすること。また、システム故障時などの運用が継続できる二重化システムを用意すること。
- ・管理区分ごとにエネルギーや水の使用量が計量できるようにすること。計量区分は下表を基に、エリアごとのエネルギー使用量や機器効率などが管理できること。

区分	電気(単相)	電気(動力)	熱量	水	備考
各階	○	○	○	○	
行政部分	○	○	○	○	
議会部分	○	○	○	○	
市民利用部分	○	○	○	○	
商業部分	○	○	(○)*	○	25テナント分+共用 *必要な場合
屋根付き広場	○	○	○	-	
その他	○	○	○	○	
ESP	○	○	-	○	

- ・計量、計測に当たっては、個別計量値の計測値と管理区域ごとの合計値が表示できるとともに、各設備の運用効率やエリアのエネルギー使用状況が把握できるようにする

こと。

- ・各部の省エネルギーの効果を、職員及び一般利用者などが確認できるよう、配慮すること。

(7) 給水設備

ア 共通事項

- ・給水方式は、衛生的かつ、合理的で経済性に優れた計画とすること。
- ・新築時や改修時の施工中に、他の配管とのクロスコネクションが発生しない工夫がなされていること。
- ・給水負荷変動に考慮した計画とすること。
- ・機器故障や停電、津波などの災害時でも供給を継続できること。

イ 上水

- ・災害時の対策として、飲料水を 想定在館職員数×4 L×7日分 以上確保すること。水質維持についても配慮すること。
- ・受水タンクは独立したタンクを2槽以上適切に設置すること。
- ・受水タンクに感震器連動の緊急遮断弁及び給水栓を設けること。
- ・給水車による補給に対応した設備を設けること。
- ・外構に30m半径に1箇所程度の地流しを設置すること（上水利用）。イベント時の給水利用を考慮すること。また、利用管理が適切に行えるようにし、盗水対策を行うこと。

ウ 雑用水

- ・雑用水の水源として下水再生水を使用すること。必要に応じて、適切な水質を維持するため処理を行うこと。下水再生水については、【別紙 20 下水再生水概要】参照のこと。
- ・雑用水槽には、上水によるバックアップ補給できるようにすること。
- ・雑用水槽は清掃などを考慮して、2槽以上の構成とすること。
- ・災害時の対策として、便所の洗浄水を 想定在館職員数×10 L×3回/日×7日分 以上確保すること。
- ・雑用水槽から手動井戸ポンプにより取水できるようにすること。（ポンプも本工事）

(8) 給湯設備

- ・エネルギーを効率的に利用できる給湯方式を選定するとともに、レジオネラ菌対応などの衛生面の配慮も行うこと。
- ・給湯室や授乳室などの室には、飲用に適する給湯設備を設置すること。飲料給湯温度は、90℃とすること。

(9) 排水設備

- ・震災時に公共下水道への放流ができない場合の対策を行うこと。
- ・敷地内は、雨水と汚水・雑用水は分流とすること。
- ・屋内の排水系統は店舗テナント内排水を完全に別系統とすること。

(10) 衛生器具設備

- ・衛生器具グレードは、【別紙 12 水廻りグレード表】によること。

- ・衛生的で使いやすい器具を採用すること。
- ・飛沫が少なく周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ・衛生陶器は、汚れが付きにくく、落としやすいよう表面処理をしたものとし、かつ、清掃が簡易に行えるようにすること。
- ・節水を配慮すること。
- ・洗面器、手洗器は、自動水栓としサーモ付き混合水栓を設置すること。
- ・小便器は、低リップタイプとし感知FV方式（AC電源）とすること。
- ・自動水栓、電動式洗浄弁、シャワーなどは、停電時の使用が可能なように非常用電源を供給すること。
- ・シャワー金具は、サーモスタット付きとすること。
- ・機械室にはメンテナンス上必要なステンレス流し（H=600 mm、W=1,200 mm程度）を設置すること。
- ・雑用水を利用する器具については、下表の水質に対応できる器具を選定すること。

雑用水の水質(参考)	
水質項目	水質範囲
塩素イオン濃度	600mg/L以下
pH	5.8~8.6
ランゲリア指数	-3.00以上
遊離炭酸	50mg/L以下
電気伝導率	250mS/m以下
硝酸イオン濃度	60mg/L以下
硫酸イオン濃度	100mg/L以下
残留塩素濃度	2mg/L以下
硫化水素ガス	存在しないこと
SS(浮遊物質)	5mg/L以下

(11) ガス設備

- ・ガスは、必要な設備などに適切に供給すること。
- ・ガスの引き込みは中圧ガス系統より行うこと。

(12) 消火設備

- ・関係法規及び所轄消防署の指導に従って各種消防設備を設置すること。
- ・全館スプリンクラー対応とすること。また、予作動式スプリンクラー方式の採用など誤作動時の水損防止を配慮すること。
- ・泡消火を設置する場合は、放水時（試験時含む）の適切な排水を用意すること。
- ・消火栓箱などのデザインは、意匠上の配慮を行うこと。
- ・定期点検などの維持費の低減に配慮すること。

第4 業務に関する仕様

1 共通事項

(1) 基本的事項

- ・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」「建築物解体工事共通仕様書・同解説」「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」を本工事に適用する。
- ・落札者は、要求水準及び技術提案を基に基本設計及び実施設計を行い、設計、施工、工事監理業務を適切に行うこと。特に施設の品質確保を確実にするために、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理すること。
- ・落札者が共同企業体を組成する場合、落札者は、共同企業体構成員の業務内容に応じて業務分担を具体的に定めること。また、共同企業体構成員が行う業務について代表者が統括管理を行うこと。
- ・落札者が共同企業体を組成する場合、代表者は、共同企業体構成員が的確に業務を実施するように、共同企業体構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。また、代表者は、共同企業体構成員が分担するコスト管理、要求水準の確認及び技術提案の確認などの管理を行うこと。
- ・落札者は、各業務を行うに当たり、関係部署、公共団体、近隣住民などからの要請や意見に対して可能な限り対応すること。
- ・落札者が行う業務全体の流れを【別紙 40 業務全体の流れ】に示す。

(2) 共通業務

ア 工程表の作成

落札者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工、別途工事）を市監督員に提出すること。総合工程表を基に設計者が作成する全体設計工程表（着手から引渡し）や、施工者が作成する生産計画工程表、全体施工工程表などの検証及び統括・取りまとめを行うこと。総合工程表は、施工者等と調整のうえ必要に応じて随時更新すること。

イ 体制表の作成

落札者は、契約締結後速やかに体制表を市監督員に提出すること。体制表には【別紙 41 業務体制図】に記載された技術者及びその役割について記載すること。次の(ア)から(エ)に代表的な技術者の役割を示す。【別紙 41 業務体制図】に記載の無い技術者については必要に応じて適宜記載すること。

(ア) 現場代理人

現場代理人は、設計業務、工事監理業務及び施工業務の取りまとめを行うこと。また、現場代理人は、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理などについて取りまとめを行うこと。

なお、現場代理人は基本的に常駐とするが、本体工事の施工に着手するまでの期間（本体工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるま

での間)及び仮使用認定を受けた後はこの限りではない。

現場代理人は、請負人と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

(イ) **管理技術者**

管理技術者は、設計業務全体を統括し、建築、構造、各設備設計の調整を行うこと。また、施工段階においては工事監理業務のうち「設計意図伝達等の業務」を行うこと。

(ウ) **監理技術者**

監理技術者は、施工業務全体の取りまとめ及び施工業務を行うこと。

なお、監理技術者は基本的に専任とするが、本体工事の施工に着手するまでの期間(本体工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間)及び仮使用認定取得後はこの限りではない。

(エ) **デザイン監修者**

デザイン監修者は、横浜市都市美対策審議会景観審査部会及び都市景観アドバイザーなどからの意見や「横浜市新市庁舎デザインコンセプトブック」を参考にし、設計への反映を行うなど、より良い施設の具現化に向け、多様な意見の調整を行うこと。

なお、デザイン監修者は設計者とは兼務できない。

ウ コスト管理

(ア) **コスト管理の考え方**

- ・落札者は、契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更が無い限り、技術提案内容を守りながら、工事費内訳書(レベルC)及び詳細内訳書に記載された単価を準用し、契約金額を上限としたコスト管理を実施すること。

なお、賃金又は物価の変動などにより工事価格の増減が予測される場合は、契約金額を上限としたコスト管理を行うための提案を行い、市と協議すること。

- ・工事費内訳書(レベルC)及び詳細内訳書に記載が無い項目については、市監督員と落札者で協議のうえ、市監督員が承諾した金額で単価を設定する。その際、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計の直接工事費に対する比率は工事費内訳書(レベルC)上の比率を上限とする。
- ・当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更工事が発生した場合、本契約に対する変更を行い、別途契約を結ばないものとする。

(イ) **設計期間中のコスト管理**

- ・落札者は、契約締結後速やかに、科目・細目を含めた工事費内訳書(レベルC)を提出し市監督員の確認を受けること。
- ・落札者は、工事費内訳書(レベルC)に基づき、設計期間中におけるコスト管理を行うこと。
- ・落札者は、基本設計報告書の作成が完了するまでに、基本設計に基づく概算工事費を算出し、市監督員に提出したうえで確認を受けること。

(ウ) 施工期間中のコスト管理

- ・落札者は、実施設計終了時（工事着工前）に、実施設計図書に基づいて契約金額に対する詳細内訳書を作成し、本体工事着工までに市監督員に提出し確認を受けること。
- ・落札者は、詳細内訳書作成に先立ち、単価表を作成して市監督員に提出し確認を受けること。
- ・落札者は、詳細内訳書に基づき、施工期間中におけるコスト管理を行うこと。

エ 要求水準の確認

(7) 要求水準の確保のための落札者による管理に関する基本的な考え方

落札者は、要求水準を満たすため、基本的に次の項目を(イ)に示す要求水準確認計画書に基づいて確認し、設計業務及び施工業務の管理を行うこと。

- ・基本設計完了時における基本設計報告書及び計算書などの確認
- ・実施設計完了時における実施設計図書及び計算書などの確認
- ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・かし点検における計画に基づいた施工の確認

(イ) 要求水準確認計画書の作成

- ・落札者は契約締結後速やかに、前記(7)を踏まえ要求水準確認計画書を作成し、市監督員に提出し、承諾を得ること。
- ・要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
- ・要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（【参考5 要求水準確認書（案）】を参考に落札者が作成）を添付すること。
- ・要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計終了時、実施設計完了時、その他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

(ウ) 要求水準の確認

- ・落札者は要求水準確認計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、要求水準確認書を用いて要求水準を満たしている事の確認を行った後に、市監督員の承諾を得ること。

(イ) 基本設計報告書及び実施設計図書の修正

- ・市監督員は、落札者から提出された基本設計報告書及び実施設計図書の内容が要求水準又は市監督員と落札者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、落札者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・落札者は、基本設計報告書及び実施設計図書の内容が要求水準又は市監督員と落札者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、市監督員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やか

に基本設計報告書及び実施設計図書の修正を行い、修正点について市監督員に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

オ 技術提案の確認

(7) 技術提案の実現のための落札者による管理に関する基本的な考え方

落札者は、技術提案の内容を実現するため、基本的に次の項目を(イ)に示す技術提案実施計画書に基づいて確認し、設計業務及び施工業務の管理を行うこと。

- ・基本設計完了時における基本設計報告書及び計算書などの確認
- ・実施設計完了時における実施設計図書及び計算書などの確認
- ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- ・各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- ・かし点検における計画に基づいた施工の確認

(イ) 技術提案実施計画書の作成

- ・落札者は契約締結後速やかに、前記(7)を踏まえ、市監督員と協議のうえ、技術提案実施計画書を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・技術提案実施計画書には、入札時の具体的評価項目ごとに、技術提案の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
- ・技術提案実施計画書には、技術提案で提案した各項目を一覧化したチェックリスト（【参考6 技術提案確認書（案）】を参考に落札者が作成）を添付すること。
- ・技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計終了時、実施設計終了時、その他必要な時期に市監督員と協議のうえ、適宜変更及び見直しを行い、市監督員の承諾を得ること。

(ウ) 技術提案の確認

- ・落札者は、技術提案実施計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、技術提案確認書及び提出物（書類・模型・パースなど）をもって技術提案の設計及び施工への反映状況の確認を行い、市監督員の承諾を得ること。

(エ) 基本設計報告書及び実施設計図書の修正

- ・市監督員は、落札者から提出された基本設計報告書及び実施設計図書の内容が技術提案又は市監督員と落札者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、落札者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・落札者は、基本設計報告書及び実施設計図書の内容が技術提案又は市監督員と落札者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、市監督員に不一致の報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により速やかに基本設計報告書及び実施設計図書の修正を行い、修正点について市監督員に提出し確認を受けること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

(3) その他共通業務

ア 打合せ及び記録と報告

- ・落札者は、市監督員及びその他関係機関と協議及び打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認すること。
- ・市監督員及び落札者は、指示、通知、報告、提出、承諾、回答及び協議（以下「指示等」という。）を、書面で行わなければならない。この場合、特段、書式に定めを必要としない場合には、打合せ簿により行うものとする。
 なお、やむを得ない事情により、口頭で行った指示等は7日以内に書面により交付するものとする。その書式は、打合せ簿により行うことを原則とする。
- ・落札者が市監督員に提出する書類で様式及び提出部数が定められていない場合は、市監督員の指示によるものとする。
- ・落札者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、市監督員と書面により協議しなければならない。この場合、市監督員は速やかに協議に応じるものとする。打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。
- ・落札者は、次の表の会議体名称、内容、出席者などを参考とし、適宜会議体を提案すること。

会議体のイメージ

会議体名称	内容	出席者○ (主宰者◎ 記録者●)				開催頻度など (参考)	
		市	設計者	監理者	施工者		
設計段階	設計会議	市から設計者への意図伝達 設計者による各種許認可申請・各種調査・各種検討の報告・説明 基本設計報告書及び実施設計図書の説明	○	◎●	○	○	2回／月開催
	各種分科会 (建築、電気、管、他)	技術関連全般の協議・確認・決定	○	◎●	(○)	—	1回／週開催
	デザイン検討分科会	必要に応じ実施する	必要に応じて参加者決定 主宰及び記録は設計者				随時開催
	その他の分科会 ヒアリングなど	上記会議体の補足として必要に応じ実施する	必要に応じて参加者決定 主宰及び記録は原則設計者				随時開催
施工段階	工事関係者連絡調整会議	本工事全体の円滑な推進を図る事を目的に、本工事と別途工事間のスケジュールや施工の調整などを行う	○	(○)	◎	●	1回／月開催 別途工事の施工者等も出席
	総合定例会議	本工事に関係する全社に関連する議題について打合せを行う	○	○	◎	●	1回／月開催 別途工事の施工者等も出席
	定例会議	主として本体工事に係る議題について打合せを行う	○	(○)	◎	●	2回／月開催
	総合図会議	総合図に関する打合せを行う	○	○	◎	●	随時開催
	仕上計画、設備計画プレゼンテーション会議	各種仕上のプレゼンテーション及び打合せを行う	○	◎	○	●	1回／週開催

各種分科会	上記会議体での議題以外の詳細内容についての打合せを行う	(○)	(○)	◎	●	随時開催
-------	-----------------------------	-----	-----	---	---	------

出席者の（ ）は必要に応じて参加
司会進行は主宰者が実施

イ 電子データのセキュリティ確保

落札者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる提出物など、電子データを市監督員に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策されたものを提出すること。

ウ 情報セキュリティ確保

契約期間中に、業務に関する資料や設計図書などの書類を紛失、あるいは誤送信、盗難にあった場合は、市監督員に直ちに報告するとともに、情報の保全と回収を行い、漏えいした情報に伴う損害が発生した場合は、落札者の責において賠償すること。

エ 守秘義務及び個人情報の保護

- ・落札者は、業務の実施に当たって、関連する法令等に基づき、個人情報を保護しなければならない。
- ・落札者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・落札者は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取扱いについて「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

オ 引渡し前における設計成果物の使用

- ・市は、引渡し前においても設計成果物の全部又は一部を落札者の承諾を得て使用することができる。
なお、落札者は、市より承諾願書が提出された場合には、特段の理由がある場合を除き、承諾するものとする。
- ・市は、引渡し前に設計成果物を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- ・市は、引渡し前に設計成果物を使用し、落札者に損害をおよぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

カ 安全等の確保

- ・落札者は、本工事の実施に際しては、関係者だけでなく、施設を利用する者、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。
- ・落札者は、本工事の実施に当たり事故が発生しないよう、関係者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

キ 関係機関への手続

- ・落札者は、市が行う関係機関への手続に協力しなければならない。
- ・落札者は、業務を実施するための関係機関に対する手続などを適切な時期に行うとともに、その内容を書面により市に報告しなければならない。
- ・落札者が関係機関から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を市監督員に報告し協議するものとする。

ク 近接施設管理者等との協議など

- ・落札者は、市が行う近接施設管理者等との協議などに協力しなければならない。
- ・落札者は、業務を実施するための近接施設管理者等との協議などを適切な時期に行うとともに、その内容を書面により市に報告しなければならない。
- ・落札者が近接施設管理者等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を市監督員に報告し協議するものとする。

(4) 資料等の作成

ア 完成図等の作成

- ・落札者は、完成図等を作成すること。完成図等の内容は「横浜市建築局建築工事特則仕様書」「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」及び実施設計図書（内容は【別紙 44 設計成果物の内容】による）に準じる。
- ・落札者は、完成図等とあわせて不可視部分の施工記録も提出すること。提出方法は、電子納品の他、紙面を納品すること。
- ・完成図等のうち完成写真については、デジタルデータ、アルバム及び工専用アルバムを提出すること。撮影箇所数は内部、外部あわせて 200 箇所とし、デジタルデータの提出方法は「営繕工事写真撮影要領」に準じる。アルバムは 300mm×300mm 程度の黒表紙金文字、工専用アルバムは A 4 版とし、それぞれ 5 冊提出すること。撮影業者は、市監督員が承諾する建築完成写真撮影実績のある撮影業者とすること。

イ 透視図及び模型等の作成

(ア) 透視図及び模型の作成

透視図及び模型の作成については【別紙44 設計成果物の内容】に記載する。

(イ) パンフレットの作成

落札者は、パンフレットの電子データを作成すること。

(ウ) 市庁舎建設記録の作成

落札者は、工事中の記録（ナレーション付きのビデオなど）を作成し、電子データで提出すること。

ウ 維持管理に必要な資料作成

(ア) 長期修繕計画の作成

(イ) エネルギー使用量の予測

落札者は、実施設計完了時及び工事途中で、施設の供用開始後 2 箇年の電力、ガス、水道及び熱などのエネルギー使用量の予測値を算出すること。ESP については、ESP 事業者又は市から資料を受領し、施設全体のエネルギー使用量を算出すること。

(ウ) 積載荷重一覧表

(エ) あらかじめの検討によるレイアウト変更制限に係る資料

（全館避難安全検証法にて国土交通大臣の認定を受けた場合）

(オ) その他必要なもの

エ 固定資産管理用資料の作成

落札者は、固定資産台帳へ登録するための管理用資料の作成に協力すること。

(5) 調査

ア 電波障害状況

落札者は、条例に従い、周辺家屋への電波障害影響調査（地上デジタルの電波障害も含む）を実施し、受信レベル・受信画質などの報告書を作成し、市監督員に提出するものとする。

イ 環境アセスメントの修正支援など

計画内容に応じて、平成9年に住宅・都市整備公団（現、都市再生機構）が作成した「北仲通南地区大規模建築物に係る環境影響評価書」の修正が必要となるため、落札者はスケジュールに影響が無いよう、修正に係る評価項目の再検証及び資料作成を行い、関係機関との協議などについて支援すること。

再検証が必要と想定される評価項目及び対応策については、【別紙 30 北仲通南地区大規模建築物に係る環境影響評価について】を参考とし、詳細は関係機関と協議のうえ決定する。

風害予測については、【参考3 参考図】によるプランを基本に実施した解析結果（別紙 30 第2章におけるケース②の予測結果）から、逸脱しないことを確認すること。

なお、【参考3 参考図】によるプランと、配置、形状などが同等で、環境への影響を悪化させる要因が生じない計画においては、軽微な修正での対応となることについて、関係機関と調整済みである。

また、事後調査計画書の修正及び事後調査報告に必要な資料の作成について、支援すること。

ウ その他調査

その他、落札者が設計・施工に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、市監督員に提出を行い、実施すること。

(6) 近隣

- ・着工に先立ち、近隣住民との調整及び調査などを十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ・落札者は、工事内容を近隣へ周知徹底して理解を得るように努めること。
- ・本工事によって近隣におよぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題が発生しないように適切な処置を行うこと。
- ・騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下、交通渋滞その他、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ・隣接する建物や、道路、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、落札者の負担において行うこと。
- ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、落札者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。
- ・工事により周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発

生した場合には、落札者の責任において対応を行うこと。

- ・用地境界については、隣接地権者の立会いのもと、十分な確認を行い、引照点を取り、復元すること。
- ・法令に定められたもの及び市が自主的に行う近隣住民に対する工事関係の事前説明については、市が実施するとともに、落札者はこれに協力するものとする。
- ・落札者が自主的に近隣住民に対する工事関係の事前説明を行う場合は、市に事前に承諾を得ること。また、説明終了後に説明内容について報告すること。
- ・本施設及び近隣への対応について、落札者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

(7) 市民説明

市が行う市民に対する説明については、市が実施するとともに、落札者はこれに協力するものとする。

2 設計業務に関する仕様

(1) 設計業務の範囲

- ・設計業務の範囲は、「第1-4 本工事の範囲」による。
- ・設計者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、市監督員と協議を行うこと。
- ・設計者は、落札者が有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用しようとする場合は、あらかじめ市監督員と協議を行うこと。
- ・適用基準等で市販されているものについては、落札者の負担において備えるものとする。

(2) 設計業務計画書

- ・設計者は、設計業務着手前に、設計スケジュール、体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告方法（出来高表など）を含む必要事項を記載した設計業務計画書を市監督員に提出し、確認を受けること。
- ・設計者は、設計業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度市監督員に変更業務計画書を提出し承諾を得ること。
- ・設計者は、市監督員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出すること。
- ・設計の体制は【別紙 42 設計体制】による。

(3) 設計業務

ア 設計業務の進め方

- ・設計者は、要求水準、技術提案及び工事費内訳書を基に設計期間中に仕様を確定すること。
- ・設計者は、基本設計及び実施設計の方針について、市監督員と協議を行ったうえで実施設計及び基本設計方針を策定し、市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・設計者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、基本設計報告書及び実施設

計図書に反映すること。

- ・設計者は、都市景観アドバイザーとデザイン監修者との調整に協力し、調整結果を設計に反映させること。都市景観協議については、基本設計終了時までには、都市美対策審議会景観審査部会の意見を聴き、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること。
- ・設計者は、「横浜市新市庁舎デザインコンセプトブック」を参考として設計業務を行うこと。
- ・設計者は、打合せに当たって、集約した意見を反映した提案として、具体的なコンセプト案、スタディー模型、内観・外観パース等、可視化した分かりやすい資料を必要に応じて適時提出すること。
- ・別途工事の発注方法などは、基本設計段階で確定するものとする。設計者は、別途工事の仕様が過剰にならないように適切な設計を行うこと。別途工事の仕様が明らかに過剰と認められる場合は、市が是正を求める場合がある。
- ・設計者は、市が行う施設利用者からのヒアリングなど、使い勝手に係る内容について関係者の意見集約の支援を行うこと。
- ・落札者は、本体工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに市監督員に提出し確認を受けること。
- ・設計成果物については、【別紙 44 設計成果物の内容】によること。
- ・設計者は、翌月の5日までに設計進捗状況が確認できる資料（出来高表など）を作成し、市監督員に提出し確認を受けること。

イ 工程表の作成

設計者は、次の設計業務に関する工程表を適切な時期に市監督員に提出すること。なお、施工に関する工程及び別途工事に関する工程と調整を行い、設計業務に関する工程に反映すること。

- ・全体設計工程表（着手から引渡しまで）
- ・許認可工程表
- ・基本設計工程表
- ・実施設計工程表 など

ウ 基本設計業務

(ア) 設計条件等の整理

- ・設計者は、発注仕様書及び落札者が提案した技術提案に基づく設計条件等を、市監督員と協議のうえ整理すること。

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で、計画に関する法令及び条例上の条件を調査し、市監督員に報告すること。
- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で、計画通知等の手続に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、市監督員に報告すること。

(ウ) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で、建設予定地における上下水道、ガス、電力、

通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行い、市監督員に報告すること。

(エ) 基本設計方針の策定

- ・設計者は、基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討すること。
- ・設計者は、総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、市監督員に提出し、承諾を得ること。

(オ) 基本設計報告書の作成

- ・設計者は、基本設計方針に基づき、市監督員と協議のうえ、基本設計報告書を作成すること。

(カ) 概算工事費の検討

- ・落札者は、基本設計報告書の作成が完了するまでに、基本設計に基づく本体工事の概算を行うこと。

(キ) 別途工事の概算工事費の検討

- ・落札者は、基本設計報告書の作成が完了するまでに、基本設計に基づく別途工事に要する費用の概算を行うこと。

(ク) 基本設計内容の確認

- ・設計者は、実施設計着手に先立ち、基本設計報告書を市監督員に提出し、市監督員に設計意図、基本設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書及び概算工事費を提出し確認を受けること。

エ 実施設計業務

(7) 設計条件の確認

- ・設計者は、実施設計に先立ち、又は実施設計期間中、必要に応じて設計条件を再確認すること。
- ・設計者は、基本設計以降の状況の変化によって、設計条件に変化がある場合、条件に変更が生じる場合又は既に設定した条件を変更する必要がある場合においては、市監督員と協議すること。

(イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・設計者は、法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行い、市監督員に報告すること。
- ・設計者は、計画通知を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、市監督員に報告すること。

(ウ) 実施設計方針の策定

- ・設計者は、基本設計報告書に基づき、建築、構造、電気設備及び機械設備の実実施設計方針について総合的に検討すること。
- ・設計者は、基本設計段階以降に検討した事項のうち、市監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための条件を確定すること。
- ・設計者は、総合的な検討の結果及び確定された実施設計のための条件を踏まえ、

実施設計方針を策定し、市監督員に提出し、承諾を得ること。

(エ) 実施設計図書の作成

- ・設計者は、実施設計方針に基づき、市監督員と協議のうえ、技術的な検討などを行い、実施設計図書を作成すること。
なお、実施設計図書の作成においては、市監督員と協議を行い施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器などの種別、品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。
- ・設計者は、関係機関との事前の打合せなどを踏まえ、実施設計に基づき、計画通知に必要な図書を作成し、市監督員に提出し、承諾を得ること。

(オ) 詳細内訳書の作成

- ・落札者は、本体工事について実施設計図書に基づき詳細内訳書を作成し、本体工事着工までに市監督員に提出し確認を受けること。

(カ) 別途工事の積算

- ・落札者は、実施設計図書の作成が完了した時点において、別途工事について、当該実施設計図書に基づく積算を行い、市監督員に提出し確認を受けること（【別紙5 全体所掌区分】で実施設計を別途とするものを除く）。

(キ) 実施設計内容の確認

- ・本体工事着工に先立ち、実施設計図書を市監督員に提出し、市監督員に設計意図、実施設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書、詳細内訳書を提出し、承諾を得ること。

(4) 各種資料の作成

ア 基本設計報告書の作成

基本設計報告書の内容は原則として【別紙 44 設計成果物の内容】により、納品期限は平成 28 年 10 月 31 日とする。また、ESP 設備工事に関する設計図や数量書の納品時期は、平成 28 年 6 月 30 日とする。

イ 実施設計図書の作成

実施設計図書の内容は原則として【別紙 44 設計成果物の内容】により、主要な別途工事の納品期限は次に示す。

- ・中層部（議会・行政）部分工事 平成29年 7月31日
- ・特殊設備工事 平成29年11月10日
- ・解体撤去その他工事 平成28年 4月15日

ウ 各種説明資料の作成

- ・設計者は、市が行う説明等に必要な資料を作成すること。
- ・打合せに当たっては、集約した意見を反映した提案として、具体的なコンセプト案、スタディー模型、内観・外観パース等の可視化した分かりやすい資料を必要に応じて作成し、適時提出すること。

エ 設計成果物

- ・設計成果物のうち、別途工事の発注に係るものには、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難しい場合は、あらかじめ

市監督員と協議し、承諾を得ること。

- ・国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、市監督員と協議を行うものとする。
- ・設計成果物は電子納品することとし、市の「設計業務等の電子納品要領〔建築・建築設備編〕」に基づき、「電子媒体納品書【建築営繕・業務編】」とともに提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については、市の「電子納品運用ガイドライン〔建築・建築設備業務編〕」を参考にするものとする。

(5) 設計に係るその他の業務

ア 別途工事との設計に関する調整

- ・設計者は、本工事の設計と、別途工事の設計に関する調整を行い、別途工事の内容について設計に反映することとする。
- ・別途工事の内容については【別紙5 全体所掌区分表】の内容による。
- ・設計者は、別途工事も含め、関係法令等への適合を確認すること。

イ 別途工事の発注図書作成

(7) 別途工事の基本設計までを設計者が行う場合

- ・設計者は、基本設計までを設計者が行う別途工事について、別途工事の発注図書を作成することとする。

(4) 別途工事の実施設計までを設計者が行う場合

- ・設計者は、実施設計までを設計者が行う別途工事について、別途工事の発注図書を作成することとする。
- ・別途工事の積算には、国土交通省「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」並びに横浜市建築局「建築工事積算マニュアル」、「建築工事積算要領」、「電気設備工事積算要領」及び「機械設備工事積算要領」を適用すること。積算に使用するソフトは、原則として、営繕積算システム「RIBC」（一般財団法人建築コスト管理システム研究所）を利用すること。

ウ 申請手続等

- ・設計者は、計画通知申請関連業務を行うこと。
なお、計画通知など横浜市への申請手数料は別途市が負担するものとし、指定性能評価機関、国土交通大臣認定など横浜市以外の関係機関への申請手続手数料は本工事に含むものとする。変更があった場合も同様とする。
- ・設計者は、その他法令により定められた申請手続を行うこと。また、設計者は、市が行う申請手続に必要な資料などの作成を行うこと。
- ・本施設は、建築基準法第 68 条の 3 第 1 項に基づく認定、建築基準法第 86 条第 2 項（横浜市一団地認定基準・連担建築物設計制度基準）による認定等を想定している。その他必要となる関係機関との協議、特定行政庁の認定等に係る手続を行うこと。
- ・設計者は、CASBEE横浜による建築物環境配慮制度に基づく建築物環境配慮計画届出書及び同評価制度による認証に必要な申請書類を作成すること。

エ ESP導入に向けた業務

- ・落札者は、平成 28 年 6 月末までにESP設備工事（ESP工事区分）の工事金額を

本体工事とは別に提出すること。金額は落札者が工事を行った場合を想定して算出すること。

- ・設計者は、【別紙7 E S P計画条件】を参照し、熱源設備・熱源供給に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事の基本設計を行うこと。
- ・設計者は、横浜市技術審査会議などに向けて熱源構成比較検討などの資料の作成を行うこと。
- ・設計者は、システム構成、機器仕様、年間負荷、年間エネルギー量及び15年間の運営費用の想定値などE S P発注に必要な項目を網羅した発注図書を、【参考1 総合工程表（案）】にあるE S P発注スケジュールを考慮し作成協力すること。
- ・設計者は、E S P事業者決定後にE S P事業者が行う実施設計に協力すること。
- ・設計者は、E S P設備工事の基本設計を都市再生機構、横浜アイランドタワー関係者と協議を行いながら進めること。

オ 2階デッキの調整業務

設計者は、2階デッキの接続に関して、桜木町駅方面に新設予定の連絡デッキの設計者等と調整を行うこと。

カ 補助事業に係る資料作成

設計者は、市が補助申請等を行う場合に、必要となる資料作成に協力することとする。

キ 都市再開発法に係る資料作成

本工事は「北仲通南地区第二種市街地再開発事業」における特定施設建築物の建築となるため、設計者は都市再開発法に係る資料の作成などに協力すること。

ク 議会諸室の検証と確認

設計者は、【別紙11 諸室等性能表】に席数、備品サイズを指定する室は、想定される備品類をレイアウトした検討平面・断面図を作成し、室寸法、面積、視聴覚等の機能性の検証と確認を行うこと。

ケ 商業計画との調整

設計者は、商業計画や商業テナント貸付方法などについて、市と十分に調整を行うこと。

コ 設計変更業務

設計者は、設計変更に際し、市監督員と協議し、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。

サ 区域の汚染土壌の処理

- ・落札者は、汚染土壌の処理計画書を策定し、市監督員の承諾を得ること。策定に当たっては、市監督員の他、必要に応じて市の規制部署等と協議を行うこと。
- ・処理計画書には、区域の場所、汚染の種類ごとに汚染土壌の量が把握できるよう分けて明示すること。
- ・汚染土壌の掘削等については、区域以外の土壌に混入することのないよう、適切な施工方法、施工手順を検討し、汚染土壌の飛散又は流出を防止するために必要な措置等（以下「飛散措置等」という。）も検討すること。
- ・汚染土壌の処理については、全体工程への影響に十分配慮し、汚染土壌処理施設への

搬出又はその他の処理方法の選択など、適切な処理方法を検討すること。

- ・平成 26 年度に実施した土壌調査で確認された区域については、深度方向の汚染状況が把握できていないが、地下躯体の設計に応じた掘削深度を汚染の深度方向範囲として処理計画を立て処理すること。

シ 横浜市技術審査会議に係る資料作成

- ・横浜市技術審査会議において、E S P 事業者募集仕様確定段階及び本工事の基本設計段階において技術審査（建築部門、設備部門）を行う。設計者は、審査に必要な資料を審査会のおおむね 15 日前までに提出すること。審査会は各 1 回を予定している。

ス 横浜市公共建築物耐震工法検討委員会に係る資料作成

- ・基本設計段階における構造計画については、横浜市公共建築物耐震工法検討委員会において審議を行う。設計者は、審議に必要な資料を提出すること。事前説明から審査までの実質的な期間はおおむね 14 日間を見込んでいる。

3 工事監理業務に関する仕様

(1) 工事監理業務の範囲

- ・工事監理業務の範囲は、「第1-4 本工事の範囲」による。
- ・落札者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、市監督員と協議するものとする。
- ・工事監理業務は常駐監理とする。
- ・監理者は、建築基準法及び建築士法による工事監理者、「横浜市請負工事監督事務取扱規定」による担当監督員として、市から任命を受けるものとする。監理者及び担当監督員の体制については【別紙 43 監理者・監督員の体制】による。

(2) 工事監理業務計画書

- ・監理者は、工事監理業務着手前に、【別紙 45 工事監理業務計画書記載事項】に基づき、必要事項を記載した工事監理設計業務計画書を市監督員に提出し、確認を受けること。
- ・監理者は、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、市監督員と協議すること。

(3) 工事監理業務

ア 一般監理業務

一般監理業務については、設計段階において設計業務を行った者以外が行うこと。

(7) 設計図書の内容の把握など

- ・監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、市監督員に報告し、必要に応じて設計者に確認すること。
- ・監理者は、施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて市監督員及び設計者に確認のうえ、回答を施工者等に通知すること。

(イ) 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

- ・監理者は、設計図書の定めにより、施工者等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図などをいう。）、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているかについて検討し、市監督員に報告すること。
- ・監理者は、設計図書の定めにより、施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器など（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、市監督員に報告すること。

(ロ) 施工と設計図書との照合及び確認

- ・監理者は、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、市監督員に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者として、必要な法手続等を行うこと。

(ハ) 設計図書の内容に適合していることを確認できない場合の措置

- ・監理者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることを確認できない場合、直ちに施工者等に対してその旨を指摘するとともに、施工者等に対し修正を求めるべき事項等を検討し、市監督員に報告すること。ただし、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しない場合は、施工者等に対し直ちに修正を指示し、その旨を市監督員に報告すること。

施工者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を市監督員に報告すること。

なお、設計図書のとおり施工できない理由について、施工者等があらかじめ書面で報告した場合においては、監理者は必要な事項を検討し、市監督員及び施工者等と協議すること。

(オ) 工事監理状況の報告

- ・監理者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、市監督員に提出し確認を受けること。工事監理業務報告書は、原則として施工者等ごとに作成し、工事が設計図書に適合していることが確認できる内容とすること。
- ・監理者は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の5日までに、監理月報により市監督員に報告すること。
- ・監理者は、施工者等が提出する施工報告書、工事月報の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を市監督員に報告すること。

(カ) 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。ただし、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- ・監理者は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行うこと。
- ・監理者は、施工者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行うこと。
- ・監理者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、市監督員に報告すること。
- ・監理者は、かし点検等について立ち会い、また必要に応じて業務に関する説明、資料作成を行うこと。

イ 設計意図伝達等の業務

設計段階において設計業務を行った者が、監理者として設計意図伝達等の業務を行うこと。

(ア) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明など

- ・監理者は、施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明などを施工者等に対して行うこと。また、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある場合は施工図などの確認を行うこと。

(イ) 工事材料、設備機器などの選定に関する設計意図の観点からの検討、助言など

- ・監理者は、施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器など及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、

必要な報告などを市監督員に対して行うこと。

(4) 監理に係るその他業務

ア 別途工事の調整に関する業務

監理者は施工段階における工事区分に関する調整等を行うこと。

イ 完成図等の確認に関する業務

監理者は完成図等が現場と整合している事を確認すること。

4 施工業務に関する仕様

(1) 施工業務の範囲

- ・本工事は「建築局工事安全管理実施要領」に基づく「安全管理指定工事」に指定する。
- ・施工業務の内容及び範囲は「第1 4 本工事の範囲」による。
- ・施工者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、市監督員と協議すること。
- ・施工者は、発注仕様書及び落札者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、市監督員の承諾を得た設計図書に基づき施工を行うこと。
- ・施工者は、落札者が有効と考える特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ市監督員と協議を行い、採用を検討すること。

(2) 施工計画書等の作成

施工者は、施工計画書、品質管理計画書、施工報告書を作成すること。

なお、施工計画書及び品質管理計画書は、原則として該当する工事着手の7日前までに、市監督員の承諾を得ること。

(3) 施工業務

ア 工程表の作成

施工者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に市監督員に提出すること。

なお、設計に関する工程及び別途工事に関する工程と調整を行い、施工業務に関する工程に反映すること。

- ・全体施工工程表
- ・月間工程表
- ・週間工程表
- ・工種別工程表
- ・生産計画工程表

(調達時期、総合図作成期間、主要製作図作成期間、市の確認期間) など

イ 各種図面の作成

施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

ウ 仮設計画図の作成

施工者は、仮設計画図を作成すること。

エ 工事状況の説明・報告

- ・施工者は、工事状況を市監督員に毎月報告する他、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・監督員は、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ・施工者は、工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び整備を十分に行うこと。
- ・施工者は、建設業法第24条の7に定める施工体制台帳に健康保険等の加入実態を確実に記載し、施工者が雇用する労働者の加入実態を明らかにすること。また、二次以下の下請業者に対しては、再下請負通知書に健康保険等の加入実態を確実に記載させ、

未加入の場合は健康保険等へ加入するよう指導するものとする。

オ 工事により発生する廃材・廃棄物・建設発生土等の処理

- ・施工者は、工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・施工者は、工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

カ モックアップの作成及び確認

(ア) 外装モックアップの作成及び確認

- ・施工者は、外装デザインの検証を行うため、下地鉄骨を含む原寸の外装モックアップを屋外に設け、市監督員の確認を受けること。
- ・外装モックアップの範囲は、2層、2スパン分程度とする。具体的な範囲については市監督員の指示によること。
- ・高層基準部外壁仕上げ、サッシ、ガラス、パネル、シール材等の比較ができるようにすること。サッシやガラス、パネルなどは、部分的に交換しながら比較検討できるようにすること。詳細は市監督員の指示によること。
- ・モックアップ作成に先立ち、各部分を7種から8種程度の見本で市監督員の確認を受けること。
- ・決定外装については、本体工事の外装が施工されるまで、原則として現場内に設置すること。

(イ) 内装モックアップの作成及び確認

- ・施工者は、基準階の内装施工に先立ち、基準階事務室の内装モックアップを作成し、市監督員の確認を受けること。
- ・内装モックアップの範囲は外装材の1つの窓周りを含めた基準階の事務室8m×8m程度、便所（男女共）、廊下・通路等とする。具体的な範囲については市監督員の指示によること。
- ・内装モックアップの作成には想定内部仕上材及び設備（床、巾木、膳板、壁、天井、天井照明、設備等）を用いること。
- ・内装モックアップの作成に先立ち、各部分の見本で市監督員の確認を受けること。
- ・市監督員に内装モックアップの承諾を得た後に、実際の施工に入ることとする。

キ 資機材の先行発注

落札者は、本体工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに市監督員に提出し確認を受けること。

ク 取扱説明会の開催

施工者は、完成図等引渡しに先立ち取扱説明会を開催すること。取扱説明会の動画を撮影し、完成図等引渡しの際に市監督員に取扱説明会の動画を提出すること。

(4) 工事検査及び中間技術検査

工事検査及び中間技術検査については、「横浜市建築局建築工事特則仕様書」「横浜市建築局電気工事特則仕様書」「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」による。

施工者は、市による検査に先立ち自主検査を行うこと。

(5) **かし点検**

- ・施工者は、引渡し後6か月、1年、2年後にかし点検を行うこと。かし点検の方法については「横浜市建築局建築工事特別仕様書」「横浜市建築局電気工事特別仕様書」「横浜市建築局機械設備工事特別仕様書」による。
- ・施工者は、かし点検の際に、運転実績報告を行うこと。運転実績報告の内容は【別紙26 しゅん工後運転実績報告内容】による。

(6) **施工に係るその他業務**

ア 別途工事に対する総合管理業務

施工者は、次に示す別途工事に対する総合管理業務を主体的に実施し、市に対して履行責任を負うものとする。

(7) **総合管理に係る業務**

- ・設計の調整
- ・総合図の調整・取りまとめ
- ・総合で行う必要のある各種試験の調整・取りまとめ
- ・工事に伴う各種会議体の取りまとめ
- ・性能検証業務の調整・取りまとめ
- ・本体工事に係る設計変更リスト、懸案事項等の作成・調整・取りまとめ
- ・工事検査の取りまとめ
- ・完成図等の取りまとめ
- ・施設説明書の取りまとめ
- ・取扱説明書の作成と説明
- ・かし点検の取りまとめ（引渡し後6か月、1年、2年）
- ・品質管理に係る業務

(イ) **工程に係る業務**

工程について、別途工事施工者等と調整を行うこと。

(ウ) **安全管理に係る業務**

(エ) **揚重管理に係る業務**

(オ) **仮設設備管理に係る業務**

(カ) **発生材（建設廃棄物等）の処理に係る業務**

イ 土壤汚染対策法に基づく手続及び汚染土壌の処理業務

- ・施工者は、市が行う土壤汚染対策法に基づく手続（汚染土壌の搬出の届出等）について、適切な時期に手続が行えるよう必要資料の準備、書類の作成などに協力すること。
- ・汚染土壌の処理については、土壤汚染対策法及び処理計画に基づき適切に処理すること。
- ・解体撤去その他工事の施工（掘削）範囲と重複する汚染土壌の処理については、解体する地中埋設物と汚染土壌を分別して処理するものとし、解体撤去その他工事の工期に十分配慮すること。
- ・場内に一時仮置きする場合には、汚染土壌の飛散措置等を行い適切に管理すること。

ウ 建設発生処理に伴う土砂検定（土壌分析）業務

- ・建設発生土の処理に当たっては、本工事の契約までに別途土砂検定を実施し、その結果を基に受入先協議を実施する予定である。
- ・施工者は、土砂検定結果及び受入先協議の結果、追加の土砂検定が必要となった場合には、本工事において追加の土砂検定を実施すること。実施に当たっては、市監督員及び受入施設との協議により土砂検定の範囲、方法（分析項目）等を決定し、試料の採取、検定（分析）を行うこと。
- ・施工者は、追加土砂検定の結果、環境基準に適合しないことが判明した場合、別途市監督員と協議のうえ対応を決定すること。

第5 解体撤去その他工事に関する仕様

本章は、本体工事に直接関連する他の工事（随意契約の予定）として、平成 28 年 6 月 1 日に着工予定の解体撤去その他工事の仕様について示す。落札者は、解体撤去その他工事を実施する前提で設計を行うこと。

1 解体撤去その他工事の目的

建設予定地にある工作物及び地中に残置されている建物の基礎などについて解体撤去することを目的とする。

2 解体撤去その他工事の範囲

工事の範囲は、【別紙 29 工作物及び地中埋設物位置図】に示す地上部及び地中部の構造物の解体撤去であり、主要な項目について次に示す。ただし、現地状況と異なる場合は、着工時の現況を優先すること。

(1) 地上にある工作物の解体撤去

- ・建設予定地の周辺には、管理を目的とした仮囲い（フラットパネル H=3 m、ゲート 1 基）を市が設置する予定であり、着工に当たっては、この仮囲いを利用した施工計画を原則とする。ただし、落札者が必要に応じて仮囲いの解体撤去、再設置を行う場合は、市監督員と協議のうえ、落札者の負担により行うこと。
- ・立木などがある場合は伐採、伐根処分を行うこと。
- ・その他本体工事の支障となる構造物については、市監督員と協議すること。

(2) 地中埋設物の解体撤去

- ・【別紙 29 工作物及び地中埋設物位置図】に記載されている 3 つの建築物（さくらぎビル、原ビル、住友ビル）の基礎や杭、建設予定地内の設備配管などを解体撤去し、撤去後は発生土にて埋め戻すこと。
- ・既存の杭については、本体工事への影響を十分に検討し、解体撤去する範囲を決定すること。
- ・利用しない上水道の撤去（廃止届済み）をすること。
- ・地中埋設物などにおいて、当初想定されない施設などが発見された場合は市監督員と協議を行い、適切な措置を図ること。

(3) 山留めについて

解体撤去その他工事に伴って設置する山留め（ソイルセメント連続壁やH鋼横矢板など）が本体工事の仮設を兼ねる部分については、本体工事費の見積に含むものとする。また、明らかに解体撤去その他工事と関連の無い山留め壁は本体工事施工時に設置すること。

(4) 発生廃棄物の処理

- ・適用法令に基づき適正な処理を行うこと。

- ・建設副産物適正処理推進要綱に基づき、積極的に廃棄物の再資源化を行うこと。

(5) 工事に伴う建設発生土について

建設発生土は、法に定められた基準値を超過する成分を含む土壌とそれ以外を分けて建設予定地内仮置きし、良質土については埋め戻すものとする。

3 完成期限

解体撤去その他工事：平成 29 年 3 月 15 日

※完成期限を原則とするが、落札者の提案する工程案を基に、市監督員と協議のうえ決定する。

4 その他

(1) 施工の実施について

施工の実施に当たっては「横浜市建築局建築工事特則仕様書」に準じることとする。
また、業務に関する仕様については「第 4 業務に関する仕様」に準じることとする。

(2) 詳細内訳書の作成について

落札者は、平成 28 年 4 月 15 日納品予定の解体撤去その他工事の実施設計図書（解体撤去計画図や設計書など）に基づいて解体撤去その他工事の詳細内訳書を作成し、市監督員に提出し承諾を得ること。

(3) 施工報告について

落札者は、工事の状況を毎月市監督員に定期的に報告し、市監督員の要請があったときには随時報告を行うこと。

(4) 解体撤去その他工事の完了時業務

落札者は、残置物の図面、成果物（写真、施工計画書、工事報告書など）について、工事完了後に速やかに市監督員に提出し承諾を得ること。

(5) 随意契約予定工事の積算について

- ・本体工事に引き続き、随意契約により締結を予定している解体撤去その他工事の積算において、本体工事と同一種別がある場合、解体撤去その他工事の積算額に本体工事の落札率を乗じて算出する。
- ・当該積算において落札率を乗じる対象は、直接工事費の積上げ項目のみとし、間接工事費の積上げ項目については、落札率を乗じる対象から外すものとする。
- ・一般管理費、間接工事費の率計算による積算は、随意契約における調整計算を行うものとする。